

平成28年 第4回定例会

摂津市議会会議録

平成28年12月 5日 開会
平成28年12月21日 閉会

摂 津 市 議 会

目 次

平成 28 年第 4 回定例会

○ 12 月 5 日（第 1 日）

出席議員、地方自治法第 121 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	1－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1－ 2
開会の宣告	1－ 3
市長挨拶	
開議の宣告	1－ 3
会議録署名議員の指名	1－ 3
日程 1 会期の決定	1－ 3
日程 2 認定第 1 号～認定第 8 号、議案第 67 号	1－ 3
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長、議会運営委員長、 駅前等再開発特別委員長）	
討論（増永和起議員、三好義治議員）	
採決	
日程 3 議案第 73 号～議案第 93 号	1－14
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、市民生活部長、 保健福祉部理事、市長公室長、環境部長）	
質疑（三好義治議員）	
委員会付託	
休会の決定	1－30
散会の宣告	1－30

○ 12 月 20 日（第 2 日）

出席議員、地方自治法第 121 条による出席者（説明員）、出席した

議会事務局職員	2－ 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2－ 2
開議の宣告	2－ 3
会議録署名議員の指名	2－ 3
日程 1 一般質問	
水谷毅議員	2－ 3
福住礼子議員	2－ 9
山崎雅数議員	2－14
上村高義議員	2－18
増永和起議員	2－26

森西正議員	2-36
村上英明議員	2-45
嶋野浩一郎議員	2-49
安藤薫議員	2-54
延会の宣告	2-60

○12月21日（第3日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
市来賢太郎議員	3-3
東久美子議員	3-11
中川嘉彦議員	3-20
弘豊議員	3-25
南野直司議員	3-33
日程2 議案第73号～議案第93号	3-39
委員長報告（総務・建設・文教・民生常任委員長）	
討論（安藤薫議員、森西正議員）	
採決	
日程3 議案第94号	3-43
提案理由の説明（総務部長）	
採決	
日程4 議案第95号	3-44
提案理由の説明（市長公室長）	
質疑（三好義治議員、渡辺慎吾議員）	
採決	
日程5 請願第1号	3-50
閉会中の継続審査に決定	
日程6 議会議案第15号～議会議案第18号	3-50
討論（弘豊議員）	
採決	
閉会の宣告	3-52

☆添付資料

審議日程	資料－ 1
議案付託表	資料－ 2
一般質問要旨	資料－ 3
議決結果一覧	資料－ 6

摂津市議会会議録

平成28年12月5日

(第1日)

平成28年第4回摂津市議会定例会会議録

平成28年12月5日（月曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番 上 村 高 義	3 番 安 藤 薫
4 番 野 口 博	5 番 福 住 礼 子
6 番 藤 浦 雅 彦	7 番 村 上 英 明
8 番 三 好 義 治	9 番 東 久美子
10 番 中 川 嘉 彦	11 番 増 永 和 起
12 番 弘 豊	13 番 山 崎 雅 数
14 番 水 谷 毅	15 番 南 野 直 司
16 番 嶋 野 浩一朗	17 番 市 来 賢太郎
18 番 野 原 修	19 番 森 西 正
20 番 渡 辺 慎 吾	

1 欠席議員（1名）

2 番 木 村 勝 彦

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 山 一 正	副 市 長 奥 村 良 夫
教 育 長 箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長 乾 富 治
総 務 部 長 杉 本 正 彦	市 民 生 活 部 長 登 阪 弘
環 境 部 長 北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長 堤 守
保 健 福 祉 部 理 事 平 井 貴 志	建 設 部 長 山 口 繁
上 下 水 道 部 長 山 口 猛	上 下 水 道 部 理 事 石 川 裕 司
教 育 委 員 会 山 本 和 憲	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長 前 馬 晋 策
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長 井 口 久 和	消 防 長 樋 上 繁 昭
会 計 管 理 者 牛 渡 長 子	

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉 事務局参事兼局次長 橋 本 英 樹

1 議 事 日 程

- 1, 会期決定の件
- 2, 認 定 第 1 号 平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 2 号 平成 2 7 年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認 定 第 3 号 平成 2 7 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 4 号 平成 2 7 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 5 号 平成 2 7 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 6 号 平成 2 7 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 7 号 平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認 定 第 8 号 平成 2 7 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 3, 議 案 第 6 7 号 平成 2 7 年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件
- 議 案 第 7 3 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）
- 議 案 第 7 4 号 平成 2 8 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 7 5 号 平成 2 8 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 7 6 号 平成 2 8 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議 案 第 7 7 号 平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議 案 第 7 8 号 平成 2 8 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議 案 第 7 9 号 指定管理者指定の件（摂津市斎場）
- 議 案 第 8 0 号 指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）
- 議 案 第 8 1 号 摂津市健康づくり推進条例制定の件
- 議 案 第 8 2 号 摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件
- 議 案 第 8 3 号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 8 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 8 5 号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 8 6 号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 8 7 号 摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 8 8 号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 8 9 号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 9 0 号 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 9 1 号 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 9 2 号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議 案 第 9 3 号 摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

1 本日の会議に付した事件 日程 1 から日程 3 まで

(午前１０時 開会)

○野原修議長 ただいまから平成２８年第４回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

師走に入りまして、はや５日が経過いたしました。本日は、平成２８年第４回の市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご参集賜りまして大変ありがとうございます。

さて、今回お願いいたします案件であります。予算案件といたしまして、平成２８年度摂津市一般会計補正予算ほか５件、その他案件といたしまして、指定管理者指定の件２件、条例案件といたしまして、摂津市健康づくり推進条例制定の件ほか１２件、合計２１件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○野原修議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、市来議員及び森西議員を指名します。

日程１、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から１２月２１日までの１７日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程２、認定第１号など９件を議題とし

ます。

委員長の報告を受けます。総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから総務常任委員会の審査報告を行います。

１０月１９日の本会議において、本委員会に付託されました認定第１号、平成２７年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分及び認定第４号、平成２７年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件、以上２件について、１１月１５日及び１７日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第１号所管分については賛成多数をもって認定すべきもの、認定第４号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○野原修議長 建設常任委員長。

(弘豊建設常任委員長 登壇)

○弘豊建設常任委員長 ただいまから建設常任委員会の審査報告を行います。

１０月１９日の本会議において、本委員会に付託されました認定第１号、平成２７年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第２号、平成２７年度摂津市水道事業会計決算認定の件、認定第５号、平成２７年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件及び議案第６７号、平成２７年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件、以上４件について、１１月１４日、委員１名欠席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第１号所管分については賛成多数をもって認定すべきもの、認定第２号及び認定第５号については全員賛成をもって認定すべきもの、議案第６７号については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告しま

す。

○野原修議長 文教常任委員長。

(市来賢太郎文教常任委員長 登壇)

○市来賢太郎文教常任委員長 ただいまから文教常任委員会の審査報告を行います。

10月19日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月15日及び17日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、委員長裁決をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○野原修議長 民生常任委員長。

(上村高義民生常任委員長 登壇)

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

10月19日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分、認定第3号、平成27年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第6号、平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件、認定第7号、平成27年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件及び認定第8号、平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件、以上5件について、11月14日及び16日の両日にわたり、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、認定第1号所管分、認定第3号、認定第7号及び認定第8号については賛成多数、認定第6号については全員賛成をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○野原修議長 議会運営委員長。

(嶋野浩一朗議会運営委員長 登壇)

○嶋野浩一朗議会運営委員長 ただいまから議会運営委員会の審査報告を行います。

10月19日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月30日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

○野原修議長 駅前等再開発特別委員長。

(上村高義駅前等再開発特別委員長 登壇)

○上村高義駅前等再開発特別委員長 ただいまから駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

10月19日の本会議において、本委員会に付託されました認定第1号、平成27年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分について、11月18日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、賛成多数をもって認定すべきものと決定しましたので、報告します。

○野原修議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。

増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 日本共産党議員団を代表して、認定第1号、認定第3号、認定第7号、認定第8号に対して、一括して反対討論を行います。

アベノミクスが始まって4年になります。格差と貧困が拡大し、富裕層への富の集中、中間層の疲弊、貧困層の拡大が一層

進行しています。大企業の内部留保は386兆円、労働者の平均賃金はこの16年間で年収55万6,000円も減少し、その結果、日本の貧困率は16.1%となり、OECD34か国の中でワースト6位となっています。働いていても生活保護基準以下の収入しかないワーキングプア世帯はこの15年間で2倍の9.7%へ、貯蓄ゼロ世帯は30.9%と、この18年間で3倍へと急増しています。

日本共産党は、こうした暮らしの問題では、格差と貧困を正す四つの改革を提案しています。一つは、富裕層・大企業に応分の税負担を求める税金の集め方の改革、二つ目に、社会保障・若者・子育て中心への税金の使い方の改革、三つ目に、8時間働けば普通に暮らせる社会への働き方の改革、四つ目に、大企業と中小企業、大都市と地方などの格差を是正する産業構造の改革の4点です。

昨年9月に強行された安全保障関連法、戦争法のもとで戦争できる国づくりが進んでいます。戦後、日本が歩んできた平和国家としてのあり方を根本から変えてしまうものです。南スーダンPKOに派兵されている自衛隊に対し新任務を付与し、武器の使用を許可しましたが、これにより、南スーダンの自衛隊が殺し、殺される最初のケースになりかねない危険が生まれてきています。

こうした中、この間の安全保障関連法、戦争法に反対する闘いを通じて、国民一人ひとりが主権者として自由な、自発的な意思で立ち上がり、声を上げる、戦後かつてない市民運動、国民運動が沸き起こり、豊かに発展しています。さきの参院選、1人区において11の選挙区で野党統一候補の勝利、10月の新潟県知事選挙における市

民と野党の統一候補の圧勝、国会における野党4党共同でさまざまな法案の提出など、政治的にも新しい対決構図が形成されてきています。

こうした状況を受けて、平和の問題でも、暮らしの問題でも、摂津市として市民の暮らしを守る地方自治体の本旨に基づいた取り組みを求めるものです。

まず、自治体としての基本姿勢について、5点申し上げます。

一つは、財政運営と中期財政見通しについてです。

2015年度は、当初予定した22億円の基金を取り崩すことなく、主要基金を全て使わず、4年連続交付団体となりました。また、吹田操車場跡地の売却益などもあり、史上最高の146億円の基金残高となりました。この財政力を、市民の暮らし最優先に、そして身の丈に合った財政運営をと、この立場で活用すべきです。また、中期財政見通しの内容については、財政再生団体にならないまともな財政見通しについても検討すべきだと申し上げておきます。

二つ目に、第5次行革と暮らしについてです。

2015年度は、ロードマップが作成され、年次計画が示されました。日本共産党は、今の財政状況からしても、市民生活を支えている事業については少なくとも現行どおり継続すべきであると主張してきました。その結果、敬老祝金や老人はり・きゅう・マッサージ施術費助成など7事業については廃止・縮小計画を凍結しました。改めて、市民サービス充実や公的責任を重視するなど、市民の暮らしを守る行政運営を求めます。また、さきの市長選挙の中で市民の関心が最も高かった北摂一高い上・下

水道料金の引き下げをはじめ、来年度公共料金は値上げしないことを強く求めます。

三つ目に、総合計画の中間見直しをはじめ、摂津版総合戦略、人口ビジョンについてです。

人口想定については、2020年の目標値8万人を8万7,000人に、2060年には7万2,000人との計画を示し、その前提条件である特殊出生率を現在の1.5を1.8に引き上げるとしています。が、これを実現する具体的な計画を示すべきではないでしょうか。また、総合計画の中間見直しについては、目標数値と到達状況について、きちんと現状を受けとめて改善することを求めます。

四つ目に、平和と人権政策にかかわっています。

11月7日、8日に開催された第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会では、ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名に取り組むことを採択しました。また、10月27日国連において、核兵器禁止条約の締結交渉を来年開始する決議案が123か国の賛成で採択されました。核兵器廃絶に向けた新しい情勢の中で、平和首長会議の一員として、この課題に対し積極的な取り組みを展開することを求めます。「平和」という冊子の電子書籍化も求めています。

次に、国会で審議されている部落差別の解消の推進に関する法案についてです。総額16兆円の予算を投じて、33年間、同和対策事業が行われ、14年前の3月末をもって特別法が終結しました。しかし、今回、匿名のインターネットの書き込みなどを引き合いに、実態調査や教育・啓発、相談体制を市町村に押しつける内容です。新たな部落問題をつくる危険な法案はやめよ

との声を上げることを求めています。

五つ目に、市税等の滞納整理についてです。

納税の話し合いはまず差し押さえてからとか、短期間の分納以外は認めないといった事例があちこちで発生し、大きな社会問題にもなっています。差押えなど滞納処分は権力の行使であり、濫用することは許されません。改めて、国税徴収法全面改正時の調査会会長の発言を紹介します。「制度の運用に当たっては、慎重の上にも慎重を期すことは当然の前提である。徴税事務の第一線で働く人々が万が一にも調査会の到達した結論だけを理解して、そこに到達するまでに関わされた議論と費やされた配慮の持つ意義を知ることを怠ることがあっては、調査会の3年にわたる苦労は生命を失うことになる」との内容です。この立場で、納税者に寄り添った徴収業務を行うよう改めて求めています。また、市民税の減免については、国会での質疑、実施自治体の内容も参考に研究することを求めています。

第2に、暮らしと営業を守るまちづくりについて、5点申し上げます。

一つは、国民健康保険料についてです。

2015年度は、前年度に次ぎ、国民健康保険料の連続値上げを行った年です。前年度が約9,000万円、2015年度は、当初の予定を抑えたとはいえ、約3,400万円の値上げでした。2年前と比べ約1億2,400万円の大きな負担増を市民に強いたわけです。ところが、決算を見ますと、前年度は約3億円、2015年度は約2億7,000万円の単年度黒字となりました。長年の累積赤字をわずか2年で解消し、約1億7,000万円の黒字を翌年度に送ることになりました。単年度

の収支では保険料の値上げは全く必要なかったということです。累積赤字は翌年度の予算に回されますが、国保会計運営上に支障を来すものではありません。だからこそ、長年累積赤字が続いても、摂津市自身が累積赤字解消のための値上げはしないと言い続けてきたわけです。その言葉が本当であるなら、2015年度医療費を約5億円も見積もり過ぎていたのですから、取り過ぎた保険料を市民に返す、つまり、保険料の値下げを行うべきではないでしょうか。国民健康保険料が高過ぎて払えないと市民からは悲鳴が上がっています。大阪府が2018年度に行おうとしている府内統一化は累積赤字解消を前提としています。摂津市の連続値上げが府内統一化をにらんでのものなら、累積赤字解消のための値上げはしないと云った言葉はうそになります。そして、府内統一化が保険料値上げにつながる事が統一化の前でも既に実証されたこととなります。市民から、府内統一化に反対し、国保料の引き下げを求める2,548筆の署名も提出されています。国保料を値下げし、市民のためにならない国保の府内統一化に反対するよう強く求めます。

二つ目に、介護保険についてです。

介護保険も大きな黒字が出ています。これによって介護保険給付費準備基金は約3億円となりました。年金から強制的に取られる介護保険料が市の基金として積み上がっていくことに市民の理解は得られません。サービスの提供のために使うべきです。基金を活用し、2017年度からの新総合事業で現行どおりのサービス提供を行うこと、保険料の減免制度改善、利用料の減免制度創設を求めます。

三つ目に、生活保護の問題です。

2013年度から連続3年の生活扶助基準の切り下げに加え、住宅扶助基準も引き下げが行われています。摂津市でも、今年10月時点で272世帯が影響を受け、家賃が生活扶助費に食い込んでいる状態です。生活扶助基準、住宅扶助基準をもとに戻すよう国に求めるとともに、一人ひとりに寄り添った対応を行い、特別基準や配慮措置等の適用も積極的に行うよう求めます。また、市民を萎縮させる不必要な資産調査はやめるよう求めています。

四つ目に、中小企業支援についてです。

摂津市は中小企業のまちと言われますが、商工振興費は中小企業、小規模事業所のためにどれくらい使われているのでしょうか。融資預託金を除く約3億円の商工振興費のうち、商品券発行事業約1億9,000万円、企業立地等促進事業約8,000万円、この2事業で90%を占めています。商品券発行事業では、商品券を使っでの買い物は大型店、中規模店に集中し、小規模店には約10%しか使われませんでした。企業立地等促進事業では、事業費の82.9%が大企業8社への交付金となっています。不況に苦しむ中小企業、小規模事業所にこそ支援をすべきです。工場の家賃補助や住宅・店舗リフォーム助成制度など、具体的で効果的な中小企業、小規模事業所への直接の支援策を求めるものです。

五つ目に、公共事業に携わる労働者の労務単価の問題です。

土木維持作業や道路管理で発注される事業費が大きく引き上がっています。東日本大震災後、公共事業設計労務単価は全国平均で34.7%引き上げられています。公共事業に携わる労働者の賃金は、依然、生活が保障されない低い水準のままです。公共事業を発注した摂津市が、そこに携わる

労働者の賃金に対しても監視を強め、指導、管理を徹底するとともに、公契約条例の導入を求めます。

第3に、まちづくりと市民生活の利便性向上について、4点申し上げます。

一つは、吹田操車場跡地のまちづくりについてです。

今年度で基本的な基盤整備は完了し、まちびらきも行われました。今後は、イノベーションパークへの企業誘致と健康・医療のまちづくりへと動いていきます。以前から指摘している特区による規制緩和についても、今後は具体的な動きが出てくることも予想されます。引き続き状況の把握に努め、市民に対しても必要な情報提供を適時行っていくことを求めます。また、今後、千里丘西地区の再開発の動きも含め、人口の増加が予想される中、保育所、学校はじめ必要な施設整備などがおくれることのないように、全体のまちづくりについても計画的に進めていくことを求めます。

二つ目に、交通政策についてです。

バスによる利便性の向上は、地域の高齢化が進んでいる中で、生活の豊かさに直結する問題です。市内循環バスなどの改善がこの間行われてきたとのことですが、路線から外れている地区などからは引き続き改善の要望も上がっています。福祉事業所やバス事業者の協力、タクシー運賃の割引制度などについても実施を求めています。身近な生活道路の安全対策についても、さらなる改善を引き続き求めるものです。

三つ目に、コンビニ交付と市民サービスコーナーについてです。

摂津市は、2016年度末で市内5か所の市民サービスコーナーを廃止する計画です。しかし、1年たってもマイナンバーカードの普及率は1割、コンビニ交付も全体

の交付事業の1%です。このコンビニ交付をもって交付事業全体の約30%を担う市民サービスコーナーの廃止理由にはなりません。市は、当面取り次ぎサービスを行うとしていますが、市民に2度足を運ばせるなど不便を与えるものとなります。市民サービスコーナーの継続を求めます。

四つ目に、別府コミュニティセンターについてです。

今年11月に別府コミュニティセンターが完成しました。センターの運営は、地元住民の合意のもとに進め、公民館機能を後退させないよう求めます。使用料が高いとの声が上がっています。今までの登録クラブには激変緩和措置をとっていくということですが、市民の声に耳を傾け、利用しやすい料金にすることを求めます。コミュニティセンター残地は、地域の要望を反映して売却凍結となりました。地域の皆さんと協議の上、活用の仕方を考えるよう求めています。また、閉館となる別府公民館は売却せず、防災資機材倉庫として活用することを求めます。

第4に、子どもと教育について、4点申し上げます。

一つは、保育料の値上げについてです。

子ども・子育て支援新制度がスタートした2015年度、保育料の算定基礎が所得税額から市民税所得割額に変わるとともに、年少扶養控除のみなし適用が廃止されました。摂津市は、その影響で保育料が上がる場合に、激変緩和策として2015年8月までは値上げ相当額を還付しましたが、9月以降はその軽減策を打ち切り、187名が負担増となってしまいました。国の通知では、市町村の判断で、在園児が卒園までの間は従来どおり年少扶養控除のみなし適用が可能となっています。子育て世

代が求める経済的負担の軽減を図り、みなし適用を続けるべきです。

二つ目は、待機児童対策の公的責任についてです。

マンション開発により安威川以北における待機児童が増大しています。2015年度当初から113名にも上った待機児童は、年度途中も増え続け、年度末には273名に達しました。この年の保育所の定員増は全て民間保育所の増設による60名で、市としてみずからが待機児童解消に乗り出すことはありませんでした。

また、正雀保育所の民営化に関して、プロポーザル方式で選定された社会福祉法人桃林会がみずからの不祥事によって受け入れを辞退したため、保護者、園児、保育行政に大きな混乱をもたらしました。民営化が1年延長になりましたが、緊急に運営に支障を来さないように対応できたのは公立保育所だったからです。

子ども、保護者に安心・安全の保育を安定的に提供できる公立保育所は、民営化するのではなく、摂津市の保育行政の柱として、保育の充実や待機児童対策など喫緊の課題に取り組んでいくべきです。

三つ目は、市独自の学力定着度テストについてです。

これは、全国学力テスト、大阪府中学生チャレンジテストと同様、民間業者による学力テストで、小学2年生から6年生までを対象に実施したものです。児童の学力定着は、学校生活をともに過ごす担任をはじめ、現場の教職員の日々の活動の中で把握できるもので、個人情報保護、業者選定の公平性という観点からさまざまな問題がある民間業者の学力テストを小学生全学年に毎年実施する必要があるのか疑問です。民間業者による学力テストは直ちにやめ、不

足し多忙化している教職員を増やし、摂津の児童・生徒の真の学力向上の取り組みを求めます。

四つ目に、2015年6月からスタートした中学校給食についてです。

喫食率は1学期6.5%、2学期4.7%、3学期3.6%と時間の経過とともに下がり続けて、目標の30%に遠く及ばない低空飛行を続けています。小手先ではなく、導入目的や学校給食としての教育的意義を再確認した上で、抜本的な改善を強く求めます。

以上、申し述べて反対討論といたします。

○野原修議長 三好議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 まず初めに、日本は外国に比べて、台風、大雨、大雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火など、自然災害が発生しやすい国土です。日本の国土の面積は全世界のたった0.28%しかありません。しかし、全世界で起こったマグニチュード6以上の地震の20.5%が日本で起こり、全世界の活火山の7%が日本にあります。

そのような中で、阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして熊本地震と、地震、津波で多くの犠牲となられた皆様に改めまして深い哀悼の意を表します。被災された方々におかれましては、この上なく厳しいつらい日々が続いていることと思います。まだまだ避難所生活を余儀なくされている方も多く、復興への道のりは遠く険しいものとお察ししますが、少しでも早く平穏な日常を取り戻すことができるよう、皆さんと心を合わせ、ともに歩んでまいりたいと思います。

それでは、民主市民連合議員団を代表い

たしまして、認定第1号から認定第8号までの平成27年度の各会計決算について、賛成の立場から討論を行います。

まず、広く国政に目を向けてみますと、夏以降、国会解散時期の臆測がたびたびメディアで取り沙汰され、ちまたでは、にわか総選挙に向けた機運が高まっております。このような報道に触れるたび、最近の国政は一体どこに向いて政治を行っているのか、大変気がかりでなりません。

そのような中、先月、アメリカ大統領選挙が行われ、土壇場でトランプ氏が逆転勝利をするという結果に我が国も騒然となり、直後の株式市場は大混乱に陥ったわけでありまして。さらに、今後のTPP協定の行方、日米同盟のあり方、果ては輸出を柱とした日本の経済構造そのものの先行きまでも見通せなくなり、国民の不安は非常に高まっております。世界中を揺るがす事態の中、政府・与党においては、いたずらに議席集めに終始することなく、しっかりと地に足をつけた志のある政治、そして、将来に対し責任ある国政を望みたいものであります。

目を転じて、地方政治についてであります。我々地方議会を担う者も、真摯に高い理想を掲げ、しっかりと今やるべきことに邁進していかなければなりません。行政サービスを持続可能なものとして未来へと引き継ぐことは我々に課せられた責務であります。さらに、将来世代に対して常に説明責任を果たす必要があることも言うに及びません。これらをしっかりと肝に銘じ、私も今後の取り組みを進めてまいりたい所存であります。

次に、我が国の経済状況に目を向けてみますと、去る11月25日に内閣府が発表した月例経済報告では、景気は、このとこ

ろ弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いているとの基調判断となっております。また、今後の見通しについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとの認識も示されております。

そのような中で、決算年度である平成27年度の日本経済を振り返りますと、為替レートでは12年ぶりの1ドル120円台という安値を記録するとともに、日経平均株価も1万8,000円から2万円台を回復いたしました。その結果、設備投資や有効求人倍率などの企業活動だけでなく、個人消費を含む幅広い分野で良好な景気循環が見られるようになりました。

一方で、本市の平成27年度一般会計決算については、3億3,889万円の実質収支黒字を確保しつつ、主要基金についても、平成27年度末残高149億4,017万円と、前年度末残高と比べ74億207万円の増加となっております。さらに、一般会計の市債残高は約235億円で、前年度末残高から5,291万円減少し、実質公債費比率も5.3%と前年度から1.0ポイント改善いたしました。その結果、経常収支比率は96.4%と対前年度比で3.3ポイント改善いたしており、臨時財政対策債を除いた経常収支比率は100.4%となっておりますが、大阪府下平均よりは高く、類似団体と比較しても高い状況にあり、固定費のより一層の見直しも必要であります。

この財政指標から一般会計決算を概観いたしますと、一見、財政状況は好転したように思えます。しかしながら、今後の20

25年問題による扶助費の増加、老朽化した公共施設の建替え問題など、避けようのない将来の課題を考えますと、まだまだ油断できない状況と言わざるを得ません。また、今後の日米関係や税制改正において本市が受ける影響も大いに憂慮するところがあります。安定した財政運営なくして安定した行政サービスの提供はありません。油断することなく気を引き締め、今後も秩序ある適正な財政運営を行い、中長期の財政基盤の確立に向け、さらに一層の努力が不可欠であります。

私は、このような状況であるがゆえに、しっかりと中庸を見きわめ、社会状況に応じて刻々と変化する時節を的確に捉まえ、さまざまな選択肢を検討して、今、何を最優先になすべきかを判断することが大変重要であると考えております。とりわけ、世界経済の動向は、すぐさま日本経済へと伝播し、株価や為替相場を急激に変動させるなど、先行きを見通せない時代であります。まずは、主要基金を枯渇させることなく、堅実な財政運営に努めることが何より肝要であります。我が民主市民連合議員団も、本市を取り巻く経済状況をはじめ、市の財政状況にしっかりと目を向け、市民の日々の暮らしを、そして次代を担う子どもたちの未来をよりよきものとするため、全力で取り組んでまいりる覚悟であります。

それでは、平成27年度の具体的な施策や実施事業について申し上げます。

初めに、市民が元気に活動するまちづくりから述べさせていただきます。

まず、活気あふれる地域づくりにおいては、何よりも市民が自主的に交流し、活躍されることが望まれます。そのような中、別府地区待望の拠点施設となるコミュニテ

ィセンターの建設工事に取り組まれたことを高く評価いたします。さらに、自治会加入率の向上を図るため、摂津市自治連合会と連携し、加入促進マニュアルを作成されるなど、住民自治を後押しする取り組みにも配慮いただきました。

また、一方で、情報発信力の強化については、広報課を新たに設置いただきました。この結果、本年9月より広報せつつがリニューアルされ、大変充実した紙面へと生まれ変わることができました。

次に、みんなが安全で快適に暮らせるまちづくりであります。

まず、吹田操車場跡地のまちづくりについてですが、これまでの土地区画整理事業や周辺道路の整備が実を結び、無事、千里丘新町のまちびらきを迎えることができました。今後は、引き続き吹田市と連携し、医療クラスター形成に向けた取り組みを推進され、世界に誇る先進医療の発信拠点として整備されることを期待しております。

また、懸案事項である阪急京都線連続立体交差事業についても、大阪府や阪急電鉄と連携し、関連側道調査や都市計画決定に向けて着実に前進されました。

さらに、災害・防犯についても、防災拠点となる明和池公園の整備をはじめ、防犯灯の増設など、きめ細やかに対応をいただきました。

このようなハード整備を大いに評価するものですが、しかし、一方では、昨年実施されました摂津市まちづくりに関する市民意識調査によりますと、都市基盤整備、とりわけ道路環境への不満が高い傾向があらわれております。道路行政は日々の安心・安全に直結しますので、今後、さらに注力されるよう要望しておきます。

次に、みどりうるおう環境を大切にする

まちについてです。

まず、9月2日に判決が出たJR東海への井戸掘削の差し止めを求めた訴訟ですが、これは我々全議員が起訴すべきと賛成の表決をしたものであり、原告の請求を棄却するとの判決は到底受け入れることはできません。地盤沈下という大きな不安にさらされる問題であり、控訴審では万全の体制で全面勝訴に向けて臨まれるよう強く要請します。

また、本市の懸案事項の一つとなっているごみ焼却炉の更新問題について、茨木市との広域化に向けた協議を進められたことを評価いたします。この件については課題も山積して厳しい交渉が予想されますが、市民生活と切り離せない待ったなしの課題であることを改めて認識いただき、しっかりと取り組まれるようお願いしておきます。

続いて、暮らしにやさしく笑顔があふれるまちについて申し上げます。

いよいよ平成30年度に国立循環器病研究センターがJR吹田操車場跡地へと移転します。これを見据え、健康・医療のまちづくり計画を策定されるとともに、国循と特定健康診査への医師派遣の連携協定を締結されました。昨年度末に策定されました摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中でも、健康・医療分野の充実の基本目標の一つとなっております。高齢化社会を迎える中、これらの施策はますます多額の予算が必要になると思いますが、何と云っても健康はかけがえのないものです。どうか国循移転を最大のチャンスと捉まえ、健康・医療のまちづくりに邁進いただくよう要望しておきます。

次に、誰もが学び、成長できるまちについて申し上げます。

平成27年度は、重点テーマの一つに「こども」を掲げ、子どもたちを取り巻くさまざまな場面に取り組みされました。中でも、学校教育環境の改善について、鳥飼小学校、そして第一・第二・第四中学校の耐震補強工事を行い、市内小中学校の耐震化率100%を実現されましたことを評価します。

ソフト面でも、教材データベースの試行や学力定着度調査の対象学年拡大、学識経験者などで構成する学力向上推進懇談会の設置など、子どもたちの生きる力、とりわけ学力向上にきめ細やかに対応されました。

子どもたちへの投資は摂津の未来への投資であります。これからも、子どもを取り巻く環境の充実はもちろんのこと、しっかり心と体のバランスのとれた教育を推し進めていくよう、実効性ある施策の展開をお願いしておきます。

次に、活力ある産業のまちについて述べてさせていただきます。

地域経済の活性化に向けて、南千里丘モデルルーム跡を産業支援ルームとしてリニューアルし、産業振興アクションプランに基づき、さまざまな支援策を展開されました。中でも、摂津市商工会と連携した経営力向上セミナーや育成事業補助金の対象項目充実、女性、シニア、若者を対象とした創業支援セミナーなど、実効性のある多くの施策を展開されましたことを高く評価いたします。

さらに、本年度は、商工会の協力のもと、「摂津の匠」制度をスタートされることも聞いております。活発な商工業は本市の大きな強みであり、貴重な都市資源の一つであります。本市固有の魅力としてさらに磨きをかけ、ものづくりのまち摂津を一層

アピールされることを期待しております。

次に、水道事業会計についてであります。施設の老朽化や水需要の減少に伴い、経営環境は厳しさを増しております。そのような中、給水原価の圧縮など効率的な運営に努められ、安定した経営状況を維持されています。今後、水道事業の中長期的な方針を示した経営戦略を策定されとも聞いております。水はライフラインの最たるものでありますので、ぜひとも安全・強靱・持続を目標に鋭意取り組まれますようお願いいたします。

次に、国民健康保険特別会計についてありますが、これまでも医療費の適正化や収納率の向上に鋭意ご尽力されてきたことを評価いたします。しかし、一方で、医療技術の高度化や今後の人口比率推計を考えますと、さらなる医療費の増加は容易に想像ができます。大阪府との共同運営も見据えながら、基準外繰入金の見直しなど国保財政の健全化を図られることを要望しておきます。

次に、公共下水道事業特別会計についてありますが、多額の市債残高を抱え、次の世代への負担が非常に重くなっていることが気がかりであります。これまでも健全化に向けた努力を重ねてきたと思いますが、いよいよ来年度には地方公営企業法を適用されとも聞き及んでおりますので、しっかりと将来を見通した計画のもとに事業を運営されますことを要望します。

次に、介護保険特別会計では、いわゆる団塊の世代が75歳を迎える2025年問題を見据え、いよいよ来年度より新総合事業が開始されます。「在宅介護」をキーワードに、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、しっかりと地域包括ケアシステムの構築に取り

組まれますことをお願いしておきます。

続いて、行政経営全般について述べさせていただきます。

平成27年度は、本市の最上位計画である第4次総合計画の中間年に当たり、市民意識調査のもと、これまでの取り組みの評価・検証を実施されました。また、併せて、摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の抑制、定住促進に向けた具体的な施策を示されました。

今後、どの自治体も人口減少という大きな危機に直面しております。人口動態を分析した摂津市人口ビジョンによると、本市から転出される方の多くが子育て世代であり、転出先は近隣自治体であるとの結果が出ております。都市間競争という言葉もございますが、本市のライバルはまさに隣接する大阪市、吹田市、茨木市などであります。

今後、もっと多くの方に転入いただき、そして定住いただけるよう、総合戦略に掲げる四つの柱、すなわちハード整備、健康・医療、子育て・教育、産業・雇用にしっかりと注力し、摂津市を魅力あふれるまちへと導いていただかなければなりません。我々も、行政と力を合わせ、オール摂津で未来へと続くまちづくりに邁進する覚悟であります。

以上、平成27年度決算を総括しての賛成討論でございますが、最後に一言申し上げます。

昨今、経済状況が目まぐるしく変化し、また、行政ニーズも多様化しておりますが、とりわけ生産年齢人口比率の減少と、これによる扶助費の増加は、日本社会を根底から大きく変える要因となっております。このような時代に入り、私は、これまでの行政サービスのあり方も転換期に来て

いるのではないかと考えるわけであり
ます。すなわち、さまざまな行政サービスを
抜本的に再構築し、効果的な施策の立案と
事業の執行につなげねば、都市の将来が見
えないということでもあります。このような
時代にあっては、行政職員の方々だけで
なく、市民の皆さん、そして私たち議会
人、全ての力と知恵を結集し、お互いの役
割をしっかりと意識し、それぞれの強みを
生かさねば活路は見出せないでしょう。
私たち民主市民連合議員団も、この思い
を胸に刻み、森山市長との強い連携の
もと、協力を惜しまず、全身全霊で努力
を重ねてまいることをここに申し上げ、
平成27年度各会計決算についての賛成
討論といたします。

以上です。

○野原修議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 以上で討論を終わります。

認定第1号を採決します。

本件について、認定することに賛成の方
の起立を求めます。

（起立する者あり）

○野原修議長 起立者多数です。

よって、本件は認定されました。

認定第2号、認定第4号、認定第5号、
認定第6号及び議案第67号を一括採決
します。

本5件について、認定及び可決すること
に異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、本5件は
認定及び可決されました。

認定第3号、認定第7号及び認定第8号
を一括採決します。

本3件について、認定することに賛成
の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○野原修議長 起立者多数です。

よって、本3件は認定されました。

日程3、議案第73号など21件を議題
とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

（杉本総務部長 登壇）

○杉本総務部長 議案第73号、平成28年
度摂津市一般会計補正予算（第4号）につ
きまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いします予算の内容です
が、歳入については、国の補正予算に伴う
臨時福祉給付金給付事業費補助金などとな
っています。歳出については、過年度分国
庫返還金など、一部緊急を要する事業につ
いての追加補正となっています。

まず、補正予算の第1条としまして、既
定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ
れぞれ5億9,078万5,000円を増
額し、その総額を356億7,366万
9,000円とするものです。

補正の款項の区分、当該区分ごとの金額
及び補正後の歳入歳出予算の金額は、3ペ
ージからの第1表歳入歳出予算補正に記載
のとおりです。

まず、歳入についてですが、款14国庫
支出金、項1国庫負担金は219万7,0
00円増額しています。

項2国庫補助金は3億2,835万6,
000円増額しています。

款15府支出金、項1府負担金は837
万2,000円増額しています。

款18繰入金、項2基金繰入金2億5,
186万円の増額は、今回の補正財源を財
政調整基金繰入金によって調整していま
す。

続いて、歳出ですが、人事異動等に伴う
人件費を、款1議会費から款9教育費まで

を調整した結果、5,071万6,000円を減額しています。なお、人件費の比較については、38ページからの給与費明細書に記載しています。

人件費を除いた増減は次のとおりです。

款3民生費、項1社会福祉費では、広域連合医療給付費等過年度精算負担金や国の補正予算に伴う臨時福祉給付金等給付事業に係る給付金など3億9,004万4,000円を増額しています。

款7土木費、項1土木管理費では、公共下水道事業特別会計繰出金を2億8,606万6,000円増額しています。

次に、第2条繰越明許費につきましては、6ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、国の補正予算に伴う臨時福祉給付金等給付事業について、事業の進捗等を勘案し、繰越明許するものです。

次に、第3条債務負担行為の補正につきましては、7ページ、第3表債務負担行為の補正をご覧ください。

斎場指定管理事業は、平成29年度から平成31年度までの期間、1億803万円を限度額として設定するものです。

葬儀会館指定管理事業は、平成29年度から平成31年度までの期間、1億4,468万7,000円を限度額として設定するものです。

学校校務員委託事業は、平成29年度から平成31年度までの期間、6,180万3,000円を限度額として設定するものです。

小学校増築改修事業は、平成28年度から平成29年度までの期間、9億4,711万円を限度額として設定するものです。

小学校屋内運動場改修事業は、平成28年度から平成29年度までの期間、6,472万7,000円を限度額として設定す

るものです。

小学校給食調理業務等委託事業は、平成29年度から平成30年度までの期間、3,775万8,000円を限度額として設定するものです。

図書館設備改修事業は、平成28年度から平成29年度までの期間、1,728万円を限度額として設定するものです。

以上、平成28年度摂津市一般会計補正予算（第4号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第83号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その1）の2ページの新旧対照表も併せてご参照お願いいたします。

本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、引用条文の号番号の変更に伴う条文整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、第1条中及び第5条第1項中の「第19条第9号」を「第19条第10号」に改めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は規則で定める日から施行するものでございます。

以上、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましての内容説明とさせていただきます。

次に、議案第86号、摂津市税条例等の

一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の改正に伴い制定するものでございます。

議案書の条文に従いまして改正内容をご説明いたします。

議案参考資料（条例関係その１）の１６ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

第１条は、摂津市税条例の一部を改正するものでございます。

まず、第１１条の改正は、延滞金の計算において、修正申告書の提出または納付すべき税額を増加させる更正が行われたとき、既に減額の更正が行われている場合に、一定の要件を満たすものについては延滞金計算の一定期間を控除する規定の整備でございます。

次に、第２０条の改正は、地方税法の改正に伴う号ずれの修正でございます。

第３７条の改正は、個人市民税の普通徴収に係る延滞金に徴収において税額を増加させる更正が行われたとき、既に減額の更正が行われている場合については、延滞金計算の一定期間を控除する規定の整備でございます。

第４６条及び第４７条の改正は、法人市民税に係る延滞金の徴収において税額を増加させる更正が行われたとき、既に減額の更正が行われている場合については、延滞金計算の一定期間を控除する規定の整備でございます。

附則第９条の３、第３７条の２、第４３条、第４４条及び第４９条の改正は、平成２５年度税制改正に伴う規定の整備でございます。

附則第４５条から第４７条の改正は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであ

ることから、削除するものでございます。

附則第５０条及び第４９条の２の改正は、税制改正に伴う規定の整備で、第５０条を削除した上で、第４９条の２の規定の整備を行い、新たに第５０条にするものでございます。

続きまして、第２条は、摂津市税条例の一部を改正する条例（平成２８年摂津市条例第１３号）の一部を改正するものでございます。

附則第１３項及び第１７項の改正は、改正条例第１１条の改正に伴う規定の整備及び文言の修正でございます。

最後に、附則でございますが、第１項施行期日につきましては、この条例は平成２９年１月１日から施行するものとしております。

第２項から第４項までにつきましては個人の市民税、第５項につきましては法人の市民税に関する経過措置でございます。

以上、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件につきましての内容説明とさせていただきます。

○野原修議長 上下水道部長。

（山口上下水道部長 登壇）

○山口上下水道部長 それでは、議案第７４号、平成２８年度摂津市水道事業会計補正予算（第２号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容は、人事院勧告に基づくもの及び人事異動に伴う人件費関係の予算の補正でございます。

補正予算書１ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、第１条は、総則を定めたものでございます。

第２条は、収益的支出の予定額の補正を

定めるもので、款1水道事業費用は、既決額20億344万3,000円から2,050万円を減額し、補正後の額を19億8,294万3,000円とするものでございます。これは、項1営業費用において、既決額18億9,691万2,000円から2,050万円を減額し、補正後の額を18億7,641万2,000円とするもので、その内容につきましては、12ページから13ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

第3条は、資本的支出の予定額の補正を定めるもので、款1資本的支出は、既決額27億4,712万1,000円から48万2,000円を減額し、補正後の額を27億4,663万9,000円とするものでございます。

項1建設改良費においては、既決額7億420万8,000円から48万2,000円を減額し、補正後の額を7億372万6,000円とするもので、その内容につきましては、14ページの補正予算実施計画説明書に記載いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、既決額24億9,888万1,000円を24億9,839万9,000円に改めるとともに、補填財源は、過年度分損益勘定留保資金21億9,888万円を過年度分損益勘定留保資金21億9,839万8,000円に改めるものでございます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、職員給与費は、既決額4億138万3,000円から2,098万2,000円を減額し、補正後の額を3億8,040万1,000円とするものでございます。

なお、補正予算実施計画書は2ページ

に、予定貸借対照表は3ページに、予定キャッシュ・フロー計算書は4ページに、給与費明細書は6ページから11ページにそれぞれ記載いたしておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、平成28年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第76号、平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いする予算の内容といたしましては、人事異動等に伴う人件費の減額、平成29年4月からの地方公営企業法の適用に伴う下水道使用料の減額、三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事費の追加計上及びこれに伴う国庫支出金、諸収入の増額等でございます。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

第1条では、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,730万円を追加し、その総額を64億5,460万9,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款2使用料及び手数料、項1使用料は2億9,000万円を減額いたしております。これは、平成29年4月から地方公営企業法を適用することに伴い、平成28年度の決算については平成29年3月31日をもって調製することによるものでございます。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は8,040万円を増額いたしております。これは三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事に伴い増額するものでございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金は2億6,716万6,000円を増額いたしております。これは主に下水道使用料の減額に伴うものでございます。

款5諸収入、項2雑入は7,779万4,000円を増額いたしております。これは三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事に伴う高槻市の負担金でございます。

款6項1市債は1,530万円を増額いたしております。これは三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事に伴うものでございます。

款7項1繰越金は1,664万円で、これは前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、款1下水道費は1億6,730万円を増額いたしております。

項1下水道総務費は2,086万1,000円を減額いたしております。これは人事異動等に伴う人件費の精査によるものでございます。

項2下水道事業費は1億8,816万1,000円を増額いたしております。これは人事異動等に伴う人件費の精査による増額及び三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事費を追加計上したものでございます。

次に、第2条繰越明許費につきまして、3ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、公共下水道整備事業として、三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事に付き、翌年度に事業を行うことから繰越明許するものでございます。

第3条債務負担行為の補正につきましては、第3表債務負担行為の補正に記載のとおり、排水路管理事業につきましては、鳥

飼野々3丁目の既設排水ポンプの修繕と併せて新たに排水ポンプを1台設置するもので、平成28年度から平成29年度までの期間、2,000万円を限度額として追加設定するものでございます。

また、公共下水道整備事業では、三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事に付きまして、当初、平成28年度から平成29年度までの期間、7億3,391万円を限度額として設定していたものを、平成29年度から平成30年度までの期間、6億900万円の限度額に変更するものでございます。

第4表地方債の補正につきましては、三箇牧鳥飼雨水幹線建設工事費の追加計上に伴い限度額を変更するもので、4ページ、第4表地方債の補正に記載のとおりでございます。

以上、平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第91号、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係その2）の67ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本条例は、市街化調整区域内の負担区の受益者負担金の額を定めるため制定するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

第5条を削除し、第6条第1項第1号では、市街化区域内の負担区における1平方メートル当たりの額を規定し、第2号では、新たに市街化調整区域内の負担区における1平方メートル当たりの額を920円とするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第92号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料（条例関係その2）の68ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本条例は、使用した減債積立金または建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れるため制定するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。

第5条第4項第3号中、「建築改良工事」を「建設改良工事」に改め、同条第5項の次に第6項として、減債積立金を使用して企業債を償還した場合及び建設改良積立金を使用して建設または改良を行った場合は、その使用した減債積立金及び建設改良積立金の額に相当する金額を自己資本金に組み入れる旨、規定するものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第93号、摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その2）の69ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本条例は、下水道事業への地方公営企業法の全部適用に伴い、関係する条例を本則におきまして15件、附則におきまして2件、合計17件に対して所要の改正を行うものでございます。

それでは、各条文の改正内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正で、題名を「摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改めるほか、第1条の見出し及び各条文中、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「水道事業及び下水道事業」とするとともに、新たに公営企業として下水道事業を設置し、下水道事業に地方公営企業法の全部を適用する旨及び下水道事業の経営の基本について新たに規定するものでございます。

第2条は、摂津市事務分掌条例の一部改正で、条文中、上下水道部に係る規定を削るものでございます。

第3条は、摂津市附属機関に関する条例の一部改正で、これまで市長の附属機関として設置していた摂津市水道事業経営審議会を改め、地方公営企業法第14条の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長の附属機関として摂津市上下水道事業経営審議会を設置するものでございます。

第4条は、摂津市情報公開条例の一部改正で、条文中、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「水道事業及び下水道事業」とするものでございます。

第5条は、摂津市個人情報保護条例の一部改正で、条文中、「水道事業」の次に

「及び下水道事業」を加え、「水道事業及び下水道事業」とするものでございます。

第6条は、摂津市行政手続条例の一部改正で、同条例第2条第2号の条例等の定義に地方公営企業法に基づく企業管理規程を含む旨、規定するとともに、条文中、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「水道事業及び下水道事業」とするものでございます。

第7条は、摂津市職員定数条例の一部改正で、条文中、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「水道事業及び下水道事業」とするものでございます。

第8条は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正で、別表3の項中、下水道に係る手当の種類等を削るものでございます。

第9条は、摂津市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正で、第2条中、「市長」の次に「下水道事業の事務に係るものにあつては、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長」を加えるものでございます。

第10条は、摂津市特別会計条例の一部改正で、摂津市下水道事業会計を、同条例第1条第1項の地方自治法の規定により設置する特別会計から、第2項の他の法律の規定に基づいて設置する特別会計として規定し直し、その他文言を整備するものでございます。

第11条は、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正で、条文中、「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、その他文言の整備をするものでございます。

第12条は、摂津市下水道条例の一部改正で、条文中、「その他市長」を「その他

水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、その他文言を整備するものでございます。

第13条は、摂津市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正で、条文中、「市長」を「水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改め、第6条第1項第3号を削り、その他文言の整備をするものでございます。

第14条は、摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、題名を「摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改め、第1条の見出しを「趣旨」に、条文中、「水道企業職員」を「企業職員」に改め、その他文言の整備をするものでございます。

第15条は、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部改正で、条文中、「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、第28条の2第1項8号及び別表第2、8項を削り、その他文言の整備をするものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項は施行期日を規定したもので、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、処分その他行為または申請に係る経過措置を規定したものでございます。

第3項は、摂津市職員の厚生制度に関する条例の一部改正で、摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴い、文言を整備するものでございます。

第4項は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正で、摂津市附属機関に関する条例の一部

改正に伴い文言を整備するものでございます。

以上、議案第91号、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第92号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第93号、摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○野原修議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 それでは、議案第75号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、歳入につきましては、高額医療費共同事業に係る国・府負担金の増と、保険基盤安定繰入金などの確定による一般会計繰入金の増が主なものでございます。

歳出におきましては、医療費の増加に伴う高額医療費共同事業拠出金及び一般被保険者高額療養費の増や、後期高齢者支援金などの確定に伴う増減のほか、人事異動等に伴う人件費につきましても併せて計上いたしております。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,307万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億7,439万7,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金1,000万円の増額は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1の交付を受けるもので、拠出金の増に伴うものでございます。

款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金129万4,000円の減額は、前期高齢者交付金の確定によるものでございます。

款6府支出金、項1府負担金1,000万円の増額は、国庫負担金と同じく高額医療費共同事業拠出金の増額に伴うものでございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金828万5,000円の増額は、国保財政安定化支援事業繰入金及び保険基盤安定繰入金の確定によるもののほか、人件費相当額などを職員給与費等繰入金に計上いたすものでございます。

款10繰越金、項1繰越金5,608万5,000円の増は、今回の補正財源とさせていただきます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費709万8,000円の減額は、職員の人事異動等に伴う補正でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費は、財源内訳の変更に伴う補正でございます。

項2高額療養費5,000万円の増額は、一般被保険者に係る高額療養費支給額の増加によるものでございます。

款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等10万2,000円の増額は、後期高齢者支援金の確定によるものでございます。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等25万5,000円の増額は、前期高齢者納付金の確定によるものでござ

います。

款6介護納付金、項1介護納付金102万5,000円の減額は、介護納付金の確定によるものでございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金4,000万円の増額は、80万円以上の高額医療費の再保険制度として拠出するもので、高額医薬品等の影響により対象医療費が増加したことによるものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金84万2,000円の増額は、特定健康診査等負担金に係る過年度分国庫府費返還金でございます。

なお、給与費全体の内訳につきましては、16ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第77号、平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、人事異動等に伴う人件費の精査額、介護保険システム改修費用及び過年度分保険料払戻金の不足に伴う予算の計上をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ648万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を57億2,915万7,000円といたすものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につ

きましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款6繰入金、項1一般会計繰入金648万2,000円の減額は、人事異動等に伴う職員人件費相当額の減額分、日常生活支援システム改修費用の増額分を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、款1総務費、項1総務管理費648万2,000円の減額は、介護保険制度運営に係る事務費で、人事異動等に伴う人件費の精査額及び日常生活支援システム改修費用を計上いたしております。

款4基金積立金、項1基金積立金150万円の減額につきましては、過年度分保険料払戻金の不足が生じたため、介護保険給付費準備基金積立金から充当するものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金150万円の増額につきましては、過年度分保険料払戻金の不足が生じたため、予算の計上をお願いいたすものでございます。

なお、給与費全体の比較につきましては、10ページからの給与費明細書に記載いたしておりますので、ご参照をお願い申し上げます。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第78号、平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容は、保険基盤安定繰入金の確定と、それに伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増でございます。

それでは、補正予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ245万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億1,586万8,000円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3繰入金、項1一般会計繰入金245万円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴うものでございます。

次に、歳出でございますが、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金245万円の増額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上いたしております。

以上、補正予算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第87号、摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その1）57ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、摂津市立ふれあいの里内のひびきはばたき園で実施する介護給付・訓練等給付事業に関する障害福祉サービスにおいて、平成29年度から新たに、障害者の生活能力の維持・向上を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練に関する事業を実施するに当たり、条例の一部改正を行うものでござい

ます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第5条は、ひびきはばたき園で実施する事業の規定で、第1号中、「生活介護に関する事業」の次に「自立支援に関する事業」を追加するものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第88号、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その1）58ページの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、平成26年6月25日、法律第83号、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、介護保険の一部が改正されたことに伴い、摂津市立保健センターにおいて、平成29年度から新たに介護予防・日常生活支援総合事業の一部を実施するため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第2条は、第8号に新たに実施する介護予防・日常生活支援総合事業の規定を追加し、既存の第8号を第9号に繰り下げるものでございます。

また、第4条は、規定の追加に伴う条文整備でございます。

なお、附則といたしまして、本条例は平

成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 89 号、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料（条例関係その 1）59 ページも併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

本件は、介護保険法施行規則の改正により、介護支援専門員の更新制の導入が設けられることに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正条文につきましてご説明申し上げます。

第 4 条は、人員に関する基準で、主任介護支援専門員につきまして、介護保険法施行規則の改正により、5 年ごとに主任介護支援専門員更新研修が設けられることから、本条例におきましてこれを規定するものでございます。

附則といたしまして、第 1 項は施行期日で、本条例は公布の日から施行するものでございます。

第 2 項は、経過措置の規定でございます。

以上、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○野原修議長 市民生活部長。

（登阪市民生活部長 登壇）

○登阪市民生活部長 議案第 79 号、指定管理者指定の件（摂津市斎場）につしまし

て、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、摂津市斎場の指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所の所在地は、摂津市香露園 32 番 19 号で、代表者は、理事長、有山泉氏でございます。

指定の期間につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

以上、議案第 79 号、指定管理者指定の件（摂津市斎場）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 80 号、指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、摂津市立葬儀会館の指定管理者として、一般財団法人摂津市施設管理公社を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、一般財団法人摂津市施設管理公社の主たる事務所の所在地は、摂津市香露園 32 番 19 号で、代表者は、理事長、有山泉氏でございます。

指定の期間につきましては、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものでございます。

以上、議案第 80 号、指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 82 号、摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、農業委員会等に関する法律が改正され、平成27年9月4日に公布、平成28年4月1日に施行されましたことに伴いまして、農業委員会の委員の定数を新たに条例で定める必要が生じたことから、本条例を制定するものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定により、委員の定数は条例で定めることとなり、その定数を16人と定めるものでございます。

なお、農業委員の選出方法につきましては、法改正により、従来の公職選挙法を準用するものから、市長が議会の同意を得て任命する方法へと変更されます。

なお、附則第1項では、条例の施行期日を公布の日と定めており、第2項では、摂津市農業委員会の選挙による委員の定数条例は廃止する旨を定めております。

第3項では、現に在任する農業委員会の委員につきまして、任期満了の日までの間に限り、なお従前の条例の規定がその効力を有する旨を定めるものでございます。

以上、議案第82号、摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○野原修議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 それでは、議案第81号、摂津市健康づくり推進条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

併せまして、議案参考資料（条例関係その1）1ページにつきましてもご参照賜いますよう、よろしくお願い申し上げます。

少子高齢化の進展や、団塊の世代が75

歳を迎える2025年問題、また、平均寿命と健康寿命の差など、市民の健康問題を取り巻く環境は待ったなしの重要な課題であります。

こうした状況のもと、本市では、本年3月に、まちぐるみで生活習慣病予防と健康づくりを推進し、市民の健康寿命の延伸を目指す、あらゆる立場の市民を地域で支え合うシステムを構築し、暮らしの中の安心を確保するという二つの施策テーマを掲げました保健福祉総合ビジョン2016を策定し、健康づくりの取り組みを進めているところでございます。

今後、市民の健康づくりの取り組みをより一層進めていくには、行政が主導的に施策を行うだけでなく、市民や地域、事業者等の関係者が一体となり、力を合わせ、地域社会全体で進めていくことが重要でございます。

以上を踏まえまして、健康づくりの理念や、市民、事業者等の役割、市の責務を示す健康づくり推進条例が果たす役割には大きなものがあると考え、本条例を制定するものでございます。

それでは、前文及び条文に沿ってご説明させていただきます。

前文については、まず、健康は、市民が充実した生活を送るための基本であること、また、健康の保持・増進は、市民共通の願いであり、この願いを実現するために、本市では「健康都市」の宣言やさまざまな健康づくりに取り組んできましたが、急速な少子高齢化の進展といった現代社会において、市民の健康づくりの重要性がますます増大している旨を述べております。そして、全ての市民が健康であることの重要性を深く理解し、地域社会全体で健康寿命の延伸に取り組むことが必要であると明

示し、健康づくりを推進することを決意し、この条例を制定すると結んでおります。

次に、第1条では、本条例の目的を定めております。

第2条では、本条例の用語の定義、第3条では、健康づくりの基本理念として、健康づくりは市民が主体的に取り組むものということ、さらに、市民、事業者、健康づくり関係者、健康づくり関係団体及び本市が連携して取り組むことを定めております。

第4条では市民の役割、第5条では事業者等の役割、第6条では市の責務を定めております。

第7条では、市が健康づくりを推進するための基本的な計画を策定すること、第8条では、市が行う施策の内容について定めております。

第9条では、健康づくり推進月間を毎年11月にすることを定めております。

第10条では、第8条で定める市の施策の一つであります受動喫煙の防止を重点的に推進する必要がある地区を路上喫煙禁止地区に指定することができることを定めております。

第11条では、路上喫煙禁止地区において喫煙を禁止すること、第12条では、路上喫煙禁止地区において、違反している者に対し、指導または勧告することができることを定めております。

そして、第13条では、条例に関し必要な事項は市長が定めるとした委任規定でございます。

附則といたしまして、本条例の施行日を平成29年4月1日とすること、及び、本条例第7条第1項で、健康づくり推進計画を策定するに当たり、附属機関でございま

す健康づくり推進協議会に意見を聞くことを定めましたので、摂津市附属機関に関する条例中の健康づくり推進協議会の担仕事務を改正いたします。

以上、議案第81号、摂津市健康づくり推進条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○野原修議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 議案第84号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係その1)4ページから10ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、給与勧告制度により、民間給与との格差及び世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置いた俸給表の水準引き上げとともに、勤勉手当の支給月数の引き上げが示された平成28年人事院勧告に基づくものでございます。

給料月額、本市の全会計、全職員について給料表を見直した結果、平均約0.13%の水準引き上げとなり、勤勉手当につきましては、勧告どおり支給月数を年間0.1月分引き上げるもので、既に国の一般職については法律改正がなされており、国に準拠した形で改正するものでございます。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

第3条第3項の表は、任期付職員の給料月額を任期の定めのない職員の給料月額に準じて改正するものでございます。

第24条第3項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給月数を「100分の80」から「100分の90」に改正

し、同項第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給月数を「100分の37.5」から「100分の42.5」に改正するものがございます。

第27条につきましては、臨時職員及び非常勤職員の給与限度額について、任期の定めのない職員の給料月額に準じて改正するものがございます。

附則第28項は、附則第25項の減額規定の適用を受ける職員の勤勉手当の総額についての取り扱いを規定したもので、支給月数の引き上げに伴い、所要の改正を行うものがございます。

別表の改正は、任期の定めのない職員の給料月額について、平均で約0.13%引き上げた結果によるものがございます。

続いて、附則についてでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行する旨を規定しております。

次に、附則第2項第1号では、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の第3条第3項の表、第27条及び別表第1の規定は、平成28年4月1日から適用し、第2号では、第24条第3項及び附則第28項の規定は、平成28年12月1日から適用する旨を規定しております。

附則第3項では、旧条例の規定により支給された給与は、新条例の規定により支給される給与の内払いとなる旨を、附則第4項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が定める旨を規定しております。

以上、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

次に、議案第85号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部

を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係その1）11ページから15ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、雇用保険法の改正により、65歳に達した日以後に新たに雇用された者が雇用保険の適用対象となること、及び、失業等給付の給付内容が変更されることに伴い、失業者の退職手当に係る規定について所要の改正を行うもので、第1条において、摂津市職員の退職手当に関する条例の該当箇所を、第2条において、摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の該当箇所を、それぞれ改正するものがございます。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

初めに、第1条についてでございます。

第10条第5項及び第6項は、雇用保険の適用拡大に伴い、65歳に達した日以後に新たに雇用される者が雇用保険の適用対象となったことに対応するものがございます。

第10条第11項は、雇用保険制度における失業等給付のうち、遠隔地で求職活動をする場合の範囲が拡充されるとともに、名称が「広域求職活動費」から「求職活動支援費」と改正されたことに対応するものがございます。

第15項は、雇用保険における就職促進給付と同等の額の退職手当を支給する対象に、65歳に達した日以後に新たに雇用される者が加わったことに対応するものがございます。

次に、第2条についてでございます。

第17条第6項は、雇用保険の適用拡大に伴い、65歳に達した日以後に新たに雇

用される者が雇用保険の適用対象となったことに対応するものでございます。

第17条第8項は、雇用保険制度における失業等給付のうち、遠隔地で求職活動をする場合の範囲が拡充されるとともに、名称が「広域求職活動費」から「求職活動支援費」と改正されたことに対応するものでございます。

なお、附則といたしまして、第1項において、この条例は平成29年1月1日から施行する旨を規定しております。

附則第2項では、65歳に達した日以後に任用された者で、改正雇用保険法の施行日前から任用されている者に係る経過措置につきまして、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第3条により、65歳に達した日以後に任用された者の高年齢求職者給付金の計算に当たっては、改正雇用保険法の施行日に任用されたものとみなして在職期間を計算する旨を定めてございます。

附則第3項から第5項までについては、経過措置につきまして、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第4条から第6条により、なお従前の例による旨を定めております。

以上、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○野原修議長 環境部長。

(北野環境部長 登壇)

○北野環境部長 議案第90号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件について、提案内容をご説明申し上げます。

摂津市環境の保全及び創造に関する条例は、施行後17年が経過しており、環境行

政を取り巻く社会情勢が大きく変化しております。そのため、摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会に諮問し、平成28年8月26日に同審議会より答申をいただきました。本答申を踏まえ、地球温暖化の防止及びこれへの適応並びに環境教育、環境学習及びまちの美化の推進に関する措置を講ずるとともに、環境関連法令の制定及び改正に伴う整合を図るための改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

議案第90号、議案参考資料の60ページからの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願い申し上げます。

第2条第5号は、大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正に伴う文言整理でございます。

同条第6号は、温室効果ガスを新たに定義いたしております。

次に、第3条第2号は、循環型社会形成推進基本法の制定に伴う文言整理でございます。

第4号は、基本理念に地球環境の保全を追加したものでございます。

次に、新たに第13条の2及び同条の3として加えました条文は、地球温暖化の防止及びその適応についての施策の推進を規定するものでございます。

次に、第17条、第19条及び第20条第1項は、定義を明確にするため、文言整理を行ったものでございます。

次に、新たに第20条第2項として加えました条文は、環境教育及び環境学習についての施策の推進を規定するものでございます。

次に、第49条については、ダイオキシン類対策特別措置法の制定に伴い、ダイオ

キシン類の定義を改めるものでございます。

次に、第51条については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う文言整理でございます。

次に、第54条第1項につきましては、浄化槽法の改正に伴う文言整理でございます。

同条第2項につきましては、浄化槽管理者に対して行う浄化槽の維持管理に関する指導等の措置内容を明確にしたものでございます。

次に、第80条第1項及び同条第2項につきましては、定義を明確にするため、文言整理を行ったものでございます。

次に、第81条として加えました条文は、効率的かつ効果的に環境美化施策を推進するための環境美化推進地区指定等を定めております。

次に、第82条として加えました条文は、環境美化推進地区における環境美化施策の推進を規定するものでございます。

なお、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第90号の提案内容のご説明とさせていただきます。

○野原修議長 説明が終わり、質疑に入ります。三好議員。

○三好義治議員 常任委員会に付託されますけれども、この際、議案第93号、摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件について質問しておきたいと思います。

提案理由では、下水道事業に地方公営企業法の規定を全て適用するために条例制定を行うという説明でございました。それから、中身を見ていきますと、今、この条例をこの時期になぜ改正しなければならない

のかというのが、僕は一部理解いたしかねておりまして、第3回定例会におきましても、地方公営企業法で水道事業の経営戦略の質問をさせていただきました。その折には、摂津市水道ビジョンもあり、摂津市の水道経営戦略については、国からの指導は、平成28年から30年度までにおいて経営戦略を策定すると。水道といたしましては、そのときには、下水道事業と併せて、平成30年を完成めどとして経営戦略を計画していきたいというご答弁もいただきました。

しかるに、水道事業のほうにおきましては、地方公営企業法に基づいて、過去の歴史もあり、適用範囲はきっちりやられているんですが、今現在の公共下水道の会計を含めて、この条例に基づいて適用をしていこうとしたときに、今の公共下水道事業特別会計は単式になっておりますけど、地方公営企業法に基づいていくと複式簿記になってくる。この条例を見ますと、即経営への適用がされてくるのと、経営に対する審議会といったこともすぐに適用されるようになってくるんですけど、会計もいまだに我々議会にも説明されていない中で、今、この条例が提案される時期として適切なのかどうか、これについてご答弁をお願いしたいと思います。

○野原修議長 上下水道部長。

○山口上下水道部長 それでは、三好議員のご質問にお答え申し上げます。

この議案第93号は、地方公営企業法を下水道事業に対して全部適用するために、必要な条例、合計17を改正するわけでございますけれども、なぜこの時期に改正が必要なのかということでございますけれども、下水道につきましては、地方公営企業法の第2条第3項におきまして、条例を定

めて、地方公営企業法の一部、一部といいますが、これは財務規定でございますが、もしくは職員に関する規定、それから組織に関する規定、全ての全部適用をすることができると規定をされております。これに基づいて、今回、来年４月からの地方公営企業法の全部適用に向けての条例改正をこの１２月第４回定例議会に出させていただきます、この議決をいただいた後、１月以降、１月、２月、３月と、新たな下水道事業会計として、新年度の公営企業会計の予算を調製してまいりたいと、このように考えております。

また、４月から適用するに当たりましては、いろいろ職員の身分取り扱い、それから、もちろん先ほど言われました簿記に関することでありますとか、経理の規程の改正でありますとか、企業管理規程の改正等々、まださまざまがございますけれども、それらのことをやっていく上では、まず議会のほうで、こちら下水道事業に対して地方公営企業法を全部適用するという、この設置等に関する条例等々の条例の改正を議決いただかなければ、なかなかそういう形で進めないということで、今回の１２月定例議会に提案させていただいた次第でございます。

○野原修議長 三好議員。

○三好義治議員 また付託された常任委員会で十分審査していただけたらいいと思うんですが、ただ、私が心配しているのは、先ほどの会計処理の中で、簿記の関係も含めて、我々は今、公共下水道事業特別会計だけの負債額もまだ相当な額があるんですが、そういった部分がどう移行されるのかというのがまだ議会にも一切提示されていない中で、あまりにも早い条例改正ではないかという気がしております。だから、そ

ういう中では、事務手続きも含めて、議会に十分な説明をしていただく中で進行していただきたいと。今、部長から説明いただいたように、まず条例を改正されて次の物事が動くということは理解しましたが、その準備作業も含めて十分に検討していただくことを要望しておきます。

以上でございます。

○野原修議長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 以上で質疑を終わります。

本２１件については、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

１２月６日から１２月１９日まで休会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

（午後０時３分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

摂津市議会議長 野 原 修

摂津市議会議員 市 来 賢太郎

摂津市議会議員 森 西 正

摂津市議会継続会会議録

平成28年12月20日

(第2日)

平成28年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成28年12月20日（火曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番 上 村 高 義	3 番 安 藤 薫
4 番 野 口 博	5 番 福 住 礼 子
6 番 藤 浦 雅 彦	7 番 村 上 英 明
8 番 三 好 義 治	9 番 東 久美子
10 番 中 川 嘉 彦	11 番 増 永 和 起
12 番 弘 豊	13 番 山 崎 雅 数
14 番 水 谷 毅	15 番 南 野 直 司
16 番 嶋 野 浩一郎	17 番 市 来 賢太郎
18 番 野 原 修	19 番 森 西 正
20 番 渡 辺 慎 吾	

1 欠席議員（1名）

2 番 木 村 勝 彦

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 山 一 正	副 市 長 奥 村 良 夫
教 育 長 箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長 乾 富 治
総 務 部 長 杉 本 正 彦	市 民 生 活 部 長 登 阪 弘
環 境 部 長 北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長 堤 守
保 健 福 祉 部 理 事 平 井 貴 志	建 設 部 長 山 口 繁
上 下 水 道 部 長 山 口 猛	上 下 水 道 部 理 事 石 川 裕 司
教 育 委 員 会 山 本 和 憲	教 育 委 員 会 前 馬 晋 策
教 育 総 務 部 長	次 世 代 育 成 部 長
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井 口 久 和
	消 防 長 樋 上 繁 昭

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉	事務局参事兼局次長 橋 本 英 樹
-----------------	-------------------

1 議 事 日 程

1,

一般質問				
水谷	谷	毅	議員	
福住	礼	子	議員	
山上	雅	数	議員	
増村	高	義	議員	
森永	和	起	議員	
村西		正	議員	
嶋上	英	明	議員	
安野	浩	一	議員	
藤		朗	議員	
		黨	議員	

1 本日の会議に付した事件
日程 1

(午前10時 開議)

○野原修議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、渡辺議員及び上村議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問を行います。

まず、1番目の山田川公園の保育所配置場所についてでございます。

待機児童対策及び千里丘新町のマンション開発に伴い、新たな保育施設設置に向けて取り組んでいますが、その進捗状況や地元説明会の内容についてお伺いをいたします。

次に、マンション開発に伴う千里丘小学校の児童数の推移について、どのように予測されているのかについてお伺いをいたします。

次に、3番目の高齢者及び自転車の安全についてです。

本年の自動車事故の報道を見ていますと、高齢者による運転事故がとて増えているように見受けられます。本市における高齢者の関係する事故の状況、さらに、65歳以上の運転免許人口と、これまでの高齢者運転免許自主返納者の状況について教えてください。

続いて、4番目の成年後見人についてです。

先の質問にも関連しますが、本市でも急速な高齢化が進んでおり、財産管理や施設入所などで必要になる高齢者の成年後見人制度の本市における体制と相談の実績につ

いてお伺いをいたします。

1回目、以上です。

○野原修議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 山田川公園内への保育所等誘致整備に向けた取り組みの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では、千里丘新町及びその周辺地域において、子どもたちが地域の中で健やかに成長でき、保護者が安心して子育てができる魅力あるまちづくりを進めるため、市の所有地である山田川公園内に、敷地面積約1,800平方メートル、150名程度を定員とする公園と一体となった民間の保育所等を誘致し、整備することを決定いたしました。

近隣住民の皆さんには、9月に公園の利用状況や山田川公園内への保育所等の誘致及び整備についてのアンケート調査を実施し、11月27日には住民説明会を開催いたしました。アンケート結果や説明会におきましては、山田川公園内への保育所等誘致・整備には、待機児童解消につながるなどから好意的なご意見を多くいただいた一方で、既存の公園樹木を生かした保育所の整備や、送迎時の交通安全や近隣への騒音などへの対策についてのご要望をいただいております。

○野原修議長 続いて、答弁を求めます。教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 千里丘小学校の児童数の推移についてのご質問にお答えいたします。

千里丘新町地区におけますマンション開発は、平成30年3月に292戸、平成31年1月に380戸、同年7月に152戸の計824戸が建設される計画であると把

握をしているところでございます。

ご質問にありましたように、このことに伴い児童人口の増加が想定されます。児童人口の人数把握につきましては、マンションの立地条件や間取り、価格帯、経済状況など、さまざまな要因に左右されるため、事前の予測が困難なところでございます。仮にでございますが、先に開発がございました南千里丘地区と同様の割合で児童が増加したと想定した場合でございます。千里丘小学校区の児童数は、今年度と比べて、マンション完成時には約70人、その6年後の平成38年度には300人を超えると思込んでいます。

なお、マンション開発会社にご協力をいただき、入居予定世帯の子どもの人数、年齢に関するアンケートを実施する予定をいたしております。販売開始後は、その内容を随時確認いたしまして、入所世帯の動向を把握してまいりたいと考えております。

○野原修議長 答弁求めます。建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 高齢者及び自転車の安全についてのご質問にお答えいたします。

まず、高齢者による運転事故件数の推移についてと65歳以上の高齢者の運転免許人口についてでございますが、摂津警察署に確認しましたところ、運転にかかわらず、高齢者が関連した事故が年間90件前後を推移している状況であります。また、65歳以上の高齢者の運転免許人口につきましては、原動機付自転車以上の運転免許人口の集計といたしまして、約8,900人という状況であると伺っております。

最後に、高齢者運転免許自主返納についてでございますが、平成26年度から摂津市高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施しており、自主返納された高齢者の交通

事故を減少させる目的として、反射材付きジャンパーを支給しております。これまでの申込者は、平成26年度が140名、平成27年度が127名となっております。なお、平成28年度は11月末において116名となっております。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 本市における高齢者の成年後見制度の体制と相談実績につきましてのご質問にお答え申し上げます。

成年後見制度につきましては、意思能力、または判断能力が十分でない方につきまして、不利益な契約を結ばないよう、保護を受け、自立した生活を受けることができるよう支援するものでございます。高齢者がこの制度を利用される主な理由は認知症であり、通常はご家族などが裁判所に申し立てを行うものでございます。しかしながら、身寄りのない認知症高齢者などが、親族がいないために申し立てができず、保護が受けられないということを防ぐために、市長に法定後見開始の審判の申し立て権が与えられており、市長申し立てを実施することがございます。実際に市長申し立てを行う際には、摂津市成年後見審判申立審査会を開催し、申し立ての可否及び種類を審査いたしております。なお、市長申し立て件数につきましては、昨年度が1件、一昨年度が4件であったのに対しまして、本年度は11月30日現在で6件でございます。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 それでは、これより一問一答方式にてご質問させていただきます。

まず、1点目の山田川公園の保育所の件です。

11月の住民説明会では活発な意見交換が行われた旨をお伺いいたしました。公園の今後のあり方や交通安全及び騒音などについては、地元の皆様の関心が高いことは言うまでもないことだと思います。今後、説明会やアンケート結果で上がった意見や要望に対して、市としてどのように整備計画を進めていかれるのか、お伺いをいたします。

○野原修議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 これまでのアンケート調査や地元説明会におきましては、本市待機児童の現状、また、千里丘新町のマンション計画、明和池公園の整備などを考慮し、現状では利用実態の少ない山田川公園内に保育所等を誘致することにつきまして一定のご理解をいただいたと考えておるところでございます。しかし、保育所等の整備場所の検討や、地元の憩いの場及び景観としての緑化空間を残すことなどの要望に対しましては、山田川公園全体の活用方策、施設管理を踏まえ、庁内の関係課とともに今後、協議する必要があると考えておるところでございます。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 当該地域には、つい最近までクリーンセンターの施設も長らく稼働しておりました。他地域とは異なる意味で、さまざまなご負担をいただいてまいりました。また、今回の保育所誘致の話は、千里丘新町のマンション開発と併せて、比較的短期間に進捗し、地元ですれば、いわゆる急な話であると言えます。そういう点から考えると、なおのこと地元の要望をしっかりと伺う必要があると考えますけれども、今後どのように整備計画に組み入れることができるのか、お伺いをいたします。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 山田川公園内への保育所等につきましては、平成30年7月の開園を目標に、現在、摂津市民間保育所等設置運営事業者選定委員会におきまして、募集要項の内容等について協議を進めており、来年2月までに募集要項の公表を予定しておるところでございます。募集要項には、近隣住民の皆様のご意見、ご要望に関して、反映できるものにつきましては反映してまいりたいと考えておるところでございます。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 来年2月に募集要項の公表と伺いました。正直、あと1か月あまりほどしかありません。内容によっては、見解に違いがあった場合に、要望される真意を正確に把握した上で、提案理由について丁寧な説明や意見交換を重ねていただき、開設後は、地域の皆さんから保育所の誘致を喜んでいただける取り組みとしていただきたいと思います。また、実際に建設途中に進捗状況を見ていただくなど、地域の皆さんとともに作り上げていくという気持ちを大切にしながら進めていただくことを要望いたします。

次に、2点目の千里丘小学校の児童数の推移についてでございます。

平成30年の3月を第1期として、合計3期に分かれて建設される計画があり、南千里丘と同等の割合を当てはめた場合、新たな小学生は70人からスタートし、約10年後には300人の増加見込みと伺いました。今後、先行してその傾向を把握するために、販売会社を通じてのアンケート調査を行う旨の話でしたが、その動向を地域などにも情報提供していかれるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○野原修議長 答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長 児童数の増加などの情報につきましては、関係各位に情報を提供していく必要性につきましては認識をいたしているところでございます。具体的には、教育委員会事務局での情報共有をはじめ、学校現場や市議会の方々、また、自治会や地域の学校を取り巻く関係者の方々に情報提供してまいりたいと考えております。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 地域の皆さんには、建設に当たって、今後、さまざまなご協力をいただくことになると思います。行政としても、先行して小まめに地域に情報発信をすることで、いろいろな現場の知恵やアイデアを寄せていただくことができ、事故防止や子どもたちの安全確保につながるのではないかと思います。ぜひとも定期的に発信をお願いいたします。

また、マンションの購入が進んでいく中で、当初予想していた児童数との変化が生じた場合、教職員や教室の確保など、教育環境の準備を最優先に考えるべきであると思いますけれども、その点についてどのように認識しておられるのか、お聞かせください。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 ご質問にありますように、子どもの教育環境については重要視していくということはもとよりでございます。児童数の増加による学校への影響につきまして、併せて把握をしてまいりたいと考えております。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 教育環境の充実について、重要な取り組みとして考えておられるとのこ

とですけれども、千里丘小学校は、今回の本会議でも議題になっている摂津小学校と比較をいたしまして、運動場も狭小であります。したがって、運動場に建て増しを考えるには厳しい面がございます。そのために、学校に隣接する土地で活用が考えられる案件はあるのかどうか、地域からも知恵を出していただき、早目の計画をお願いいたします。今後、どのような点に留意して対応や方策を検討していくのか、お伺いをいたします。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 現在、南千里丘地区開発に伴いまして、議員のほうからもございますように、摂津小学校の案件についていろいろ検討しているところでございます。普通教室、また支援学級、少人数分割指導の教室など、児童の学習面はもちろんのこと、給食に関する調理や配膳室、また、職員室の面積等々を確保する必要があると考えております。そのようなことを考えて対応策を検討しているところでございます。千里丘新町地区の開発につきましても、このようなことを念頭に置きながら今後検討してまいります。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 開発に伴う児童数の増加傾向については予想が難しい面もあるかと思いますが、増加に転じることには違いなく、あとは先手先手と取り組むことで、より多くの選択肢を準備することができます。どうかスピード感のある対応で地域からも喜ばれる施策となるよう要望いたします。

次に、3点目の高齢者及び自転車の安全についてでございます。

高齢者が関連した事故件数が年間約90件ということは、4日に一度は発生してい

るということになります。現在、本市の高齢化率は約4分の1、9年後の2025年には約3分の1の高齢化が予想されています。そういう点から考えると、明らかに高齢者の方々への交通安全対策が急務であると言えます。個人差もあり、一概には言えませんが、ここ3年間、毎年百数十名の免許証の自主返納者もおられますが、その推進や告知に関してどのような取り組みをされておられるのか、また、自主返納したことへの特典はどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

○野原修議長 答弁を求めます。建設部長。

○山口建設部長 まず、市民への告知につきましては、平成26年度から実施しております摂津市高齢者運転免許証自主返納支援事業に合わせまして、いきいきプラザやコミュニティプラザをはじめ、公民館や体育館等の公共施設で、摂津警察署及び摂津交通安全自動車協会にも協力を依頼いたしまして、掲示板等へのポスターを掲示し、また、市民への周知に努めております。また、事業開始直後の広報せつにおきましても掲載するとともに、ホームページにも掲載し、周知に努めております。

また、返納者への特典につきましては、本市が支給しております反射材付きジャンパーの支給のほか、大阪府交通対策協議会において実施しております高齢者運転免許自主返納サポート制度によりまして、サポート企業を募り、特典を設けております。特典内容につきましては、グルメ、レジャー、暮らし、タクシー等の割引等、さまざまな内容となっており、年々、サポート企業が増えている状況であります。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 先日、年に一度の鳥飼・新家地域の一斉清掃に参加いたしました折

に、セッピーデザインのジャンパーを目にいたしました。

先の答弁の中で、本市において約8,900人の高齢者の方が運転免許証をお持ちであることを伺いました。全ての方が日常的に自動車を運転しているとは言えませんが、自主返納を推進するために3点申し上げます。

一つは、車なしでも移動手段を確保できる方法を検討いただきたいと思います。そして、地下鉄の延伸や、バス路線のない地域に乗合タクシーなどのデマンド交通など、ぜひ実現していただきたいと思います。

二つ目には、特典をさらに充実していただきたいという点です。府の取り組みの中で、その特典を利用できる個人店は、本市の場合、わずかに2店舗のみです。商品券事業を通じて広がってきた商店のネットワークを生かして、お店もにぎわい、高齢者もますます元気になる制度へと進めていただきたいと思います。

三つ目には、自主返納後もそれが身分証明として継続して使える点の告知、また、市民課とも連携して、マイナンバーカードの普及も兼ねた発信により、自主返納の機会につなげてくださることを強く要望いたします。

さて、高齢ドライバーの交通事故対策のため、道路交通法が改正されると伺いましたが、その内容についてお伺いをいたします。

○野原修議長 建設部長。

○山口建設部長 警察庁からの資料によりますと、平成29年3月12日から改正道路交通法が施行されます。その内容は、高齢運転者対策の推進といたしまして、臨時認知機能検査が新設されます。これまでは7

5歳以上の運転者は3年に一度の免許証の更新のときだけ受けることとされておりました認知機能検査について、認知機能が低下したときに起こりやすい違反行為をしたときに臨時認知機能検査を受けなければならないとなり、さらに、認知機能の低下が運転に影響を及ぼすおそれがあると判断された高齢者は、新設される臨時高齢者講習を受講しなければならないとされております。認知症のおそれがあると判定された方は、臨時適性検査を受け、または、命令に従い主治医等の診断書を提出しなければならないとなり、認知症と診断された場合は、運転免許の取り消し等の対象となるものがあります。また、認知症と診断されない場合でも、認知機能検査の結果により、受ける講習内容が変わるものとなっております。

以上です。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 来年春からの改正に期待をいたします。

しかしながら、高齢者の中でも比較的構成率の高い、いわゆる団塊の世代の皆さんは70歳前後となります。今回の対象は75歳以上であり、可能であれば、高齢介護課や国保年金課とも連携し、対象の方に、案内文書を送付する機会や窓口を利用される際に、自主返納の制度があることや特典などの説明を行い、高齢者関連の事故防止にさらに努めていただきたいことを要望いたします。

また、自主返納していただいた方で、自転車を利用される機会が多くなることが予想されます。そのために、高齢者を対象にした自転車用のヘルメット着用を推進するために補助金を導入できないものか、お尋ねをいたします。

○野原修議長 建設部長。

○山口建設部長 高齢者を対象としたヘルメットの普及につきましては、摂津警察署と共同による高齢者を対象とした交通安全教室等で、普及に向け啓発しているところであります。また、摂津市交通安全推進協議会の会員であります摂津交通安全自動車協会におきましても、ヘルメット普及に努めており、これまでに50個以上の販売をしていると聞いております。

現在、高齢者運転免許証自主返納者へは、高齢者の交通事故減少を目的に、夜間でも視認性が確保できる反射材付きジャンパーを支給しております。

今後は、窓口へ申し込みに来られた返納者へ、ヘルメット着用の必要性や認識性等につきまして聞き取り調査を実施して、ニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 自主返納者への反射材のついたジャンパーの支給については、本市の特徴的な取り組みとして、とてもいい内容であると思います。自転車用のヘルメットは、最近、帽子のようなデザインのものもあり、少しずつではありますが利用者を見かけるようになってまいりました。今後、聞き取り調査を行い、ニーズを把握していけるということですが、補助金については、既に堺市、泉大津市、和泉市などで、高齢者や子どもを対象に最大で2,000円から3,000円の実績があります。本市においても、自転車事故抑止のためにも、補助金制度の導入をぜひとも実現していただくよう、要望いたします。

続いて、4点目の成年後見人についてでございます。

多くの場合は親族によって財産管理などが行われているようです。ここ3年間の実績から見ると、まだまだ微増ではありますが、本市において、現状で約4分の1の方が、そして、9年後の2025年には約3分の1の方が高齢者にと予測される中、今後、市民後見制度の活用をどのように考えていかれるのか、お伺いをいたします。

○野原修議長 答弁求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 市民後見制度の活用につきましてご答弁申し上げます。

現在、市長申し立てを行う際には、司法書士や弁護士、社会福祉士などが後見人に選任をされております。2025年に向けて、高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者の数も増加すると見込まれており、今後、成年後見制度のニーズはますます高まっていくものと予想されております。

しかしながら、後見人におきましては、高齢者の権利擁護に関する高い専門性が必要とされております。市民後見につきましては、その必要性は十分認識いたしておりますが、一方では、専門職の方々においてもさまざまな課題があるということも認識をいたしております。本市におきましては、今後の課題としまして研究してまいりたいと考えております。

○野原修議長 水谷議員。

○水谷毅議員 成年後見人の選任に当たっては、取り扱う内容もその責任が重く、専門の方でも大変な努力が必要なことが理解できます。自治体によっては既に成年後見人の育成を始めているところもあります。最近の傾向として、結婚年齢が高くなったことや、未婚の方も多くなり、親族を頼りにできなくなるケースも増えることが予想されます。場合によっては、将来的にある時

期を境に激増してしまう可能性もあります。そういう意味からも、高齢者に至った段階で、健常なときから将来の具体的な展望をお伺いしておく必要が出てくるかもしれません。本市にあっても、その体制を十分に備えていただきますことを要望といたしまして質問を終わります。

○野原修議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、市の特色を生かした健康器具の設置についてです。

まちごと元気！健康せつつ21では、「歩きたくなる でかけたくなる町づくり」をコンセプトに、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ事業に取り組みされました。摂津市の平坦な地形と河川、草花、史跡などをつなげてウォーキングコースを設定し、健康器具を使って楽しみながらウォーキングができるという健康施策です。市内の公園にある健康器具の数と年数の経過など、設置状況についてお答えください。

次に、小学生の英語力向上のための学習プログラム「DREAM」活用についてです。

平成28年度の教育推進プランに、学力向上プランの実現として、具体的な取り組みの中に「使える英語の向上」が挙げられています。摂津市では、小学生用に開発された「DREAM」を小学校2校で活用されていますので、活用されたモデル校の状況についてお答えください。

次に、物品調達事務処理の簡素化についてです。

地方自治法第232条の3に基づき、物品調達する際には支出負担行為伺書により決裁が必要です。物品調達における事務処理の現状をお答えください。

以上で1回目を終わります。

○野原修議長 答弁求めます。建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 市内公園の健康器具の設置状況等についてのご質問にお答えいたします。

市内には、都市公園43か所、緑地・緑道34か所、ちびっこ広場97か所を管理運営しており、そのうち、健康器具は18か所の公園に設置しており、82基ございます。また、まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業で整備されました保健福祉課所管分の健康器具を含めると、さらに公園は25か所に増えまして102基となり、高齢者などの市民が健康増進や健康保持に役立てる施設が整備・拡充され、多機能で社会のニーズに合った公園が提供されているところでございます。

その一方で、健康器具が設置されて30年が経過している公園があり、経年による老朽化が著しい状態となっておりますので、市民に安心して安全に健康器具を利用していただけるよう、日常点検や年に一度の専門家による点検を着実に行之、修繕等の対策を講じながら施設の維持管理に努めているところでございます。

○野原修議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 英語学習プログラム「DREAM」の活用モデル校の状況についてのご質問にお答えいたします。

大阪府教育庁が小学1年生から6年生の英語学習のために公立小学校での実践研究から得られた成果と民間のノウハウを生か

して開発したプログラムである「DREAM」を、本市では、今年度、小学校2校をモデル校として現在活用いたしております。1回当たり約15分で週3回、児童が教室で学級担任等と一緒にDVDを視聴することを中心とした学習を繰り返し行うことで、英語の音声や表現に児童が自然に慣れ親しむことができるよう作成されており、モデル校では、今年度4月から、1時間目の授業開始前の時間を活用し、学習を行っているところでございます。「DREAM」の活用を通して、英語のリズムに慣れ親しみ、自然な発音で英語を英語のまま感じる姿勢や態度を養うことを目指してまいります。

○野原修議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 物品調達の事務処理の現状についてのご質問にお答えいたします。

本市において物品を調達する場合、入札もしくは随意契約により契約を締結しております。随意契約による物品を調達する際には、原則、複数業者に見積もりの提出をお願いしております。業者数については、調達金額により内規で定めており、支払い額が10万円未満の場合は2者、10万円以上80万円未満の場合は3者、80万円以上の場合には5者でございます。その後、支出負担行為を行い、発注担当課及び財政課の決裁を受け、決裁終了後に物品の発注を行っております。

○野原修議長 福住議員。

○福住礼子議員 一問一答でさせていただきます。

市の特色を活かした健康器具の設置について。

今年3月には、保健福祉総合ビジョン2016と健康せつつ21の取り組みを補

強・強化し、生活習慣病予防と健康づくりの先進モデル地域づくりのため、まちごと元気！推進プランを策定されました。健康施策の再構築の計画期間は平成30年度までとして、健康寿命の増加を実践することを目指しております。施策展開の中に、運動する環境づくりのためのウォーキングコースの設定は今後どのように進められるのか、お聞かせください。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 まちごとフィットネス！ヘルシータウン事業につきましては、平成25年度から3か年計画の事業で、市内にウォーキングコースの設定と、コース上に健康器具の設置を行い、気軽に身近な場所で健康づくりに取り組んでいただけるよう進め、現在、ウォーキングコースは7コース、健康器具は公園以外にも2か所、4基を設置しており、合計で106基ございます。まちごと元気！推進プランにおける平成30年度の目標数値につきましては、ウォーキングコースが10コース、健康器具が100基としておりますので、ウォーキングコースにつきましては、今後3か年におきまして、毎年度1コースずつ設定をしていく予定でございます。

○野原修議長 福住議員。

○福住礼子議員 平成26年度は、2か月に1回開催のうきうきせつつウォーキングに、参加人数は30名程度からスタートをしました。平成27年度から健幸マイレージ事業が開始され、ポイントをためて健康関連グッズと交換できる健幸ノートの取り組みで、ウォーキングイベントの参加数は平均85名ほどに増え、今年は毎月第1月曜開催となって、平均参加者の数も122名となっております。中でも、今年の4月

のうきうき夢街道 千里丘・健都コースオープンイベントには、23歳から89歳まで189名が参加され、人気の高いイベントとして定着しております。参加の内訳についても、毎回の参加の方と半数近くは人が入れかわっており、ウォーキング人口の拡大にもつながっています。「ウォーキングする回数が週2回から5回に増えた」とか、「健康づくりに取り組む励みになる」、「友達ができた」、「みんなで歩くのは楽しい」といった声も寄せられています。

そして、ウォーキングコースに健康器具が組み合わされていると、運動する目的や歩くきっかけになる利点もあります。七つのウォーキングコースを地図に落としてみますと、健康器具のある公園、トイレのある場所を休憩箇所にすることや、歩行の安全性の確保など、うきうきせつつ健歩会と協働でコース設定をされている方のご苦労がわかります。健康器具の予定数は目標達成しておりますが、これからつくられるウォーキングコースに健康器具を組み入れることが難しい場合もあり、コース設定に健康器具を設置する考えはないのでしょうか、お答えください。

○野原修議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 今後のウォーキングコースの設定につきましては、未設定の地域を予定しておりまして、既存の健康器具の利活用や地域の歴史的な見どころ等を取り入れまして、地域の特色を生かしたコース設定としてまいりたいと考えております。健康づくりににつきましては、大変重要なテーマと考えておりますので、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 福住議員。

○福住礼子議員 今回、鳥飼地域を中心に2

0か所ほど公園を見てまいりました。樹木や草花の名前を冠した公園は、それぞれ個性があり、平坦な摂津市に少しでも勾配をつくろうと土が盛り上げてあったり、1周回ると距離がはかれる公園や、アスレチックのような遊具など、特色のある公園がたくさんあります。健康器具は、大きい公園に設置されているとは限らず、あまり使用されていないような状態や、劣化している器具など、健康器具の維持管理も予算が伴ってまいります。地域の要望もあって、一度設置をしますと簡単に移動や撤去はできませんが、多くの方に利用されている公園や集会所にも器具の設置の希望がございます。

これまで、まちごとフィットネス！ヘルシータウンせつつ事業は、1室4部、計9課で取り組んで推進されてこられました。いよいよ市の健康づくり推進条例の制定にも結びついてまいりました。広報課では近畿市町村広報紙コンクールで最優秀賞を受賞され、多くの市民から保存していくといった声もあり、ますます期待されているところでございますので、毎号に市内の公園紹介や健康器具の解説付き使用方法などを掲載していただくと、歩きたくなり、健康づくりへの意欲にもつながります。そして、水みどり課と保健福祉課がしっかり連携をとり合って、既存と新規の健康器具が効果的に活用できるよう推進されることを要望いたします。

次に、小学生の英語力向上のための学習プログラム「DREAM」活用について。

大阪府教育庁市町村教育室担当の方から、これからの英語教育についてお話を聞く機会があり、2020年度の大学入試から、読む、聞く、話す、書くの4技能を評価することを目指して、中学校では英語で

けで行う授業の実施、高等学校では、授業を英語で行うとともに、言語活動するための英語の発表や討論を実施するなど、これまでの知識偏重の英語教育から、習うより使う、そして、英語を用いて何ができるようになるかを育成していくとのことでした。現在は、小学校5、6年生が週1回の外国語活動の授業を行われておりますが、小学校低学年の段階から取り組む英語学習について、子どもたちの英語力を身につけるためのどのようなことが期待されているのか、お聞かせください。

○野原修議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 現在、国では、次期学習指導要領の改訂をはじめ、議員からもご紹介がございましたように、大学や高等学校の入学選抜での英語の試験内容に関しましても英語教育改革が進められておるところでございます。

本市での小学校低学年段階からの英語学習は、決して中学校での学習内容の前倒しを目的とするものではなく、児童が英語を楽しみ、慣れ親しみながらコミュニケーションの素地を養うためのものでございます。学習を通して、身近な暮らしから、さらには世界へと視野が広がることや、生涯にわたって英語を学びたいという学習意欲の向上へとつながることを期待しておるところでございます。

○野原修議長 福住議員。

○福住礼子議員 「DREAM」は、画像と文字を見ながら学習をします。音読とリズムに合わせてジェスチャーすることで、文字嫌いの子も楽しく学び、書き方を見て書いてみたくなるというプログラムでございます。私も体験をしてみて、もっと早くつくってほしかったと、そのように実感もい

たしました。とても楽しく、1時限目の授業の前に取り入れると、脳や体のよいストレッチにもなると感じました。この「DREAM」がテレビで紹介をされますと、多数の問い合わせもあったようでございます。保護者にも英語教育の早期化について関心を高めていただき、ニーズに対応した学校の取り組みとして「DREAM」の活用を公開するべきと考えますが、現状をお聞かせください。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 活用モデル校のうち、PTAの運営委員会で「DREAM」の紹介を行った学校もあり、保護者に大変好評であったと報告を受けております。今後、市内全小学校への「DREAM」の活用拡大を検討いたしておりますが、学校公開週間や保護者参観などの機会を通して、保護者の皆様にも「DREAM」の活用場面をご覧いただく機会があるものと考えておるところでございます。

○野原修議長 福住議員。

○福住礼子議員 現在の英語は、小学校では話す、聞くが中心で、中学校で読む、書くが加わって、ローマ字と英語が混同してしまい、英語に苦手意識を持つ生徒が少なくないようです。そのためにも、できるだけ早く楽しみながら英語を学ぶ機会をつくるのが大切です。小学校時代に英語が楽しかった経験を持つ人は、大人になっても英語を学びたいと考える傾向があると言われております。英語が苦手という小学校の先生もおられるかもしれませんが、成績ではなく、英語を嫌いにさせず、好きだという気持ちをどれだけ育てられるか、これが重要だと考えております。

また、小学校の外国語活動は、楽しくても正式な教科ではないため、中学校の英語

教師が教える上で小学校との連携も必要になってまいります。英語学習プログラム「DREAM」は、グレード1から6までの段階があり、学年にかかわらず、グレード1から学習を始め、グレード6の最後の段階では、成長した子どもたちが夢を語るシーンが出てまいります。子どもたちが英語で自分の夢を語る、そんな姿を見ることを先生の皆様にも目標にして教育を進めていただきたいと思います。ぜひ、グローバル人材育成をするために、DV機器と教材には予算がかかりますが、全小学校に導入して活用されることを強く要望いたします。

次に、物品調達の事務処理の簡素化についてです。

随意契約の場合、見積もり合わせを行うとのことですが、支払い額が10万円未満の設定は、極端な例で、1,000円未満でも2者の見積もり合わせを行い、その発注担当課及び財政課の承認を受けた後、発注、納品、支払いの順番になってまいります。公金の扱いについては厳正に行われるべきですが、作業にかかる時間も公金で支払われていると考え、1万円未満の見積もりは不要にするなど事務処理の簡素化も必要だと思いますが、何か方策を講じられているのか、お考えをお聞かせください。

○野原修議長 答弁を求めます。総務部長。

○杉本総務部長 物品調達の事務処理の簡素化についてでございますが、これまでも、事務処理の簡素化を図りますために、随意契約が可能となる範囲を内規で定めております。加えまして、年間を通じて数多く反復して購入するような物品につきましては、年間単価契約を年当初に結びまして契約事務の簡素化を図ってまいったところで

ございます。また、平成23年度には、事務決裁の規程を見直しておりまして、簡易なものを課長代理決裁とするなど、権限を移譲しまして事務処理の簡素化と迅速化を図っているところでございます。

しかしながら、議員のご指摘もございましたように、物品調達などの事務を執行する上では、まず第一に公金の適正管理を考えなければならないと考えております。これを念頭に置きまして、今後におきましても、事務処理の簡素化を図るため、定例的かつ義務的な支払いの際のみ可能としております負担行為兼命令書の活用などの範囲を増加させるなど、さまざまな手法を探ってまいりたいと考えております。

○野原修議長 福住議員。

○福住礼子議員 物品調達による支払い額の面から考えて、年間単価契約はどれぐらい契約事務の簡素化を図れるのか、また、消耗品などの在庫も公金ですから、小まめに調達を行い、在庫は極力持たないなど、事務処理の無駄を省くことと両面で取り組むべきだと思います。

経済産業省は2020年に向けたクレジットカード決済の健全な発展に向けた研究会を開催、総務省では地方公共団体の財務制度の見直しなど、それぞれの省が中間報告を出しています。その中で、平成18年に地方自治法の一部を改正し、クレジットカードによる税などの公金収納が利用可能になり、導入した自治体の評価から検討すべき方向性がまとめられました。また、電子マネーでの公金収納や、さらに、調達や給付業務における活用についても検討すべき内容が挙げられています。例えば、クレジットカードによって海外等の遠隔地での支払いや、災害時や児童相談所における児童保護など緊急の支出が必要な場合、ま

た、電子マネーによる職員の公共交通機関を使った近距離の交通費、そして、少額の物品購入などの検討がされておりました。

IT化、ICT化は、情報管理と決済機関の課題はございますが、これからの社会情勢に合わせて今後も推進されていくと思います。物品調達の事務処理の簡素化については、内部牽制機能が働いていることを前提として、職員のコンプライアンス意識の醸成を図り、今後も積極的に取り組まれることを要望いたします。

以上で質問を終わります。

○野原修議長 福住議員の質問が終わりました。

次に、山崎議員。

(山崎雅数議員 登壇)

○山崎雅数議員 一般質問を行います。

11月26日、デイハウスましたの移転が完了し、開所式が行われました。運用が始まっております。この移転は、単なるデイハウスましたのみの移転ではなくて、第1集会所も一緒に廃止し、第1集会所の機能を集約してデイハウスましたに持たせる統合ではなかったのか。予算のときもそういう説明で、建て替えと取り壊しがセットで、実際、第1集会所の取り壊しも同一業者で行われるということになったと思います。4月の広報にも、予算の説明に「第1集会所機能を集約して」と書かれています。

しかしながら、デイハウスましたの利用は、第1集会所と全く同じではないと。ほかの校区福祉施設と同じで、旧デイハウスましたの前の運営要領を使うと。具体的に言いますと、デイハウスましたの利用の範囲として決められておりますのが、自治会、老人会、校区福祉委員会、地区福祉団体、そして、その運営委員会が妥当と認め

たものということになっています。集会所も二つにして、入口も別で二つにした構造にした。私は、小さいほうの部屋は、少なくとも、これまで集会所を使っていた市民は、福祉団体や自治会の利用がなく、あいているときには使えると考えておりました。廃止する条例を6月の総務常任委員会でも審査した際にも、集会所にあったものなども持ち込めるものは持ち込んで、すみ分けがされていくという説明があったと思います。福祉団体以外の利用料が2,000円になることとか、自治会優先ということでは、全く同じではないけれども、これまで集会所を使っていた市民が申し込めないということになるのでしょうか。「第1集会所の機能を集約して」というのは具体的にどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、生活保護利用者への資産調査についてです。

11月に、生活保護利用者の方々から、「市から資産申告書なるものが送られてきた。生活支援課は何をしようとしているのか」、「正直に出したら何か言われるのか」、「通帳のコピーをつけると書いてある」、「12月1日までに出せとなっている」など不安の声が寄せられました。この資産申告なるものがどういうものか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 第1集会所の機能集約と移転につきましてのご質問にお答え申し上げます。

デイハウスでしたが、去る11月26日に移転、開所いたしました。本事業につきましては、地域福祉活動拠点として整備を

させていただいたものでございます。地域福祉活動拠点は、地域福祉計画に規定する地域福祉を総合的に進めるための拠点として、社会福祉協議会とともに整備を進めております。

このたびの地域福祉活動拠点の整備に当たりましては、第1集会所の機能を集約させていただき、地域福祉活動拠点に統合をさせていただいておりますが、第1集会所の利用者の方々にご不便がかからないよう、集会所の管理者のご意見を聞かせていただき、利用状況も踏まえ、計画を進めてまいりました。具体的には、第1集会所の利用は自治会、老人クラブの利用がほとんどであったことから、このような利用であれば十分対応できますことから、集会所の利用者の方々にはご不便をかけないものと判断をいたしましたところでございます。

続きまして、生活保護者への資産調査の状況につきましてお答え申し上げます。

生活保護実施要領では、被保護者の方々から少なくとも年1回の資産申告を求めている、福祉事務所に被保護者の方々の保有する預貯金などの資産状況を適切に把握することとなっております。これは、平成26年7月に施行されました生活保護の改正法の第60条で、生活保護者が健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するよう、具体的に法律上で規定されたことに伴いまして、実施要領が改正されたものでございます。生活保護者の適切な家計管理を促す観点から、生活状況を福祉事務所に定例的に把握し、自立や生活の維持・向上に向けたきめ細かな支援につながるものと考えております。

本市の状況につきましては、今年11月に生活保護受給者の方々へ資産申告書の提出を依頼し、現在、申告書の回収中でござ

います。

○野原修議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 一問一答方式でさせていただきます。

第1集会所の問題ですけれども、先ほどの答えでは、第1集会所の利用は自治会、老人会がほとんどであったから、デイハウスましたの運営要領を適用しても問題ないということだと思いますが、これまでの利用頻度は高くなくても、私たち日本共産党の支部とか後援会なども利用しておりましたし、ほかの市民団体も利用しておりました。そういう市民団体や、例えば、近所のお年寄りが集まって編み物の教室をしたいですとか、サービス活動、こういったものが利用できなくなるのか、利用の制限が加わるということになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

これまでも自治会や福祉団体はデイハウスましたも利用ができました。第1集会所が単なる廃止でないということであるならば、同じでなくても、ニアリーで広く市民が集会室として利用できるようになっていなければおかしいのではないのでしょうか。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 これまで集会所を利用できた団体が利用できないのかということについて、ご質問にお答えをいたします。

集会所につきましては、市民の集会等の用に供し、市民の文化、福祉の向上を図ることを目的に設置されております。また、地域福祉活動拠点につきましては、校区福祉委員会等の活動の場所を確保し、地域福祉の推進を目的に整備をいたしております。したがって、設置目的の違う施設でございますので、利用していただきます団体につきましても違いますことをご理解

いただきたいと思います。

また、今回の事業を進めるに当たりましては、利用状況の確認に併せて、正雀地域の公共施設の配置状況についても考慮させていただきました。正雀地域は、他の地域に比べますと、集会所、市民ルーム、公民館等の公共施設の配置が充実しておりますので、この点も勘案して事業を進めてまいったところでございます。

○野原修議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 結局、第1集会所としては使えないということになるのでしょうか。そこがはっきりしないんです。答えがかみ合っていないような気がします。地域のほかに集会所があるからそっちに回ってくださいということだったら、第1集会所はもう要らないということになるんですか。

私も各種団体だけを問題にしているわけでもないですし、デイハウスましたは、地域福祉活動拠点という話になったら、集会所はどこへ行ったのかという話になるんじゃないですか。先ほど聞いたように、集会所は団体だけでなく個人の集まりでも貸していただける。極端に言うと、一人カラオケをやってもええという話だと思うんですが、家族葬などの小さな葬儀も増えていると。集会所では葬儀なども行えているところもあると思います。それでも、葬儀などは今後デイハウスましたでは難しいということは6月の総務常任委員会で答えていただきました。ですから、全く同じでないというのは理解しておりますけれども、できるだけ機能は残してほしいと、6月の総務常任委員会でも私も発言をさせていただきました。反社会的な活動などの拒否すべき活動以外では、市民の集会所の機能を奪うべきではないと考えます。そういうこと以外で利用範囲を狭めるというのであれば、

機能を集約して移すという看板に偽りがあり、集会所は廃止をされたのかと。市民サービスは切り捨てになったと言わざるを得ません。校区福祉を広く捉えれば、今後、多くの市民の利用を運営委員会は認めるべきだと考えております。市民の利用範囲を狭めることのないよう、市からの指導を求めて要望としたいと思います。

次に、生活保護の資産申告ですが、昨年も厚生労働省や大阪府と私たちは懇談を行っておりまして、厚生労働省や府の課長に、今、あなたの財布の中身をここで開いて見せろと言われてどう思いますかと詰めました。ともに嫌ですと答えておられました。悪いこともしていないのに疑われるとか、他人に財布の中身を調べられるというのは気分のよいものではありません。書き方がわからへんとか、生活保護利用者には負担や不安をかき立てることばかりです。施設入所など、個人で財産管理をしていない人などに不要な調査は行わないように求めたいと思います。厚生労働省が言うように、生活保護利用者の健康保持増進に努めるため、収入、支出、そのほかの生計の状況を把握する、そのことを否定するものではありませんけれども、不要な調査で利用者に負担をかけないように求めたいと思います。

そこで、この調査の結果ですけれども、またこれによって生活保護利用者に悪影響を与えないように求めたいと思いますが、調査票の出せない人に出すように強要するということがあるのか、また、出せなかった人には再調査を行うのか、調査がどのように行われるのか、お聞かせください。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 今回の資産申告書の提出

に当たりましては、ケースワーカーが生活保護受給者の方々へ資産申告の趣旨を個別に説明いたしまして、ご理解をいただき、不安を感じないように努めておるところでございます。1回目の答弁で申告書の回収中とお答え申し上げましたが、その提出に当たりましては、強要がないよう丁寧な対応に努めてまいります。また、資産申告書の未提出により保護の停止・廃止につながるものではございません。

なお、生活保護費のやりくりによって生じた預貯金等がございましたら、以前より一定の条件で保有が認められているもので、そのあたりに変更はございません。

以上でございます。

○野原修議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 当たり前の話なんです。これで生活保護利用者が不利益になるということではないと思います。生活保護利用者にも自立のための資産の保有は認められております。そこに指導や管理をされる必要はないと考えておりますけれども、把握した資産について、指導というか、何か加えられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

保有資産については、月々の収入によって認定もし、超過で支給されている生活保護費があるというわけではない。その毎月の生活保護費を自立のために少しずつ蓄えている、こういうことに関して物を言うとか手を加えるということはいけないと思います。そのことは、この間、青森県、鳥取県の学資保険ですとか、裁判で明らかになっております。国や大阪府は、この間、交渉を行っているんですけども、保有資産について収入認定を行うということを全く否定はしませんでした。私は、保有資産に収入認定を行うなんていうことは、これまで

やってきた収入認定を繰り返すことになり
ますから、二重の収入認定だと思うんです
けれども、新たな取り扱いがありますか。

○野原修議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 保有を認められる資産に
つきましては、日常生活に必要な大型耐久
消費財の購入や、その使用目的が生活保護
の趣旨、目的に反しないもので、具体的
には、対象となる保護者の方々の個別の状況
により判断されるものでございます。その
判断につきましては、対象となられる方の
現状を十分考慮した中、丁寧な対応に努め
てまいります。

○野原修議長 山崎議員。

○山崎雅数議員 先ほど、青森県や鳥取県の
裁判の例も出しました。使用目的によっ
て、この貯金はええけど、この貯金はあか
んということではないということが明らか
になっております。ですから、生活保護利
用者に不当な扱いがされないように、これ
からも注視していきたいと思います。

以上で終わります。

○野原修議長 山崎議員の質問が終わりまし
た。

次に、上村議員。

(上村高義議員 登壇)

○上村高義議員 それでは、順位に基づきま
して一般質問を行います。

まず1点目、市民サービスコーナーの廃
止についてであります。

現状の市民サービスコーナーが平成28
年度末をもって廃止されますが、マイナ
ンバー制度によるコンビニでの住民票や印鑑
登録証明書が交付されることとなります
が、移行段階においては、一部不便になる
との声が上がってくると思われます。その
代替として取次業務を行うとのことであり
ます。しかし、長年あった市民サービスコ

ーナーが廃止されると、さまざまな問題が
浮き上がってくると思われます。市民の方
からの声をしっかりと受けとめ、きめ細や
かな対応をしていただきますよう、まず要
望しておきます。

今回、私がお聞きしたいのは、市民サー
ビスコーナー廃止に伴っての現施設の利用
についてであります。特にモノレール南摂
津駅と千里丘のフォルテ摂津のサービスコ
ーナーであります。まず、この二つのサー
ビスコーナーの所有権はどうなっているの
かをお聞かせください。

次に、二つ目、婚姻届や出生届などの受
付業務における摂津市らしいサービスにつ
いてお尋ねいたします。

少子化が進んでいる中で、人口減少が加
速化し、超高齢化の進展が懸念されてお
ります。そのような中、摂津市でも、人口ビ
ジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略
を策定し、取り組んでいるところでありま
すが、その中で、今回私がお尋ねしますの
は、婚姻届や出生届での記念すべき日に、
摂津市として特徴のある取り組みをすべき
と思いますが、まずは、過去1年間の婚姻
届、出生届の受付件数についてお答えを願
います。また、婚姻届で多かった日をお答
え願います。

次、3点目、市役所などの公共施設への
シャワー付きトイレなどの普及についてで
あります。

昨今、自宅や民間施設のシャワー付きト
イレの設置が普通というより当たり前にな
ってきております。摂津市では、学校施設
のトイレについて積極的に取り組んできて
おることは認識しておりますが、市役所や
公民館、体育館などの公共施設におけるシ
ャワー付きトイレ設置に関する考えをお尋
ねします。所管がまたがりますので、庁舎

の設置状況は全市的な観点からの答弁をまずお願いいたします。

次、4点目、下水道管などの地下埋設による道路陥没についてお尋ねいたします。

先般、福岡県の博多駅前での道路陥没事故があり、マスコミ等でも大きく報道されました。これは地下鉄工事に起因することでありましたが、この事故を発端として、地下埋設の上水・下水道配管などのインフラ設備の老朽化がクローズアップされてきております。地下トンネルに水がしみ出し、ひいては土砂も流れ込み、陥没に至ったものと想定されています。

市民の方からも、博多の道路の陥没事故以来、摂津市は大丈夫なのかと問い合わせが来ております。摂津市の状況について、まずお聞かせください。

以上で1回目を終わります。

○野原修議長 答弁求めます。市民生活部長。

(登阪市民生活部長 登壇)

○登阪市民生活部長 千里丘市民サービスコーナーと南摂津市民サービスコーナーについてのご質問にお答えいたします。

千里丘市民サービスコーナーにつきましては、フォルテ摂津の301号室を市が区分所有しており、市民ルームフォルテ301と間仕切りをして使用しております。

南摂津市民サービスコーナーにつきましては、南摂津駅前広場に公衆トイレと共同の建物で設置しております。敷地は大阪府の所有で、建物は市の所有でございます。

続きまして、婚姻届と出生届の直近1年間の届出件数についてのご質問にお答えいたします。

婚姻や出生など戸籍の届け出につきましては、本籍地や住所地にかかわらず、どここの市区町村の窓口でも届け出が可能となっ

ております。

昨年12月1日から本年11月30日までの1年間に本市の窓口において届け出がありました件数は、婚姻届が478件、出生届が792件でございます。

この1年間で婚姻の届け出が多かった日でございますが、多い順に申し上げますと、11月1日が14件、7月11日が12件、3月1日が10件、1月1日と11月22日が同数で9件、7月7日が8件でございます。

○野原修議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 市役所などの公共施設へのシャワー付きトイレなどの普及についてのご質問にお答えを申し上げます。

市役所庁舎では、今年度、新館2階から6階までの多目的トイレの便座をシャワー付き便座に取替を行い、現在、庁舎内12か所の設置となっております。また、多目的トイレの入口には、どなたでもご利用いただける旨を記載した表示板についても併せて設置いたしております。

そのほかの公共施設の状況であります。今年度建設いたしました別府コミュニティセンターや改築工事を行った文化ホール、千里丘公民館にはシャワー付きトイレを設置し、公共施設の新築や改築の際には、快適で衛生的なトイレの設置を行っているところであります。

既存の公共施設においてはシャワー付きトイレが設置できておりません。今後、利用者の状況や予算的な面を勘案しながら、設置については検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 下水道管などの地下埋設配

管による道路陥没についてのご質問にお答えいたします。

道路陥没の発生原因につきましては、大きな要因といたしましては、道路に埋設されたライフラインの影響が大きいとも言われておりまして、埋設管の老朽化による破損や接合部のずれなどが原因で、路面下の土砂の流出により陥没に至ることがありますので、道路を占有している各地下埋設物管理者に対しまして、年度当初に開催しております地下埋設物連絡協議会におきましても、施設の点検と適切な維持管理を指示しているところでございます。

また、道路の交通量や舗装などの経年劣化など、道路施設自体に起因する場合や、地下水にも影響を受ける場合などがございます。路面をはじめとした道路施設の維持管理を着実に行的っていくため、異常を早期に発見し、速やかに対策を講じることが事故の未然防止につながりますことから、日々の道路パトロールにより、路面の異常等、危険箇所の早期発見により、原因究明と早期修繕・補修に努め、通行の安全性を高めたいと考えております。

○野原修議長 上村議員。

○上村高義議員 それでは、これから一問一答方式で行わせていただきます。

まず、市民サービスコーナー廃止についてであります。今、建物の所有権は摂津市にあるということでございました。この二つの施設は、二つとも駅前ということで、非常に立地条件がいいということでもあります。

この廃止後の活用計画ということですが、千里丘については、フォルテ301と間仕切りして使っているの、間仕切りを取ればフォルテ301として使えるということで、有効な活用も簡単じゃないか

と思うんですけども、南摂津駅のサービスコーナーについては独立した建物になっております。ここに独立した建物ができたということは、当時として非常に画期的という、大いに評価すべきことだったと思うんですけども、この南摂津駅サービスコーナー活用については、以前にも交番の誘致という質問があったと思うんですけども、その後、状況変化があったのかということについて一度お尋ねしたいと思います。

○野原修議長 答弁求めます。市民生活部長。

○登阪市民生活部長 南摂津駅前の市民サービスコーナー跡地への交番の誘致についてのご質問にお答えいたします。

交番の誘致につきましては、以前より他の議員からもご提案いただいておりますが、摂津警察署からは、犯罪の発生状況や警察官の配置状況など、総合的に勘案する必要があり、現状での設置は難しいとの回答をいただいております。その後の状況も変わっておりません。

このように、状況といたしましては厳しいものがございますが、市民サービスコーナーの廃止ということも踏まえまして、改めて摂津警察署に要望し、何らかの形で地域の防犯活動に施設を活用できるように努めてまいりたいと考えております。

○野原修議長 上村議員。

○上村高義議員 状況は変わっていないということでありまして、非常に困難であるという答弁でございました。再度、摂津警察署に要望していくということでもあります。ぜひ粘り強く取り組んでいただきたいと思います。ことと、私もずっとこのことは注力して見ていきたいと思っています。市の所有物が今回平成28年度末をもってなくなること、空家にするのは本当にもった

いない話で、せっかくの建物を有効に使うべきだと思っています。

とりわけ、この南摂津駅周辺は、夜9時を過ぎると非常に暗くなるんですよ。それは、夜7時ぐらいまでは薬局とか病院があって、そこは電気がついておるんですけど、それがお店を閉めた途端に周辺が非常に暗くなるということでもあります。今、安まちメールで、市内で起こった痴漢みたいな事件のメールが週に1件2件は必ず来るんですよ。そういう安全ということでは非常に不安を持っております。とりわけ、この南摂津駅の夜9時以降については非常に暗いということで、非常に物騒であります。安心・安全の点からも、ぜひこの取り組みを進めていただきたいと思います。

また、交番以外にも、警察官の立寄所とか、あるいはセーフティパトロール隊の基地等々、いろんな活用法があるんじゃないかと考えております。ぜひ一度、夜の南摂津の駅に行ってみてください。現場を確認してみてください。それをもって、やはりどうすべきかということのを慎重に真剣に考えてほしいということでもあります。一つの課、一つの部で検討するんじゃなくて、やっぱり全庁的にいろんなところにも聞いて、この跡地の利用についてぜひ検討していただきたい。そして、地元の皆さんの意向もきっちり把握していただいて検討いただきますように、これは強く要望しておきます。

次に、婚姻届、出生届の件ですけども、今、多かった日を質問して、答弁いただきました。やはり結婚される方は、記念すべき結婚記念日はこだわった日を設定する。それだけ、めでたいということで、一生の記念になる日を設定されると。そういった

意味で、478組の方が今回婚姻届を出された。その人が摂津市民同士なのか、あるいは摂津市外の人と結婚されるとか、詳細は聞いておりませんが、いずれにしても摂津市でスタートをされたということなんです。そういったときに、やはり記念になるような受付をすべきだと思いますが、また、その感謝の気持ちを受付時にどういう形で示されているのか、現在の受付時の取り組みについて一度お聞かせいただきたいと思っています。

○野原修議長 答弁求めます。市民生活部長。

○登阪市民生活部長 婚姻届や出生届を受け付ける際のサービスについてのご質問にお答えいたします。

本市におきましては、婚姻届や出生届を受け付けた際には、届出人のお手持ちのカメラで職員が記念撮影をするサービスを行っております。受付カウンターに「記念撮影をされたい方は職員にお申しつけください」という張り紙を貼り出しまして、申し出がございましたら職員が記念撮影に協力させていただいているところでございます。届け出にこられた新婚カップルのうち半数程度から申し出がある状況でございます。現在は、カップルが2人で届書を掲げられているところなどを撮影させていただいている状況でございますが、今後は、日付等の入ったボードやプレートを作成するなどしましてサービスの充実を図っていくことを検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 上村議員。

○上村高義議員 摂津市では、一応写真を撮りますかとお尋ねして、撮ってくださいという方が半数程度だったということでもあります。その際に、やっぱり記念になるもの

になるように仕掛けをすべきだと思うんですね。

一例ですけど、藤井寺市では、市独自のデザインの届出用紙をつくったり、あるいはお祝いのカードを交付したり、特徴ある取り組みをしておるんです。それが非常に好評を得ているということでありました。先ほど、摂津市の広報誌が近畿市町村広報紙コンクールで最優秀賞を受賞したと福住議員の質問の中でもありました。私らもそのことは聞いておりますし、また、市制施行50周年の記念の市勢要覧が全国から問い合わせが殺到してきており、150通の申し込みがあったと聞いております。非常に高い広報能力を持った人たちもたくさんおるわけですよ。こういう人たちと連携しながら、婚姻届、出生届のときの特徴ある摂津市らしい取り組みをぜひ展開していただきたいと思います。そのことは強く要望しておきます。

私は、今回上がっている全ての政策が、本来は人口減少抑制や人口増加に結びつくべきものであると思っております。人生の門出を摂津市でスタートして、この人たちにずっとこの摂津市に住み続けていただきたいという思いがあるからこういう提案をさせていただいたんですけれども、この3月で策定した摂津市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても人口減少対策に取り組んでいるところでありますが、この人口ビジョンを踏まえて、摂津市に住み続ける、今後も住みたい、このことについて総括的に副市長のほうから答弁をいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。副市長。

○奥村副市長 それでは、摂津市への定住を図るための施策展開についてご答弁申し上げます。

本年3月に策定いたしました摂津市人口ビジョンでは、このまま何もしなければ2060年には人口が5万人台に減少するという推計が出ております。これは摂津市のみならず、人口減少化は全国的な傾向として、各自治体ともども危機意識を共有しているところでございます。

人口ビジョンの人口動向分析で、子育て世帯を中心に転入より転出が多い傾向から、総合戦略におきましては、基本目標の一つに「子育て・教育への願いをかなえるまちせつつ」を掲げ、より安心して子育てができる環境整備のための諸施策に取り組み、市全体としての魅力を高めていかなければならないということは言うまでもございません。

摂津市の人口規模は、平成28年9月1日現在で8万4,962人と、政令指定都市を除く府下都市では31市中22番目の比較的小さな都市であります。小さな都市のデメリットもありますが、メリットもあり、そのメリットをしっかりと生かすことが求められているのではないかと考えております。それは、市民と行政の距離感が非常に近いということが言えるのではないかと、巨大行政組織にありがちなセクト主義とか、あるいは閉鎖主義、あるいは職員の横柄な態度も摂津市では微塵も感じられせんし、市民に身近な親しみのある存在として認識していただいておりますものと考えております。

先ほどの質問の中で転入者についてのご指摘がございました。幾ら施策で頑張っていましても、転入届等での職員の接遇等の第一印象によっては摂津市のイメージが固定化されます。まずは、親切、公平、丁寧な職員対応が求められると考えております。

次に、摂津市らしさということでございますが、これは自治体としてのアイデンティティーの確立ではないかと思っております。摂津市の個性や独自性の発揮とも言えます。いろいろと人によっては摂津市のイメージは異なり、一概に決めつけるわけにはいきませんが、私個人といたしましては、摂津市のイメージは、平易な言葉で表現すれば、人情味あふれる下町摂津市ではないかと思っております。つながり、きずなを大切にする地域コミュニティの連帯感も、摂津市に愛着を持っていただくための重要な要素ではないかと思っております。

○野原修議長 上村議員。

○上村高義議員 摂津市に婚姻届を出すというのは新しい人生の門出のスタートなので、今、副市長が答弁されましたように、やっぱり第一段階の第一印象が大事なので、そういったきめ細かな取り組みをぜひお願いしたいと思います。

続きまして、三つ目の市役所などの公共施設へのシャワー付きトイレについてでございます。

今、総務部長から答弁がありました。洋式トイレはついていますが、シャワートイレも幾つかはついていますがということで、現在、公共施設の新築や改築の際には順次取りつけを検討していくということでございました。

そこで、ほかの公共施設ということで、市内の屋内スポーツ施設、体育館についての現状についてお聞かせいただきたいということと、今後の方向性についてお聞かせをいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○登阪市民生活部長 市立の体育館につきましては、3館全てに、多目的トイレも含め

まして、洋式トイレが1か所以上は設置されております。鳥飼体育館は、洋式トイレの設置が女性用トイレのみとなっておりますが、新鳥飼公民館と一体となっている建物であることから、男性には公民館の洋式トイレをご利用いただいております。体育館に設置されております洋式トイレ7か所につきましては、快適性などの観点から、暖房便座機能及びシャワー付きトイレの設置につきまして、今後、利用者の状況や予算的な面も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 公民館に関する洋式トイレ等々のご質問にお答えをいたします。

洋式トイレの整備状況につきましては、障害者用トイレも含めまして、新鳥飼公民館におきましては12基中6基、鳥飼東公民館におきましては7基中2基が洋式トイレという状況となっております。

シャワー付きトイレの設置につきましては、冬場などに冷えた便座に座ることなどによる体への負担等々も考え、また、高齢者や障害者の利用に配慮したバリアフリーの観点から、洋式トイレ化等々によりまず暖房便座機能付き及びシャワー付きトイレの設置の必要性については認識いたしているところでございます。

今後、利用者の状況や予算的な面を勘案しながら、設置につきまして検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 上村議員。

○上村高義議員 今、各公共施設の体育館、公民館をお答えいただきましたけど、一応洋式トイレは一つはついていますがということなんですよね。私も見に行ってきました。鳥飼体育館、新鳥飼公民館を見に行っただけですけども、今言ったように、鳥飼

体育館には男子トイレには洋式トイレはないんです。隣の公民館に洋式トイレがあるので、そっちを使ってくださいということです。体育館に来た人が洋式トイレを使いたいからわざわざ公民館まで行くかということなんですよ。また、男子トイレを見ると、体育館の男子トイレにはいいにおいのする消臭装置がついていまして、逆に、公民館の男子トイレに行くと消臭装置がないんですよ。だから、においが非常にこもるので、窓をあけていますと言うんですよ。だから、冷たい風がびゅんびゅん入ってきてトイレは寒いんです。これは一貫性がないんですよ。こういうことがいいのかということでもあります。先ほどの話では、新築、改築のときに取り付けをしていますみたいなのが最初の答弁であったんですが、鳥飼体育館が昭和56年、三十五、六年たっておるわけです。今、それが、新築あるいは鳥飼体育館の建て替え等々の話は一切出てきてないんですよ。このままずっと今の状況でいくということになるわけですよ。それで本当にいいですかということです。

私は、民間の施設へ行くと、普通は、ほとんど洋式トイレです。今、洋式トイレ、シャワー付きトイレがないのは公共施設。これがまさに官の体質かというところが出てきておるんですけども、やっぱりサービス業としてはきっちりすべきだと思うんですけども、トイレが三つあって、今、割合的には一つということなんです。やっぱり三つあったら二つぐらいは洋式トイレ、そのうち一つはシャワー付きトイレ等々ぐらいを念頭にしていけばいいと思うんですけども、それが市民に対するサービス業ということにつながると思うんですけども、このことについて、全庁的な話、ある

いはお金の伴う話なので、今後どうするかということについて、今後検討していきますと各部長の皆さんは3人とも答えておるんですけども、総括的に副市長のほうから財源の考え方も含めて一度答弁をいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁求めます。副市長。

○奥村副市長 先ほど、洋式トイレ等の整備状況、あるいは今後の計画については、それぞれの担当部長がご答弁申し上げました。

ある大手トイレメーカーの出荷比率をご紹介させていただきますと、1960年代は和式が約8割だったそうです。徐々に低下をしております、1976年には和式、洋式が50%ずつ、1980年代になりますと急速に洋式の比率が高まって、2000年代に入りますと9割、現在では、住宅の新築、改築はほぼ100%洋式ということでございます。

しかし、洋式が主流となった現在でも、外出先では和式を好む方もおられます。駅やデパートなど、不特定多数の方がトイレを利用されますので、お客様のサービスといたしまして、和式、洋式の両方が設置される場合が多いと言われております。ある統計によりますと、外出時に洋式トイレを利用すると答えた人は、若い世代と高齢者の利用が多いというデータがございます。これは、和式トイレを使ったことの少ない世代と、しゃがむことへの下半身の負担から、高齢者が和式トイレを敬遠していることが考えられます。一つ、和式の利点といたしましては、清掃が容易である、便器そのものの価格と設置費用が安い、それから、便座の接触がないので清潔な印象がある、それと、便の状態を目視確認できる等々、るる挙げられております。このよう

なことから、公共のトイレでは、依然、和式便器の支持を考えますと、全くなくすことはできないのではないかと考えております。

しかし、ますます深刻化する少子・高齢化社会の到来、あるいは身体障害者や高齢者の肉体的な負担を考えた場合、一定の洋式化の推進が求められます。今後、施設の状態、利用者の状況、予算面も総合的に勘案しながら、洋式化とともに、暖房便座機能及びシャワー付きトイレの設置については計画的に推進してまいりたいと考えております。

○野原修議長 上村議員。

○上村高義議員 計画的に推進してまいりますということなので、大いに期待しておきますので、よろしくお願いいたします。

次に、４点目の下水道管などの地下埋設による道路陥没についてでございます。

今先ほどの答弁では、地下埋設物管理者に施設の点検と適切な維持管理を指示しているということでありました。地下埋設物管理者というのは、ガスであったり、あるいは電気であったり、そういったものを含めての地下埋設物管理者、摂津市でいくと上下水道の埋設配管ということになりますよね。道路陥没対策として、現在は摂津市でどのような対応をしているかということではありますが、そのことについて、もう少し詳しく答弁をいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 水道管や下水道管の道路陥没対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、水道管でございますが、水道事業におきましては、水道管の漏水時に発生する音を感知して漏水箇所を特定する調査を

実施しております。この調査は、５年間で市内全域を終えるように毎年実施しているものですが、水道管に起因する道路陥没が水道水の漏水を伴うことから、この漏水調査により道路陥没の防止を図っているところでございます。

次に、下水道管でございますが、下水道事業におきましては、管渠施設の損傷などに伴う下水控除能力の低下や道路陥没を防止するために、平成６年度以降、建設年代の古い路線、管渠しゅんせつや地下水の侵入の多い路線などを抽出し、近年では年間６キロメートル程度の管渠内調査を実施しております。調査の方法でございますが、口径８００ミリ以上の管渠については、調査員が管渠内に入り目視により、また、口径８００ミリ未満の管渠については、管渠内にテレビカメラを走行させて損傷箇所などを確認しております。

このように、水道管や下水道管については、管渠の不具合の早期発見・早期修繕に努めることで道路陥没の防止を図っているところでございます。

○野原修議長 上村議員。

○上村高義議員 ただいまの答弁で、下水道配管については、年間６キロ程度の管渠内調査をしているということでありました。今まで、インフラ設備の老朽化という視点では、道路の陥没という視点はあまりなかったと思うんです。博多駅前前の陥没が発生してから、やっぱり道路陥没ということが非常にクローズアップされてきておりますし、テレビ、新聞等々でも、この追跡調査、レポートがいろいろ報告されております。やはり道路陥没は突然やってくる場合が多いので、重大事故になりやすいということでもあります。摂津市では下水道配管を年間６キロ調査していくということであり

ましたけど、年間6キロということは、このまま進めていくと、今、全体の何%まで来ておるかということが非常にわかりにくいんですけども、そのことについて答弁いただきたいということと、今後の対応についてどう考えているか、再度お聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 上下水道部理事。

○石川上下水道部理事 下水道事業におきましては、平成27年度末時点で、公共下水道管が約285キロメートル、公共下水道管の位置付けのない雑排水管が約36キロメートル、合計約321キロメートルの管路を維持管理しておりますが、管渠内調査の累計延長は約90キロメートルで、全体の約28%という状況でございます。

下水道管に起因する道路陥没の防止に向けて、調査のスタートアップが必要な状況であることから、今後、調査・修繕費の確保とともに、簡易な管口調査などを先行実施し、テレビカメラ調査路線の絞り込みを行うなど、より効率的な調査の実施に努めてまいります。

○野原修議長 上村議員。

○上村高義議員 ただいま答弁をいただきまして、全長321キロの維持管理をしているということで、現在まで90キロ、約28%を調査したということであります。それが多いか少ないかということと言われますと、これは少ないという印象は否めないんですよ。やはりこれは精力的にやっていただきたいという思いがあるんですけども、今まで下水道配管の老朽化、あるいは漏れということについては、あまりさっき言った陥没というものがクローズアップされてなかったんですけど、最近になって非常にクローズアップされてきたということで、老朽化してひび割れが入って、そこ

から水がしみ出し、最終的には土砂がそこに流れ込んで道路が陥没するという発生メカニズムがだんだん明確になってきております。そういった意味では、上水道配管は上に漏れてくるので、漏れてきたというのがわかりやすいんですよ。下水道配管は、地下の中で何が起こっておるのか非常に見にくい、わかりにくいということで、内視鏡、もしくはそういうスコープで見て、きっちり調査して対策を考えるということが必要になってくると。ぜひ精力的に調査のスピードを上げてもらうということと、その調査結果に基づく修繕をきっちりやっていただく、このPDCAをきっちり回すということが大事ではないかと。それにはやっぱり予算も伴いますし、あるいは人的要員も必要ということになりますので、そのことにきっちり人、物、金を十分投資いただきますように強く要望しておきます。

そのことをお願いし、私の質問を終わります。

○野原修議長 上村議員の質問が終わりました。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、国民健康保険料の引き下げと府内統一化についてです。

2015年度の決算で、国民健康保険の特別会計は、約20年続いた累積赤字が黒字に転じ、約1億7,000万円を2016年度に送りました。単年度で見ると、2014年度は約3億円、2015年度は約2億7,000万円の黒字を出し、長年4億円前後で推移していた累積赤字をわずか2年で解消してしまいました。見過ごせな

いのは、この2年は、それまで据え置きを続けてきた国民健康保険料の大幅値上げを行った年だということです。2014年度約9,000万円、2015年度約3,400万円の連続値上げは、年金や給料が減り、不況、物価高に苦しむ市民の暮らしをさらに圧迫しました。府内統一化に反対、保険料値下げを求める請願署名も市民から出されています。値上げ額よりも大きな黒字を出したわけですから、この2年間の値上げは必要なかったわけです。取り過ぎた保険料は引き下げによって市民に返すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

第2に、市税の滞納処分と市民税の減免についてです。

2014年度472件、2015年度513件と、市税の差し押さえは増加しています。動産のインターネットでの公売なども行い、制裁的な措置が増えているのではないのでしょうか。滞納処分に至るまでに、納税者に対してどのような対応をしているのか、お聞かせください。

また、失業し、前年度の市民税が払えず滞納になり、延滞金が膨らんで差し押さえに至る事例があります。失業した時点で市民税の減免制度を活用できれば、滞納処分になることもありません。所得が皆無となった場合等の市民税減免制度について、摂津市税条例第48条第1項第3号に規定されていますが、その内容について教えてください。

第3に、別府コミュニティセンター等の活用についてです。

12月から別府コミュニティセンターの使用が開始されています。別府公民館が果たしてきた役割をどのように継続していくのか、お尋ねします。

また、上村議員も質問されていました

が、別府公民館の市民サービスコーナーも4月からは廃止され、取次サービスになるのですが、2回足を運ばねばならないなど不便になる内容です。サービスコーナーの存続を求めますが、いかがでしょうか。

第4に、一津屋3丁目三島浄水場横の道路の安全についてです。

一津屋3丁目の三島浄水場横の道路は、ダイキン工業をはじめ大小の工場に挟まれ、民家がありません。夜になると人通りも少なくなり、「通行に不安を感じる」と地域から声が上がっています。現状の安全対策がどうなっているのか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 黒字を活用した来年度の国民健康保険料の引き下げにつきましてのご質問にお答え申し上げます。

国民健康保険料は、国・府等からの交付金とともに、被保険者の方々の医療費や後期高齢者医療制度への拠出金等の支出を賄うための貴重な財源となっております。医療費につきましては、一時期の伸びがおさまりつつあったものの、高額医薬品の相次ぐ保険適用により給付費や拠出金が増加となっており、本年度収支への影響が懸念されております。また、後期高齢者医療制度を支えている現役世代の国保被保険者は減少が続いており、負担の増加は避けられない状況となっております。

そのような中、国におきましては、医療保険財政への影響に配慮し、緊急的な薬価改定が決定されるとともに、高額療養費の見直しの検討が進められているところでご

ざいます。本市におきましても、収支均衡に向けた取り組みを引き続き行い、来年度の予算編成に向け、国から示される各種拠出金等の通知をもとに給付費を精査し、被保険者の負担の緩和が図れるよう努力してまいります。

○野原修議長 総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 市民税の差し押さえなどの滞納処分についてのご質問にお答えいたします。

滞納が発生し、納付の相談がございましたら、市民の立場に立ち、生活実態を考慮しながら、分割納付などによって負担軽減を行い、個々の実情に即して適切に判断し、早期完納に向けてご相談をさせていただいております。しかし、預金や財産等があるにもかかわらず、何度も電話や文書での督促や催告を発送しているにもかかわらず何の連絡もない場合や、分割不履行を繰り返す場合には、税負担の公平性を確保するため、法令を遵守し、適正かつ厳正に差し押さえの滞納処分を執行しております。その一方で、調査等により払税力がないと判断される方につきましては、執行停止を適切に行っているところでございます。

次に、市民税の減免についてでございます。

地方税法の第323条に市町村民税の減免について、また、摂津市税条例第48条第1項の各号で市民税の減免について規定しております。

ご質問の第3号では、当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者について減免することができるとなっております。この規定による減免は、単に所得が皆無となったため生活が著しく困難にな

ったというのではなく、納税が到底困難であると認められる払税力のない方に対してできるものと考えております。

○野原修議長 市民生活部長。

(登阪市民生活部長 登壇)

○登阪市民生活部長 公民館の役割をどのように引き継いでいくのかについてのご質問にお答えいたします。

12月1日から、別府公民館で勤務されていた職員2名を市民活動支援課の嘱託員として雇用し、現在、別府コミュニティセンターで勤務していただいております。この2名の嘱託員とともに、講座実施による市民への学習機会提供、学習団体への助言・支援などの役割を引き続き担ってまいります。

次に、市民サービスコーナーの廃止についてのご質問にお答えいたします。

市民サービスコーナーにつきましては、本年2月から証明書のコンビニ交付サービスの運用を開始したことにより、本年度末をもって全ての市民サービスコーナーを廃止いたします。しかしながら、高齢者など、市民の中には機械操作の苦手な方もおられることから、廃止に伴う激変緩和措置として、平成29年度と平成30年度の2年間、別府コミュニティセンターを含みます市内の公共施設6か所において、住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書の取次サービスを実施していく予定でございます。

市民サービスコーナーの存続ということでございますが、コンビニ交付サービスの運用開始により、市内だけではなく、全国のコンビニエンスストアで、早朝や夜間、休日においても住民票の写しや印鑑登録証明書などの証明書が取得可能となり、市民の利便性を高めることができましたので、

行政運営の効率化を図るという観点から、予定どおり本年度末をもって市民サービスコーナーを廃止いたします。

続きまして、三島浄水場横の道路の防犯対策の現状についてのご質問にお答えいたします。

三島浄水場横の道路につきましては、朝夕、子どもたちを含め、多くの方が通行されておりますが、夜になりますと人通りも少なく、防犯上の観点から、これまでも地元自治会、関係各課などと協議・調整を行ってきており、現在までに防犯灯４１基、道路灯２基の整備を行っております。しかしながら、地域の方々からはまだまだ不安であるとお声が寄せられていることから、防犯カメラの設置に向け、摂津警察署及び関係各課において協議を行っているところでございます。

○野原修議長 暫時休憩します。

(午前 １１時 ５４分 休憩)

(午後 １時 再開)

○野原修議長 休憩前に続き、一般質問を続けます。

増永議員。

○増永和起議員 それでは、２回目の質問です。ここからは一問一答方式とさせていただきます。

まず、国民健康保険の問題です。

医療費高騰と言いますが、２０１５年度は保険給付費を５億円も見積もり過ぎていました。２０１８年度からの国民健康保険の府内統一化に向けて、累積赤字を消すために保険給付費を膨らませた予算を組んだのではないのでしょうか、お答えください。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 保険料につきましては、

単年度の収支の均衡を前提として設定をいたしております。累積赤字の解消につきましては、広域化の決定以前から、国保特別会計の健全化に向け、資格の適正化、医療費の適正化、それから収納率向上対策、こういったものを通じまして、保険者努力による国・府からの交付金獲得等に取り組んだ結果であると考えております。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 大阪府は、府内統一化で法定外繰り入れも認めないとしています。しかし、法定外繰り入れについて、国と大阪府の考え方は違うようですが、教えてください。

○野原修議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 広域化移行後の法定外繰り入れについて、国と大阪府の考え方に相違があるというご質問にお答え申し上げます。

国におきましては、都道府県国民健康保険運営方針策定要領の中で、法定外繰り入れのうち、決算補填等を目的とした繰り入れを解消すべきとしており、具体的には単年度決算補填、累積赤字補填、保険料負担緩和等が挙げられます。

一方、大阪府におきましては、累積赤字を有する市町村があることから、累積赤字補填のための繰り入れにつきましては解消すべきまでは言えないとする一方で、一部負担金及び保険料の減免のための繰り入れにつきましては、事業費納付金として保険料によって賄われることになるということで、解消すべき繰り入れとする方向で検討されているということでございます。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 法定外繰り入れには、赤字補填以外に、政策的保険料軽減のための繰り入れ、市町村の保険料独自減免のための

繰り入れ、一部負担金減免のための繰り入れ等があります。法定外繰り入れというと、法に外れた違法な繰り入れ、本当はしてはいけない繰り入れというイメージを持っている方がいますが、そうではありません。国が行う法定減免は、法で負担率等が決まっているものですが、市町村の独自減免は、国の法では決まっていない、市町村の裁量、つまり自治権によって行うもので、これを法定外と呼びます。国は、ガイドラインでこういった政策的な法定外繰り入れは否定していません。大阪府に法定外繰り入れは認めないなどと自治権を否定される筋合いはありません。府内統一化反対や法定外繰り入れについて、吹田市、和泉市、高槻市の3市議会で大阪府への意見書が上がっています。北摂市長会でも要望書が上げられましたが、内容をご紹介します。

○野原修議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 国民健康保険の要望につきましては、大阪府市長会を通じて、大阪府あるいは国に上げておるところでございますけれども、大阪府下全体と北摂では状況が異なる面もありますことから、北摂市長会を通じて、北摂の要望を個別に上げさせていただいているところでございます。

今般、国民健康保険の広域化につきまして、北摂市長会で要望として上げさせていただいた事項につきましては4点ございます。

1点目は、意見収集についてでございます。広域化調整会議で広域化の審議が諮られておるんですけれども、財政・事業運営ワーキングチームに参加していない市町村があることから、各ブロック会議の活用などで、全ての市町村から広く意見を聞いて議論を進めること。

それから、二つ目としましては、激変緩和措置につきまして、被保険者への影響に対する激変緩和措置。新制度の実施後は、保険料の変動が想定され、被保険者の保険料負担への影響も考えられることから、早期かつ精緻な保険料設定のシミュレーションを行い、十分な激変緩和措置を検討すること。激変緩和措置の二つ目としまして、市町村への影響に対する激変緩和措置として、今回の新制度の実施時期が平成30年度からとなっていることから、システム改修や各事業の実施体制の整備など、各市町村の実情を勘案し、十分な対応期間を設定すること。

それから、三つ目としまして、インセンティブの活用ということで、医療費の適正化や収納率向上の徴収努力など、より持続可能な国民健康保険の運営に資するような有効なインセンティブを検討すること。

それから、四つ目としまして、大阪府の財政措置についてということで、財政運営の責任主体であることに鑑みて、システムの改修や被保険者の保険料負担への影響緩和など、持続可能な運営を図るための財政措置を行うことという4点を要望させていただいております。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 大阪府は、保険料率の試算も示さず、統一化ばかりを急ぎますが、北海道の試算では、一番上がるところで2.26倍、下がるのはわずか33%の減、ほとんどのところで都道府県化では大幅値上げになるということです。保険料軽減のための法定外繰り入れや市町村の独自減免をしなければ、保険料はとんでもなく値上がりします。府内統一化に反対すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○野原修議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 大阪府が進めております保険料の統一化についてのご質問にお答え申し上げます。

広域化への移行後は、被保険者資格につきましては、これまでの市町村単位から大阪府単位で資格を有することになります。そのような中、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料額であることが負担の公平性の観点からは望ましく、統一保険料を目指すべきとされております。

本市といたしましても、広域化により財政運営の主体が大阪府となることから、府下の各市町村で統一された一定のルールづくりは必要だと考えております。しかしながら、減免基準におきましては、被保険者の方々への影響を配慮した形で設定されるよう、引き続き大阪府へ意見を申し上げてまいります。また、平成30年度以降につきましては、激変緩和措置の期間を活用し、被保険者の方々への影響に配慮したものとなるよう対応してまいりたいと考えております。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 全国で保険料率の統一化を目指しているのは、大阪府と奈良県、広島県、佐賀県ですが、佐賀県が国保広域化連携会議で統一化の話を持ち出すと、市町村から慎重意見が相次ぎ、県は、今後一本化の提案をするのかどうかも含めて持ち帰り、検討せざるを得なかったということです。大阪府の広域化調整会議の構成メンバーは、市町村から選ばれた代表ではありません。民主的にしっかりと市町村の意見を聞き、勝手に府内統一化を押しつけることはやめよと大阪府へ声を上げるよう強く求めておきます。

次に、市税の滞納処分と市民税の減免の問題です。

差し押さえに至るまでのきめ細かい対応が必要です。特に過年度の滞納分に対して、市民の立場に立って働きかけ、生活や営業が成り立つよう、親身な相談を行っていただくことを求めています。

市民税の減免は、摂津市が担税力がないと認めればできるとのご答弁でした。市民税の減免申請ができるかどうか、他市では基準を設けています。摂津市でも基準をつくるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○野原修議長 答弁求めます。総務部長。

○杉本総務部長 市民税の減免についての基準を設けるかどうかということですが、個々の方の状況等が異なります。また、収入や資産の状況がそれぞれ違いますし、また、過去における個別のそれまでに至る経緯も違うと思います。そんな中でございますので、確認は個々の方に応じて行っていくと考えておりますので、特に基準を設けて実施するという考えは持っておりません。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 一律の基準ではなく、個別の状況に即して判断するというご答弁だと思います。過去に第3号の適用はあったのでしょうか。

○野原修議長 総務部長。

○杉本総務部長 第3号でございますが、市民税の減免につきましては、全くの無財産等になったりということでの実施はあったかと記憶しておりますが、ちょっと定かではありません。申しわけございません。例えば火災・災害等、こういったものが起きた場合については、そういう適用が各地で行われていると考えております。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 第3号、所得が皆無になっ

た等という部分について、今から１７年くらい前に１件適用があったきりないということで、議事録に残っております。申請がなかったわけではありません。申請をはねつけてきたのです。

今から９年前、２００７年に市民税の減免申請をされた方がいます。この申請に対し摂津市は却下をし、その方は異議申し立てをされました。摂津市は異議申し立てに対しても却下の決定を出しています。この決定文書の中に、「税の減免は、徴収猶予、納期限の延長等によっても到底納税が困難であると認められるような担税力の薄弱な納税者について、個別具体の事情に即して、市長の裁量で行われる措置として規定されている。認めるに当たっては、家族構成、収入状況、資産の保有状況、預貯金の状況、就労予定等の生活実態を総合的に判断する」と書かれています。これは、今も変わらない摂津市の減免に対しての考え方だと思います。

ところが、この申請者に対して、当時、摂津市は、生活実態について調べるための書類を何一つ求めませんでした。異議申し立てを出しても調べようとしませんでした。個別具体の事情に即して生活実態を総合的に判断といいながら、個別の状態の把握もなく、生活実態をつかもうともせず、申し立てを棄却したのです。条例はあるだけで使えない、絵に描いた餅だと私たちが言うのは、このような事実があったからです。

今回、摂津市は、条例は使える、摂津市が判断して必要があれば減免できるとのご答弁をされました。私たちは客観的な基準を設けるべきだと思いますが、個別具体的に判断されるということです。そうであるなら、市民が申請をした場合、判断に必要な

書類などは市がきちんと提出を求めるのかということについてお答えください。

○野原修議長 総務部長。

○杉本総務部長 個々の状況を全く聞かないで棄却するといったことは、今、我々でも考えておりませんし、当然、財産であるとか、収入であるとか、それから事情であるとか、さまざまなことがあると思います。ご病気もあれば、事業の失敗もあるでしょうし、その中で当然決定をしていくものと考えておりますけども、ただ、我々が思いますのは、そういう非常にしんどい中でも一生懸命払われている方もおられるということがあるかと思います。その方たちとの整合性ということも十分考慮した上で、決して頭から否定して使えないということを申し上げてはございません。しっかり調査をさせていただいた上で個々に判断をさせていただこうと思います。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 きちっと判断していただけるということです。

市民税・府民税減免申請書（様式第３６号）、これがその用紙ですけれども、生活保護や災害など他の項目には必要書類なども書かれております。第３号の所得が皆無となったことについては項目すらありません。様式第３６号に項目を加えるべきではないでしょうか、お答えください。

○野原修議長 総務部長。

○杉本総務部長 個々のものを加えるかどうかということでございますが、これについては、そこへ書くことが妥当かどうか、また検討をしてみますが、本旨としては、しっかりその状態を把握することがまず前提にあって、それを書類上どう表現していくか、どう出していただくかということになるかと思いますが、そ

れを規定するかどうかについては、検討は
させていただこうと思います。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 ぜひご検討ください。

それでは、その検討で変わるまでの間、
市民が第3号に基づいて申請したい場合、
どのように書き、何を提出する必要がある
のかは一体誰が教えてくれるのでしょうか。

○野原修議長 総務部長。

○杉本総務部長 先ほども申しましたよう
に、まずご本人との面談があり、事情があ
りということですから、これは当然、納税
課のほうで担ってまいりますし、その中で
事情を聞かせていただく、また、担税力と
いうか、当然その場合は滞納になっている
という前提かと思います。先に課税された
場合については、やはりそれは個々の事情
をお聞かせいただく、また、それを証明す
るような書類をいただくということになる
かと思います。むやみやたらにはできな
いとも考えますので、そういったものを納
税課との面談の中でお示しいただければと
考えております。（「議事進行」と増永和
起議員呼ぶ）

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 今、滞納になっているとお
っしゃったんですけど、納期限が来る7日
前までに提出する内容が減免申請ですの
で。

○野原修議長 総務部長。

○杉本総務部長 失礼しました。滞納処分
のほうと混同してございまして。まず、課税
が行われ、課税通知書が行きますので、その
時点で早期にご相談をいただけるというこ
とは非常にありがたいことでもありますの
で、その中で対応については、先ほど申
しましたように真摯に行っていきたいと考

えております。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 窓口の職員の皆さんに徹底
していただくことをお願いいたしておきま
す。判断に必要な資料も求めず、状況がわ
からないから却下するなどということはある
得ないことだということですね。

そして、申請を却下される場合は、個別
具体の判断をした上で、却下理由を申請者
に文書で伝えていただく必要があると思い
ますが、認識をお伺いします。

○野原修議長 総務部長。

○杉本総務部長 文書でお答えするというこ
とでございしますが、しっかりしたお申し出
があった場合について、そういうご要望が
あれば、しっかりと答えていこうと思っ
ております。（「議事進行」と増永和起議員
呼ぶ）

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 減免申請ですから、この申
請書を使って用紙できちっと出すわけ
です。そういうことを聞いているんです
が。

○野原修議長 総務部長。

○杉本総務部長 申請書でございしますので、
申請に対しては回答があると考えておりま
す。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 文書できちんと回答をお願
いいたします。

失業し、収入がなくなった方などへ無理
な課税をして滞納を膨らませるより、市民
の立場に立って、この条例を有意義に活用
し、減免していただくことを強く求めてお
きます。

次に、別府コミュニティセンター等につ
いての問題です。

嘱託員を2名置いて公民館の役割を引き

継ぐというお話ですが、その嘱託員をして取次サービスを行わせるとのことです。他の公民館では、公民館の職員は講座などの仕事があるから取次サービスができないという理由で、取次サービスには別に人を雇う予定です。公民館ではできないけれど、コミセンになれば二つの仕事をこなせるのでしょうか。別府コミセンの嘱託員はどんな勤務体制になっているのか、業務内容はどんなものかについてもお聞かせください。

○野原修議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○登阪市民生活部長 2名の嘱託員の勤務でございますけれども、週4日、午前9時から午後5時までとなっております。1名につきましては火曜、水曜、金曜、土曜の勤務、もう1名は日曜、月曜、水曜、木曜日の勤務とし、基本的にはいずれの曜日にも嘱託員が勤務している体制といたしております。また、嘱託員の業務内容に関しましては、これまでと基本的には同様に、講座の企画に関することや、団体の助言・支援が主なものとなっております。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 嘱託員は2名いるものの、水曜日以外は1人体制だということがわかりました。その上、月曜から金曜の午前中は、取次サービス業務のため、受付窓口から離れられないはずで、果たしてそれで公民館の役割をしっかりと引き継ぐことができるのか甚だ疑問です。コミプラの職員が応援に行くというお話もありましたけれども、コミプラでも取次サービスという新業務が増えるのに、別府の応援もとなると、そこでも業務に支障を来すのではないのでしょうか。無理なことはやめるべきです。1年近くがたつのにコンビニ交付は1%の

利用率でしかありません。市民の利便性のためにも、30%の利用を担っている市民サービスコーナーを残すように求めます。

別府コミセンの利用料についてお尋ねします。

コミセン利用料は高いという声を聞いています。料金は、今後、減免制度や激変緩和措置でどうなるのか、公民館とコミプラ会議室、昼間の利用を例に教えてください。

○野原修議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 使用料と経過措置のことでございますけれども、例えば、会議室1におけます午後の使用料につきましては1,600円となっております。これを例にとりまして経過措置内容を申し上げますと、平成28年度、本年度につきましては8.5割減免で240円、平成29年度は7.5割減免で400円、平成30年度は6割減免で640円、平成31年度は5割減免で800円となり、平成32年度以降におきましては4割減免の960円となっております。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 公民館でも240円でした。最初、スタートは同じで、240円から最終960円に4倍も引き上がるということがわかりました。登録クラブはおおむね了承したとご答弁がありましたけれども、既に一つのクラブが料金が高いので利用をやめたと聞いています。摂津市社会教育委員会議で別府コミセンについての答申が出ておりますが、大幅な施設利用料の増額によって各利用団体の活動が休止・縮小のおそれがあり、別府地域全体の生涯学習、社会教育活動の低下を招く懸念があることから、施設使用料の増額については、一定の範囲、1.5倍から2倍に抑えるよ

う軽減措置を講ずる必要があると警告をしています。料金の見直しをぜひともしていただくよう要望しておきます。

自治会から、旧公民館を防災資材置場として活用することや、残地の活用について要望書が出ていました。自治会や地域の方との話し合いは進んでいるでしょうか。現在の活用計画についても教えてください。

○野原修議長 答弁求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 まず、公民館の跡地につきましては、現在、方針では売却し、コミュニティセンターの建設の費用に充てると考えているところでございます。

それから、コミセンの残地でございます。南側に900平米ほど残っておりますけれども、これにつきましては、前の議会でもご答弁申し上げましたように、売却方針につきましては一定凍結させていただくと、活用については、財政的に負担のかからないように考えながら活用を検討していきたいと申し上げたところでございます。今もその方向で検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 自治会などともしっかりと協議をしていただきたいと思います。摂津市立別府コミュニティセンター条例は、摂津市立コミュニティプラザ条例とは違って、設置目的に地域における市民との交流をうたっています。地域の方としっかりと話し合って活用していただくことを要望しておきます。

最後に、一津屋3丁目三島浄水場横の道路の問題です。

自治会などとも協議をして対策を進め、防犯灯も増やしていただいているとのことでした。しかし、LEDライトは、真下は

明るいけれど、横に広がらず、防犯灯と防犯灯との間は大変暗い感じがいたします。照度アップや光の拡散、必要であるならば増設も含めてご検討をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

また、防犯カメラについて、日本共産党は、プライバシーの問題等もあり、慎重に進めることを原則に考えておりますけれども、犯罪抑止のためにも必要な場所には設置をお願いしたいと思っています。防犯カメラの設置はいつごろか、設置箇所、台数についてもお聞かせください。

○野原修議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○登阪市民生活部長 ただいまご指摘いただきました三島浄水場周辺のまず防犯灯につきましては、明るさなどの点で課題があるということでございますので、その状況などを改めて調査し、増設の必要性などについて検討してまいりたいと考えております。

また、防犯カメラの件でございますけれども、現在、関係部署と調整中ではございますが、平成29年度中に設置し、稼働を開始できるように協議・調整を行っているところでございます。設置箇所、台数につきましては、最少の台数で最大の効果が発揮できるように検討を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○野原修議長 増永議員。

○増永和起議員 地域の皆さんの声をしっかりと聞いて、早期に安全対策を行っていただくよう要望いたしまして私の質問を終わらせていただきます。（「議事進行」と渡辺慎吾議員呼ぶ）

○野原修議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 先ほど、質問のやりとりの

中で、増永議員の議事進行に対して、お互いに着席同士でやりとりがありました。ここは本会議場ですから、議長の適切なさばきを行って運営をやっていただきたいと思うんですが、議長、どうですか。

○野原修議長 了解しました。今後、気を付けます。

増永議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問させていただきます。

まず、スポーツ広場への総合体育館建設についてでございます。

総合体育館建設基本構想・基本計画審議会が進められておりますけれども、スポーツ広場へ総合体育館を建設した場合、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフなどのスポーツ広場でのコート面積が足らなくなると思いますが、屋外スポーツへの影響とその対応についてお聞きをしたいと思います。

続いて、鳥飼地区のコミュニティセンター建設についてですけれども、このたび、別府コミュニティセンターが開設いたしました。以前、モノレール南摂津駅前をコミュニティセンター建設予定地とされ、その後、建設予定地ではなくなっていました。鳥飼地区でのコミュニティセンター建設について考えをお聞きしたいと思います。

続いて、保育所での学童保育についてですけれども、この件は以前から質問をさせていただいております。市では、現在、学童保育室の民間委託を検討されておられますけれども、小学校以外で新たに学童保育事業を実施していくことを検討している法人、団体、具体的には保育所などを既に運

営している社会福祉法人や学校法人等が勘案しなければならない基準等はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思えます。

続いて、空家対策についてですけれども、この件も以前から質問をさせていただいておりますけれども、市内の空家の現状と、空家等対策庁内調整会議の取り組み経過、進捗についてお聞きをしたいと思えます。

続いて、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ問題についてですけれども、昭和４０年代、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地周辺の新在家・鳥飼八防において、著しい地盤沈下が観測されました。地盤沈下の原因は、地下水の過剰な汲み上げによる地盤の収縮であると考えられていることから、当時、１日当たり２，０００から２，５００トンの地下水を汲み上げていたＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地、当時国鉄に対し、地下水の汲み上げ中止を要請し、昭和５１年９月に工業用水及び上水道の利用に切りかえてもらうとともに、昭和５２年９月に国鉄と地下水を汲み上げない旨の記載のある環境保全協定を締結しました。本協定については、国鉄の分割民営化後も当然ながらＪＲ東海に継承されています。

平成２６年６月に、ＪＲ東海新幹線鳥飼車両基地で井戸を掘削し、地下水を利用する計画があるとの情報があり、ＪＲ東海に対し事実確認をしたところ、災害時における水源確保とコスト削減を目的に、鳥飼基地の茨木市域敷地において井戸を掘削し、上水道にかえて地下水を利用する計画があるとの説明がありました。これは、地下水の汲み上げによる地盤沈下が起きた鳥飼基地周辺の住民にとっては、地盤沈下再発の危惧、浸水の危険性が高まり、不安を感じ

るとともに、鳥飼基地開設前の用地買収、開設後の電波障害、騒音、振動等、さまざまな問題に対し、国鉄の時代から積み上げた対策等についても信頼関係を揺るがす行為であり、極めて憂慮すべき事態であります。

J R 東海は、摂津市の太中浄水場において地下水の取水がなされ、鳥飼基地周辺を含め、北摂地域での地盤沈下は発生しておらず、地下水を汲み上げしても地盤沈下のおそれはないという見解でありますけれども、しかしながら、安威川以南の西方寺（鳥飼八町1丁目）において、昭和39年から昭和54年にはマイナス34.05センチ、八幡宮（新在家1丁目）において、昭和39年から昭和52年にはマイナス54.17センチと、昭和52年の協定締結以前は激しい地盤沈下が発生しています。協定締結後の鳥飼基地での地下水汲み上げが中止されてからは、西方寺において、昭和53年から平成24年にはマイナス2.00センチ、八幡宮においては、昭和53年から平成24年にはマイナス3.13センチメートルと、地盤の沈下を鎮静化しております。この結果から、地盤沈下の原因は鳥飼基地における地下水の汲み上げであったことは明かであります。

千里丘小学校（千里丘3丁目）において、昭和39年から昭和52年はマイナス5.22センチメートル、昭和53年から平成24年はマイナス0.31センチメートル、須佐之男命神社（千里丘5丁目）において、昭和39年から昭和52年はマイナス6.81センチメートル、昭和53年から平成24年はマイナス0.79センチメートルの安威川以北と安威川以南の観測地点とは協定締結以前の沈下数値の差異が大きく、安威川以北と安威川以南とでは地

下水脈が違うのではないかと考えられます。

平成26年11月14日に、環境保全協定の遵守と井戸の掘削中止を求め、摂津市はJ R 東海を提訴しました。鳥飼地区自治連合会として2万2,493名の反対署名が集まり、摂津市自治連合会との合計で3万5,411名の署名をJ R 東海関西支社に提出し、抗議を行ってきました。口頭弁論、弁論準備手続きが開廷され、平成27年9月2日に判決が下されました。平成27年1月30日に鳥飼地区自治連合会が集められた井戸水掘削の反対署名をJ R 東海関西支社に手渡した直後、3月13日に第2回口頭弁論において本市は工事中止の要求をしていますが、このとき既に試験揚水が実施されていました。地域住民が不安を抱いているときに、住民に知られないようにして、揚水計画をはるかに超える日量の地下水を汲み上げていました。さらに、廃水を府と協議もなく鳥飼水路に排水し、断じて許すことができません。

一審判決は、「協定は茨木市域には適用されず、協定第8条に法的拘束力はない」と述べています。すなわち、摂津市域においても協定を守る法的拘束力がないとするもので、極めて不当であります。また、協定の適用範囲についても、具体的事情をしんしゃくせず、極めて形式的な理由から摂津市域内に限定されると解釈しており、茨木市域を適用範囲に含めることによって協定の適用範囲が不明確になるとの判断も具体的妥当性を欠いております。さらに、一審判決は、基地周辺で大規模な地盤沈下が発生したという経緯をしんしゃくせず、汲み上げ再開によって地盤沈下が再発する危険性についても何ら判断を示さないまま汲み上げ再開を容認しており、住民の不安感

に対して何の回答も示しておりません。

不当な判決でありますが、訴訟の進捗状況についてお聞きをします。

1 回目は以上です。

○野原修議長 答弁を求めます。市民生活部長。

(登阪市民生活部長 登壇)

○登阪市民生活部長 スポーツ広場へ総合体育館を建設した場合、屋外スポーツへの影響とその対応についてのご質問にお答えいたします。

総合体育館の建設場所につきましては、鳥飼西のスポーツ広場への建設に向け、今年度、総合体育館建設基本構想・基本計画審議会を立ち上げるなど、建設についての準備を進めております。現在、スポーツ広場は屋外スポーツに利用いただいておりますが、総合体育館を建設すれば、スポーツ広場のグラウンド面積が縮小されるため、議員がご指摘のとおり、サッカーやソフトボール、グラウンドゴルフ等、屋外スポーツのコートが今までのようにはとれなくなるといった影響が生じると思われます。

その対応といたしましては、現在市内にございます青少年運動広場を利用いただけるよう、使いやすい施設への改修などを行ってまいりたいと考えております。また、淀川河川公園施設や府立高校、市内事業所などが所有するスポーツ・レクリエーション施設をこれまで以上に開放いただけるよう一層強く働きかけを行い、そちらを利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

○野原修議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 鳥飼地域でのコミュニティ施設建設についてのご質問にお答えいたします。

現在、どの自治体においても老朽化した公共施設への対応が迫られており、本市でも、喫緊の課題として、限られた財源の中、将来に向けた公共施設の方向性を検討しているところでございます。一方で、人口減少も大きな社会問題として取り沙汰されており、生産年齢人口比率の低下による税収の落ち込みが懸念されているところでもあります。

このように、公共施設の老朽化と人口減少、避けようのない二つの課題を抱えた状況の中で、鳥飼地区のコミュニティセンター建設を考えた場合、まずもって、市が所有する公共施設、とりわけ集会所の配置状況を踏まえるとともに、他の既存施設の統合・廃止なども併せて勘案することが必要となっておりまして。また、現在、本市では、総合体育館建設に鋭意取り組んでいるところであり、当面は総合体育館の整備に全力を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。

○野原修議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 学童保育についてのご質問にお答えいたします。

児童福祉法では、市町村が事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めること、事業を行う者はその基準を遵守しなければならないことが規定されています。そのため、本市でも、学童保育の利用児童が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを基本理念とした基準条例を制定いたしております。

具体的には、一部経過措置もございしますが、事業のための専用区画を設け、その面積を児童一人当たりにつきおおむね1.6

5平方メートル以上とすること、1クラスに職員を2名以上配置し、うち1人は都道府県の放課後児童支援員研修を修了した保育士等を配置すること、クラスの児童数はおおむね40人以下とすることなどを定めております。民間事業者が新たに事業を実施される場合には、この基準を満たしていただく必要がございます。

○野原修議長 建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 空家対策について、市内の空家の現状と空家等対策庁内調整会議の取り組み経過についてのご質問にお答えいたします。

空家のうち、管理不全で長期間放置されたまま地域で問題のあるものとして苦情等が寄せられているものが、今年11月末までに98件ございます。市の対応としましては、まず、自治振興課が通報を受け、速やかに建築課と現場確認の後、自治振興課から所有者に対し、適正な管理についての依頼文書の送付や、電話等にて対応依頼を行っており、現在30件が解決に至っております。これらの空家は、老朽化による倒壊の危険性や、衛生、防火または防犯などの面からも問題があり、周辺住民から苦情が寄せられておりますが、所有者の特定が難しい場合や、所有者死亡による相続が発生している場合では、複数の相続人による責任の所在が明確でない場合など、早期の解決が難しい現状にあります。

国においても、昨年5月に空家等対策特別措置法が全面施行されましたことから、本市では、今年4月に、全庁的な協力のもと、的確に対応する体制としまして、関係課による空家等対策庁内調整会議を発足し、今後2か年程度かけて調査・研究に取り組んでいくこととしております。現在、

調査検討部会は14回開催し、法令理解、所有者特定及び行政手続きなど、法の枠組みや課題等に関し、調査・研究に鋭意取り組んでいるところであります。

以上でございます。

○野原修議長 環境部長。

(北野環境部長 登壇)

○北野環境部長 JR東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ訴訟の進捗状況についてのご質問にお答えします。

本年9月2日に出された原告の請求を棄却するとの一審の判決を受け、9月12日に大阪高等裁判所に控訴手続きを行い、11月14日に控訴理由書を提出いたしました。また、年内に行政法を専門とする学者の意見書を大阪高等裁判所に提出し、環境保全協定の法的拘束力についての本市の主張を補強する予定といたしております。

なお、控訴審の初回弁論期日につきましては、来年2月15日午前11時開廷と決定いたしました。傍聴方法等、詳細が決まり次第、市民の皆様にお知らせしてまいります。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目からは一問一答方式でよろしく申し上げます。

スポーツ広場への総合体育館建設についてですけれども、答弁の対応で、屋外スポーツの代替グラウンドの確保はできるのか、答弁をお願いします。

○野原修議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 総合体育館建設によりますグラウンドの縮小面積がどのぐらいになるかにつきましては、今後の基本計画策定を進める中で、おおよその大きさが予想されます。ただ、同じような面積を別の場所でグラウンドとして確保するということは困難と考えております。したがいまし

て、先ほどご答弁申し上げましたように、基本的には既存の施設での活用をお願いしていくことになるかと考えております。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 私は、その内容では屋外スポーツの代替グラウンドの確保ができているとは言えないと思うんですけれども、今、困難ということで、建設場所を他の場所を考えるべきではないということですが、例えば、鳥飼野々団地の跡地に新鳥飼公民館を移設して、新鳥飼公民館と鳥飼体育館の敷地を合わせた場所に総合体育館を建設する考えはないのか、お聞かせください。

○野原修議長 市民生活部長。

○登阪市民生活部長 総合体育館の建設場所についてでございますが、ただいまご提案いただきました新鳥飼公民館と鳥飼体育館の敷地を合わせた場所に総合体育館を建設するということにつきましては、近隣市を参考に想定しております総合体育館の規模を考えますと、敷地面積が絶対的に足りないと考えております。また、ほかに利用可能な市有地で総合体育館を建設できるだけの敷地面積を確保できる土地はないという状況でありますことから、スポーツ広場の建設を想定して基本計画を策定してまいりたいと考えております。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 市長にお聞きしたいと思うんですけれども、スポーツ広場がなくなりますと、今度は屋外スポーツを他市のグラウンドで借りるということになったり、限られた時間の中で大会の日程を終了しなければならないという新しい問題が生じてくると思うんですけれども、その問題が発生すると後世に残すことになるのではないかなと思うんですけれども、総合体育館建設

と屋外スポーツの代替グラウンドの確保はセットと思うんですけれども、市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○野原修議長 市長。

○森山市長 森西議員の質問にお答えをいたします。

ご存じだと思いますけれども、北摂7市の中で三島の大会ができない市は摂津市だけなんですね。ということで、かねてから三島大会ができる規模に近い施設が何とかできないやろかという話が各方面から出てきたことはご承知だと思います。そういうことで、今回、総合体育館構想に踏み切ったわけでございます。今年度、基本構想をつくろうということで具体化が進む中、各団体、また各方面からいろんな意見が出てきたことも承知をいたしております。ただ、この構想を打ち出す一つの前提といいますか、安威川以南という前提を設けております。そして、限られた財源、限られた用地、そんな中で全ての意見を全部全うするのは非常に難しい問題でございます。そういう中で、屋外スポーツ、アウトドアからのご意見も承知をいたしております。この構想に踏み切る前にも要望書もいただいた経緯もございます。

そういうことで、先ほど申しましたけれども、こういう限られた地形のまちで、どのようにアウトドアの用地を確保していくか、これは、青少年広場の整備、そして今ある既存の施設の有効利用を考えていくしかないと思います。ということで、総合体育館をつくるのであれば、今の運動広場以外にはもう考えられないと私は思っております。そういう意味で、アウトドアの団体、関係者の皆さんには、これからこの辺をしっかりとご理解いただくように説明をしていかないかん、そんな思いでござ

います。

以上です。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 今、市長から答弁いただいたんですけれども、仮に今までは青少年広場でソフトをしていて、スポーツ広場でサッカーをしていたと。それが同じ日に大会を開催していたと。それが、スポーツ広場がなくなりますと、スポーツ広場でやっていたサッカーはどこでするねんという、青少年広場でソフトの横でサッカーができるかという問題が生じてくるわけですね。

私は、総合体育館の建設には反対はしません。必要やと思っています。三島の大会とか、実際、他市のものをお借りしなあかんということで、建設はしなければならないと思いますけれども、総合体育館を建設することによってグラウンドが縮小され、屋外スポーツができなくなってしまう。市が、ほんならあとは団体同士で調整しなさいよということでは、つくったあとは勝手にしなさいよというわけにはいかんと思いますので、これ以上は言いませんけれども、ぜひとも屋外スポーツの代替グラウンドの確保は考えていただきますように、よろしくお願ひしたいと思っています。

続いて、鳥飼地区のコミュニティセンター建設についてですけれども、昨日、私は別府コミュニティセンターの3階のホールにおいて懇親会を利用させていただきました。その中ではカラオケもできて、アルコールも飲めて、ぜひとも今後とも利用したいという一緒に参加された方の声が上がりました。鳥飼地区で、100人を超えるといいですか、大規模な懇親会ができるホールを望む声が大きくあります。十数年前からの話ですけれども、鳥飼地区の老人クラブとして、現在は鳥飼地区シニアクラブが

ございますけれども、市に要望書も提出をされていると思います。先ほど、総合体育館の件で話をさせていただきましたけれども、鳥飼野々団地の跡地を活用してコミュニティセンターを建設することも可能だと考えますけれども、この点に関して市の見解をお聞きしたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 鳥飼野々団地の周辺には集会所などの公共施設がございます。コミュニティ施設の新築に当たりましては、まずもって既存の各施設が地域で果たしている役割、今後果たすべき役割、さらに現状抱えている課題などを総合的に評価・検証することが必要になると思います。鳥飼地域でのコミュニティ施設建設については、まだ具体的な検討には入っておりませんが、ただいま申し上げましたとおり、まずは公共施設全体の方向性を総合的に見据える中で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、今答弁いただいたんですが、モノレールの南摂津駅前のアトリウム摂津の2階に、かつて上新電機が入っておられた跡地がありますけれども、今現在、空き店舗になっております。そこを市が借り上げてコンベンションホールとして活用してはどうかと私は思うんですけれども、建設をするより借り上げたほうがコスト面からすると負担も少ないと思うんですけれども、その点、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 市長公室長。

○乾市長公室長 南摂津駅前のアトリウム摂津2階が確かに空き店舗になっておりま

す。これは私も存じ上げておりますけれども、ここをコンベンションホールとして使うというのが安上がりではないかというご指摘でございますけれども、ここを借りて、そのような用に供することにつきましては、まず、本当にそこを借りの必要性があるか、ほかに、例えば市が直接、鳥飼野々の団地跡地に何か施設を建ててコンベンションホール的な使い方ができないかとか、いろんなことを検討する必要があると思います。また、アトリウム摂津を使う場合は、そこの施設が例えば耐震性が十分なのかとか、バリアフリーがどうなのかとか、いろんなこともまた併せて検討していかないとはいけませんし、また賃料が幾らだとか、そういったことも総合的に勘案して借りるか借りないか決定していく必要があるんだろうと思いますけれども、今のところ市としては、アトリウム摂津の2階を借りることを考えていることは残念ながらございません。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 今、鳥飼の住民の方でありますと、別府コミュニティセンターができましたけれども、多くは、コミュニティプラザまで行っていたわけですね。安威川以南の方が安威川以北まで行かれているという状況であったわけでございます。その点、安威川以南、別府コミュニティセンターができましたけれども、そしたら、鳥飼から別府までといいますと、交通手段もありませんし、通うこともなかなか難しい地域であります。ですから、鳥飼地区の方が懇親会できる場の提供をぜひとも安威川以南というより鳥飼で考えていただきますように、これは要望とさせていただきますので、よろしくお願いします。

続いて、保育所での学童保育室について

ですけれども、民間事業者が基準を満たした施設を準備するには設備費用が必要になりますけれども、国の制度などはあるのか、お聞かせいただきたいと思います。そしてまた、あるのであれば、整備費補助はどのような額なのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長 社会福祉法人等が新たに学童保育に当たる施設を整備される場合、そういう整備費補助があるのか、また金額はというご質問でございます。

民間事業者が基準を満たした学童保育室を整備するために、市町村が法人等に助成金を交付した場合は、国から市町村に対して子ども・子育て支援整備交付金という制度があり、国から市に対して交付金が交付される制度がございます。

また、その整備費の助成額とはということでございますが、1クラス当たりの上限額でございます。1, 6 6 4 万 2, 0 0 0 円が上限額とお聞きいたしております。市がこの1, 6 6 4 万 2, 0 0 0 円を支出した場合には、その3分の2に当たる助成が国・府から補助金として交付されるという制度になっております。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 以前、運営費の補助は、1小学校区に1か所のみという大阪府の制限があったと聞いておりますけれども、現在もその制限があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 運営費補助の1小学校区1か所という制限でございます。

大阪府は、過去、そういう制限を設けておりましたが、平成27年度の子ども・子

育て支援制度施行に伴いまして、その制度を変更され、現在、1小学校区1か所という補助枠については撤廃されておられるという状況でございます。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 民間事業者の学童保育に対する国の運営補助費はどのような助成制度なのか、そして、府の制限がないということでもありますけれども、市としては、基準条件等を満たして事業を実施する事業者に対して整備補助や運営費補助を行う考えはないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 運営費補助に関するご質問でございます。

これも、市町村が、社会福祉法人等、民間事業者に対して助成をする場合、国制度は市町村に補助金を交付されるという仕組みがございます。その金額は年間の開所日数なり児童数に応じて定められておるという状況でございます。

仮にでございますが、250日開所いたしまして、1クラス40人という学童保育室を運営された場合、民間事業者に対しての助成の上限額は374万4,000円となっております。その374万4,000円に対して、市は国・府から3分の2が交付されるという制度でございます。

現時点、整備費補助金、運営費補助金という助成制度は市として設けておらないという状況でございます。今後、事業に参入される方のご意向や需給のバランスの推移なども考慮をいたす必要がございます。学童保育室の量の確保につきましては、子ども・子育て会議でご議論をいただいているという経過もございますので、そのような必要に応じて、子ども・子育て会議などで

制度の創設についてご議論をしていただく必要があるかと考えております。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 私は、市の学童保育を補完している民間事業者であれば、補助金を出すべきであると思っております。市の学童事業を補完しているにもかかわらず、補助がなく、自主事業であるという扱いであれば、撤退をするという民間事業者も出てくるかもしれません。そうなりますと、撤退した民間事業者の児童を小学校の学童保育室で見るということになれば、保育室が不足したり、保育室の増設などを負担しなければならぬということを理解しなければなりません。これは大きな問題になりますので、ぜひとも民間事業者への補助を要望とさせていただきたいと思います。

続いて、空家対策についてですが、以前にもお聞きしましたが、連棟長屋の一部が空家になった場合の対応について、改めてお聞きをしたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。建設部長。

○山口建設部長 この法律における空家等の定義では、長屋など集合住宅は、1棟のうち一部の住戸区画が使用されている場合、法律の対象とはなり得ず、現在のところ、法的な対応は非常に難しいものと考えております。ただ、実効性のある取り組み事例など、大阪府空家等対策市町村連携協議会などを通じまして情報の収集に努めるとともに、国に対しまして、法の改正に向けて、大阪府とともに要望を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 8年前に、相続を放棄された不動産対策についてということで質問をさ

せていただいております。その後、ずっと質問をさせていただいておりますけれども、まだ解決をされておられません。法律では戸籍の附票の廃棄が5年であるという議論もさせていただきました。膨大な権利者が確定できなくなるという問題が発生するのは明らかであります。個人情報保護法がネックになっているということもあります。これはもう急がないといけませんし、解決できなくなってしまう。今、答弁いただきましたけれども、これは早急に法改正をしていただきますように強く国のほうへ要望していただきたいと思います。

続いて、J R 東海新幹線車両基地の地下水汲み上げ問題についてですが、J R 東海は地下水の揚水を開始しようとしておりますけれども、地下水の揚水開始に対する今後の対応についてお聞きしたいと思います。

○野原修議長 環境部長。

○北野環境部長 J R 東海の地下水汲み上げによる地盤沈下再発等の可能性の対応についてのご質問にお答えします。

新在家・鳥飼地域の地盤沈下の調査につきましては、大阪府が平成21年度に調査して以来、行っておりません。そのため、市民の安全・安心を守る観点から、大阪府の助言や協力を得ながら、地盤沈下調査ポイント選定を行い、本市独自で地盤沈下調査を検討してまいりたいと考えております。また、来年度以降に、国土地理院ほか大阪府や兵庫県、大阪市、尼崎市など阪神地区の9自治体が会員の阪神地区地盤沈下調査連絡協議会に加入し、継続的な地盤沈下の調査と監視を行ってまいりたいと考えております。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 調査のほうはよろしく願い

たいと思うんですけども、もし仮に給水をされますと、地盤沈下が再発する可能性がありますが、その対応についてお聞きをしたいと思います。

○野原修議長 環境部長。

○北野環境部長 地下水揚水開始に対する今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

11月18日に、大阪高等裁判所におきまして、控訴審の進め方について話し合う進行協議がございました。本協議の中で、J R 東海は平成28年度内の地下水揚水開始を明言いたしております。本市といたしましては、11月14日に大阪高等裁判所に提出しました控訴理由書において、本件訴訟が確定するまで揚水を開始するべきではないという旨を主張いたしておりますが、実際の揚水開始の日時についてはJ R 東海から報告がなされていないことから、今後、正確な揚水開始日時が判明いたしましたら、書面において抗議を行ってまいります。

○野原修議長 森西議員。

○森西正議員 我々は、協定範囲が摂津市であろうが茨木市であろうが関係ありません。かつて、地上の水路でもって摂津市と茨木市との市域境界が線引きされたただけであって、地下においては、ここからここまでが摂津市で、ここからここまでが茨木市という線引きはありません。摂津市で地下水を汲み上げようが、茨木市で汲み上げようが、大阪市で汲み上げようが、地盤沈下が再発することは絶対に許されるべきことではありません。既に地盤沈下しているのですから、J R 東海には私の家の下の盛り土をぜひともしていただきたいと思うんですけどもね。家屋を上げて、その下の今まで下がった分をぜひとも盛り土してもら

いたいという気持ちであります。安威川以南の地域の土地の全てを盛り土していただきたい。家、工場、倉庫、マンション、田んぼ、畑、全て下がった部分の盛り土をしていただきたいと思います。ＪＲ東海には、地下水汲み上げをやめると地盤沈下が鎮静したのは地盤工学上なぜなのかというのを反対に明らかにしていただきたいと思います。今まで地下水の汲み上げをやめたら地盤沈下が鎮静したのはなぜなのか、これを明らかにしていただきたいと思います。福岡県で発生した陥没事故は、地上から数十メートルでありながら未然に防ぐことができなかった。これは安全な工事と言って工事をしたわけでしょう。地盤工学の学者も目視をしたわけではないわけですから、地中がどうなっているのかわからないわけですから、これも推測でこうだということではしか判断をされていないわけでごさいます。ＪＲ東海との裁判には、控訴・第二審はぜひとも勝っていただきますようによろしくお願いして質問を終えたいと思います。

○野原修議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、特定健診における胃がんリスク検診（ピロリ菌検査）の導入についてありますが、日本ヘリコバクター学会の理事長をされ、ピロリ菌研究の第一人者として知られております浅香正博先生によりますと、慢性胃炎が悪化した状態の萎縮性胃炎が進行する前段階でこのピロリ菌を除菌しておれば、将来の胃がんリスクを大幅に下げることができる、また、ピロリ菌を除菌

することは、胃・十二指腸潰瘍の治療だけではなく、胃がんの治療や予防などにも役立つとして、除菌を推奨されております。隣接の茨木市や高槻市では、特定健診での血液検査にてピロリ菌検査を行っておられます。また、平成２５年から除菌治療に保険適用が認められていますけれども、これは胃がんピロリ菌感染が深くかかわっているからだと思いますし、また、この検診されたご本人にピロリ菌の有無の認識を持っていただくということも一つ重要なことではないかと思います。

その中で、私は、昨年の第３回、そして本年の第２回定例会におきまして、もし胃がんになれば、本人の心身や治療費負担のこと、行政などの保健財政にも影響がある、また、予防の観点や、特定健診の魅力・受診率向上といった観点からも、特定健診にピロリ菌検査の導入をすべきだということで質問させていただきましたけれども、そのときの答弁で、財政的なことも踏まえて検討をということでございましたが、その後の検討状況についてお尋ねをしたいと思います。

次に、２番目の避難所の非構造部材の耐震化についてであります。本年になってから、４月１６日、熊本地方での震度７、１０月２１日の鳥取県での震度６弱、１１月６日、大阪府北部での震度２、１１月１９日、和歌山南部での震度４などが発生をしております。そういう中で、地震がこの摂津市にも近付いてきたということで、「不安感が高まってきた」という声もだんだんと出てまいりました。その中で、地震は、前震もありますけれども、本震後の本震に近い規模の余震が発生することもある必要がございます。地震や豪雨などでの避難が必要とされたときの避難所として小

中学校が指定をされておりますけれども、本体の耐震補強工事が平成27年度で完了し、耐震化率が100%ということになりました。避難する建物本体は地震に耐えても、非構造部材が落下・飛散する状況では、避難所としては使用できない、あるいは運営に支障が生ずることが十分考えられます。地震による避難はまず体育館になると思いますので、この体育館の非構造部材の耐震化における進捗状況と施工方法についてお尋ねをしたいと思います。

次に、3番目の鳥飼東公民館へのエレベーター設置についてであります。鳥飼東公民館の2階にある集会室、学習室、和室におきまして、福祉委員会のサロンの開催、行事の実行委員会、各種の講座、催しや会議などが開催をされております。特に、高齢者や障害を持っておられる方、乳幼児と同行されている保護者などの方からも、「エレベーターがあれば2階での催しや会議にもっと参加しやすいのに」という声を聞いております。

現在、公民館5館のうち2館のみがエレベーターが設置をされている状況でございます。第4次総合計画の5番目の誰もが学び、成長できるまちの中に、生涯学習施設の整備と利用促進、そして施設のバリアフリー化を推進するとあります。そういうことも踏まえて、鳥飼東公民館へのエレベーター設置を進めていただきたいと思います。その考え方についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

○野原修議長 答弁求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 特定健診におけるピロリ

菌検査の導入の検討状況についてのご質問にお答え申し上げます。

ピロリ菌は、胃粘膜の萎縮に関与し、胃がん発症のリスク要因の一つでございます。ピロリ菌感染の有無の検査を行い、感染している場合に除菌治療を実施することは、胃がん発症のリスク軽減につながります。現時点において、ピロリ菌検査は、がん検診ガイドラインにおける胃がん対策型検診としては推奨されておりませんが、がん予防の観点から、健康への関心、意識の向上を目的として、特定健診時の血液検査による方法での実施に向け、現在検討を進めているところでございます。

○野原修議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 避難所の非構造部材の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災を契機として、文部科学省から、屋内運動場、いわゆる体育館の天井落下防止対策の強化を趣旨とした通知が平成24年9月に出され、国土交通省からは、平成26年4月に建築基準法施行令の一部を改正する政令が施行されました。

本市におきましても、法令等の趣旨に基づき、屋内運動場の非構造部材の耐震化の状況について、地震発生時に落下の危険がある天井や電球、飛散のおそれのあるガラスを中心に確認と対応を図ってまいりました。落下の危険性のある吊り天井につきましては、吊り天井部分の撤去を行う整備を耐震補強等工事時に実施し、電球につきましては、落下防止ワイヤーを設置し、落下防止対策を行っているところでございます。平成28年度におきましても、三宅柳田小学校の多目的ホールの特定天井の改修工事を実施し、構造部材の耐震化を順次図

っているところでございます。なお、当工事をもちまして、天井資材の落下防止工事は一定終了となるところでございます。

続きまして、鳥飼東公民館へのエレベーター設置についてのご質問にお答えいたします。

より本格化する高齢者社会において、いつでもどこでも誰でもが学べる生涯学習の推進を図るために、施設のバリアフリー化が求められております。特にエレベーターの設置につきましては、大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインにも示されていますように、高齢者、障害者にとって垂直移動の大切な手段であり、その必要性は認識いたしているところでございます。

現在、ご質問にもありましたように、一部の公民館にはエレベーターが設置されておりますが、ご質問の鳥飼東公民館は未設置の状況でございます。既存施設へのエレベーターの設置は、エレベーター棟の建設など多額の経費が見込まれますことから、老朽化対策も含め、施設の置かれている状況や財政状況を見きわめながら検討し、効果的な施設のバリアフリー化を研究してまいりたいと考えております。

○野原修議長 村上議員。

○村上英明議員 2回目からは一問一答方式でお願いをしたいと思います。

初めに、特定健診におけるピロリ菌検査の導入についてでありますけれども、先ほどの答弁で、血液検査による方法での実施に向けた検討ということでございました。検査におきまして、個人負担が幾らかはあっても私はよいのではないかと考えていますので、先ほどの答弁のとおり、実施に期待をし、そしてまた、予防の特定健診の魅力・受診率向上といった観点から、特定健診へのピロリ菌検査の導入を早期に実施し

ていただきますよう期待をし、お願いをしたいと思います。そしてまた、この菌の保有者の方の除菌につながることも併せて期待をしたいと思います。

また、改正がん対策基本法が国会で過日成立いたしましたけれども、これは、企業がん患者の雇用継続への配慮に努めることや、国や地方公共団体にがん教育の推進を新たに求めたのが特徴でございまして、来年6月には第3期のがん対策推進基本計画の策定が予定されております。法改正に明記された内容の推進が期待されておりますけれども、本市におきましても、法の趣旨や内容にしっかりと対応していただきますよう、これも併せてお願いをしたいと思います。

続きまして、2番目の避難所の非構造部材の耐震化についてでありますけれども、天井資材の落下防止対策は、先ほど答弁がありましたけれども、三宅柳田小学校の多目的ホール改修で小・中学校の体育館は一定完了するという事で認識をさせていただきました。そういうこともあって、体育館への避難時の安心感が向上したということで、これは一定の評価はできるかと思えます。

しかしながら、避難所運営ゲーム、いわゆるHUGの訓練にもありますけれども、避難される方の中には、病気の方など、体育館ではなく学校校舎に避難していただく場合もあると思います。そのときの避難や、平日の昼間での地震発生における児童・生徒の安全確保を考えると、校舎の非構造部材も耐震化していくことが必要だと思えますけれども、その考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長 学校校舎における非構造部材の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

学校の校舎につきましては、学校運営上、児童・生徒の活動の場であることから、安全の確保が極めて重要であるということは認識いたしております。非構造部材の耐震化の必要性につきましても認識いたしているところでございます。学校校舎等の非構造部材の耐震化につきましては、多くの学校が建築後30年以上経過していますことから、今後の財政状況や国の補助金制度の活用も見据えながら、施設の老朽化対策等の大規模修繕等々と併せて進めてまいりたいと考えております。

○野原修議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほど、建築から30年経過した建物が多いということでございましたけども、非構造部材である壁面落下によるけがなどが起きないように、平時の点検を行っていただくとともに、平日の昼間での地震発生における児童・生徒や、有事における避難のときの安全確保を図ることが重要だと思います。突発的な災害発生時ということで、地震や予想以上の集中豪雨などにおいて、避難されてきた方への対応が速やかにできる施設と、また運営が大切という観点で今回お尋ねをさせていただきました。財政状況もありますけども、体育館と同様に学校校舎の非構造部材の耐震化も早期に取り組んでいただきますよう、この件は要望とさせていただきます。

また、避難を要する災害が生じたときでもありますけども、避難所の近隣に住み、30分以内に駆けつけることが可能で指名されている避難所開設に当たる緊急防災推進員と小学校区単位での自主防災組織との連携が重要であると思います。災害が発生し

たときの避難所運営におきましては、緊急防災推進員と自主防災組織の方々の顔がわからない場合などでは、特に初期の避難所運営がスムーズにいかないということも想定されます。やはりふだんから懇談しての顔合わせや避難者の誘導の認識共有など、連携・協働体制を構築しておくことが重要だと私は思います。また、自主防災組織の自治会長などもそうですが、緊急防災推進員の交代もあり得ると考えますので、定期的な開催も踏まえて、ふだんから懇談することへの本市の考え方についてお尋ねをしたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。総務部長。

○杉本総務部長 災害時でございますけども、指名しております緊急防災推進員と自主防災組織の連携は必要なことだと思っておりますし、その関係が顔の見える関係であることは重要なことだと認識はしております。顔の見える関係づくりということでございますが、今後、例年5月から6月にかけて実施しております緊急防災推進員による避難所確認訓練というのをやっておりますけども、これを自主防災組織と協働で実施させていただいたり、自主防災訓練への緊急防災推進員の参加や、防災とボランティア週間の時期に職員を対象として行っておりますHUG訓練を自主防災組織と協働で実施するなど、有益な方法について検討してまいりたいと考えております。

また、緊急防災推進員の交代というお話がございましたけども、人事異動や引越し等、さまざまな要因はございますけども、できる限り地域の担当する緊急防災推進員については固定ができるように検討して努めてまいりたいと考えております。

○野原修議長 村上議員。

○村上英明議員 避難所の関係であるんです

が、今年の10月の15日に東日本大震災復興支援講演会というのがコミュニティプラザで開催されました。そのときの宝来館の岩崎さん、また、相撲甚句をされました北村さんと藤原さんの講演の中で、「一般的に釜石の奇跡と言われているかもしれませんが、あれは釜石の実績です」とも言われておりました。やはり平時からの訓練をしていたからこそ奇跡と言われたことにつながったんだと思います。そういう意味で、有事による避難を要するときの初動が重要でありますし、その後の避難者の健康を維持するための避難所の質の向上となるよう、自主防災組織と緊急防災推進員の連携・協働体制の構築や、また、想定されるさまざまな避難者からのニーズへの対応を含めた避難所運営ができるよう、懇談会などの定期的な開催と、また、緊急防災推進員のできる限りの固定化をお願いし、要望とさせていただきます。

続きまして、3番目の鳥飼東公民館へのエレベーター設置についてでありますけれども、公民館は、社会教育法の施設としては法律上で定義されていると認識していますが、やはり地域の中の公共施設として、福祉や地域行事、講座などで広く多くの方々に利用されているということでございますので、こういう地域のための公共施設という意味で、これからしっかりとバリアフリーも含めてエレベーターの設置をお願いしたいと思います。

そして、新鳥飼公民館におきましても、今スロープが設置してある状況でもございますので、鳥飼にあります鳥飼東公民館、また、この新鳥飼公民館も併せて、しっかりとバリアフリーが進んでいくように、このことも含めてエレベーターの設置をまた検討していただくようお願いして私の一

般質問を終わりたいと思います。

○野原修議長 村上議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、庁内における情報管理についてお聞かせいただきたいと思います。

申し上げるまでもないわけでございますけれども、行政として、いろいろな市民サービスを提供したり、あるいは保険料であるとか市民税の納税をお願いしたりということがあるわけでございますので、その前提として、さまざまな個人情報が入内にはあるわけでございます。そういった情報が本当にしっかりと管理できているのかということは大変重要なポイントなのかと思っておりますので、まず、現状についてお聞かせいただきたいと思います。

それともう1点は、小・中学校における外部人材の登用についてお聞かせいただきたいと思います。

同様の趣旨の質問は以前にもさせていたいただきましたけれども、今回は、直接子どもたちの学習の支援、お手伝いについて、どのような外部人材の方が活躍していただいているのか、それともう1点は、中学校の部活動の指導に当たって、外部の方からいろいろとご支援していただいている状況があるのかと思っておりますが、その2点に絞ってお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上でお願いいたします。

○野原修議長 答弁を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 本市におきます住民情報システム等のデータ管理についてのご質問に

お答えいたします。

現行では、住民基本台帳とか税、国保等の基幹システムにつきましては、この市役所にサーバーを置きまして、システムの運用、データの保有・管理等を行っております。各業務におけるデータにつきましては、日々、業務終了後、バックアップを行うとともに、毎月、バックアップデータを遠隔地のセキュリティを施したデータセンターへ保管いたしております。また、サーバーの故障やシステムのトラブル等が発生した場合には、バックアップデータから各業務システムを復旧することで、市民サービスに支障を来すことのないよう万全の対策を講じているところでございます。

○野原修議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 小・中学校の学習支援や部活動支援における外部人材活用の現状についてのご質問にお答えいたします。

現在、学校が直面する多くの課題につきまして、学校だけでは対応できない状況も少なからず発生いたしております。このような中、国におきましても、学校の体制を整備し、チームとしての学校のあり方が求められるとし、その一つの方策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、部活動支援員などの教員以外の専門スタッフを法令に位置付けることの検討が進められております。

現在、本市におきましては、児童・生徒の学習や生活の支援を行う小学1年生等学級補助員などの非常勤職員を小・中学校に配置するとともに、児童・生徒の学習補助を行う学習サポーターを40名、各部活動の専門的知識・技能を持つ部活動外部指導者を延べ12名派遣いたしております。これらの配置や派遣により、各学校のさまざ

まな課題に対しての支援を行うことができており、一定の効果を上げているところでございます。

○野原修議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 これ以降は一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず、情報管理のことなんですけれども、今回、この質問をさせていただくのは、実際に不安の声を私がお聞きしたからでございます。庁舎は、安威川、大正川もすぐ近くにあるわけございまして、もし最悪の水害に見舞われた場合には相当程度の被害が考えられるわけなんです。その際に、当然、ホストコンピューターで一元的にさまざまな情報を管理していただいているんですが、そのホストコンピューターが庁舎の上層部にあるのであれば、恐らく水害の被害は免れるだろうと思います。ただ、実際にお聞きをしておりますと、庁内の2階にホストコンピューターが置かれているという状況です。そこで、ハザードマップを少し確認させていただきました。そういたしますと、最悪の場合には、およそ2メートルから5メートルの水害が可能性として考えられるということなんです。そうなってくると、もし2階にホストコンピューターがあるということであると、これは非常に大きな被害が想定をされるわけですね。ということは、当然、上層階に上げていただくということが私は適当なのかと考えておるんですが、災害時に備えて実際どのような対応をとられておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。総務部長。

○杉本総務部長 ご指摘のように、本市のサーバーは2階に置いてございます。ハザードマップで申しますと、この市役所の高さ

は2メートルから5メートルとなっており
ますので、水害の懸念があることも事実で
ございます。また、国のほうからも、東日
本大震災の教訓や、熊本の地震のときに庁
舎が傷んで使えないといったこともありま
したので、災害や事故があった場合には、
重要業務をできるだけ中断させない、ま
た、中断しても早急に復旧させる I C T -
B C P、業務継続計画を策定、また、シス
テムサーバー等を自庁に置かず、外部のデ
ータセンターを活用するクラウド化への移
行を求められてきております。

本市におきましても、摂津市地域情報化
計画に基づき、災害時における重要業務を
早急に復旧させる体制と仕組みをまとめた
業務継続計画の策定を進めてまいりたいと
考えております。また、業務システムのク
ラウド化への移行につきましても、災害・
事故発生時の業務継続を確保する観点から
も、次回の住民情報システムの更新時には
検討を図ってまいりたいと考えております。

今後とも、基幹システムの安心・安全の
ための確保について努めてまいりたいと考
えているところでございます。

○野原修議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 将来的にはクラウド化を
していくんだというお話でございませ
うので、サーバー自体がなくなるわけ
ですよね。ということは、今はどこに
あるのかということについては確かに
不安でありますけれども、将来的には
そういったことの不安はなくなるのか
と思っております。ただ、クラウド化
になるまでの状況を考えたときに、
実際、今2階にあるわけですから、
最悪の場合が考えられるわけですね。
バックアップとして確かに毎月更新を
していただいている保管場所が同じ災害で

同一に被害を受けないところだとい
うことはお聞きしております。そこ
については一定しっかりとバックアップ
の体制がとられているのかと思
いますが、しかし、そこは毎月
ですよね。ということは、場合によ
っては本当に1か月前の情報が返
ってくることもあるわけですね。と
なりますと、1か月の間にいろい
ろな事務作業を当然行っているわけ
ですから、1か月前の情報というの
は相当古くなっている可能性もあ
るわけですね。となりますと、ク
ラウド化といったことが近い将来あ
るとしても、それまでには、ぜひ、
毎月ではなくて、もう少し頻度を
上げてバックアップをする体制を
ひとつ要望させていただきたい
と思います。

それで、今回お聞かせいただきたい
のは、クラウド化ということにな
ってまいりますと、今度は、全く
庁内とは違うところでデータを保
管することになりますので、セ
キュリティは大丈夫なのかとい
ったことが新たな懸念として出
てくるんですが、その点につ
いてどのようにお考えなのか、
お聞かせいただきたいと思
います。

○野原修議長 総務部長。

○杉本総務部長 クラウド化とい
うことになると、まず、ク
ラウド化に移行いたします
メリットでございませ
うが、業務システムを
管理しておりますデ
ータセンターは、
災害への対応とし
て、免震構造や無
停電電力装置等を
配備した堅牢な建
物となっております
し、また、入・退
館についても24
時間365日厳重
な監視を行い、高
度なセキュリティ
対策がとられたと
ころを予定して
おります。

ただ、ご指摘のよう
に、クラウド化とい
うことになると、そ
こにはサーバーが
ありませんので通
信という問題が発
生して

まいます。ネットワークを経由してやりとりをする、個人情報もそこを通るということになりますので、これのセキュリティが重要になることは言うまでもありません。これにつきましては、インターネットとは違う専用回線を利用するということでセキュリティの確保をしているものと考えておりますし、また、回線にもし障害が生じた場合の対応としましては、本市において縮退のサーバーを設置することで、証明発行等の業務を行える市民サービスを停止させないというやり方もございますので、こういったことで、そういう災害等で回線等の障害が起きた場合についても、最小限の被害で済むような対応を検討していきたいと考えております。

○野原修議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 今すぐにクラウド化になるというわけではないわけでございますので、ぜひ、その間は十分に活用していただいて、本当に安定的に運用できる情報の管理の仕方を突き詰めていただきたいと申し上げておきたいと思います。

次に行かせていただきますけれども、外部人材の登用について、小学校についてまずお聞かせいただきたいと思います。

私は鳥飼北小学校区に住んでおります、子どもも鳥飼北小学校に通っております。今年度からキタッピ応援隊という取り組みが始まって、実際に保護者であるとか地域の方が子どもたちの授業をお手伝いするという取り組みが始まりました。私もその応援隊の一人でございますし、森西議員もそこに登録されておられまして、実際に活動もされておられるんですけども、鳥飼北小学校は、少し前は本当に授業もなかなか進められないという状況もありまして、それを受けて、教職員の皆さんが本当

にいろいろとご努力もされて、授業の改善もいろいろと取り組まれてこられて、それプラス、地域にもいろいろ投げかけをされてこられました。そういったこともあって今年からこの取り組みが始まったのかと思っておりますが、そういった教職員の先生方のご努力があつて、さらにこういった取り組みがあつて、現在は本当に以前と比べ物にならないほど落ちついた状況の中で学習ができているのかと思っております。となったときに、この取り組み自体は非常に効果があるものなのかと私自身は感じておりますけれども、これについて教育委員会としてどのようなお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 鳥飼北小学校の通称キタッピ応援隊につきましては、さまざまな課題がある中で、地域、家庭、学校が一体となって子どもを育てていこうという趣旨で、昨年度の校長が中心となりながら設立した取り組みでございます。現在、保護者19名、地域の方15名の合計34名の方々が登録され、給食や清掃活動の支援、それから学習の支援、また水泳指導における安全監視、社会見学の引率の支援など、教育にかかわるさまざまな活動のご支援をいただいております。この活動につきましては、学校で今起こっております課題が共有できるということから、学校、保護者、地域のつながりが一層強化され、また、児童が落ちついて過ごせる機会が増えておるところから、私どもといたしましては効果が見られておると捉えておるところでございます。

以上です。

○野原修議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 今、効果は見られるというご答弁をいただきまして、となったときに、そしたら、こういった取り組みを一つの小学校で終わらせることなく、どんどんと広げていくということが大切なのかと思っておりますが、その点についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 昨年12月21日に、中教審答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」が出されましたが、その中におきまして、これからの目指すべき連携・協働の姿の一つとして、今までよく開かれた学校というのが言われておりましたが、そういった学校から一歩踏み出して、地域と一体となって子どもたちを育むという、いわば地域とともにある学校への転換が挙げられております。鳥飼北小学校での取り組みは、その具体例の一つと捉え、教育委員会といたしましても、鳥飼北小学校の取り組みについての発信を今後行ってまいりたいと考えております。

○野原修議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 市内には小学校が10校ございまして、もし中学校もとなると、さらに5校があるわけでございます。それぞれの学校の状況が違いますので、一つの小学校のやり方が全てに当てはまるのかというと、そうではないとは思いますが、ただ、しかし、今後は、中央教育審議会のお話もございましたけれども、そういう方向に行くのは確かなことであると思っておりますし、ただ、これを本当に意味あるものにするためには、やはり教職員の皆様のご努力があるんだと、その土台の上になんとかいろいろな保護者であるとか地域の方の支

援、協力があって初めて意味あるものになるのかと思っておりますので、ぜひその方向で今後も進めていただきたいと要望を申し上げます。

中学校の部活動の件でございますけれども、もし私自身が中学校の教師として赴任をして、今まで経験したことのない競技の部活動の顧問をしろと言われると、非常に不安に思うと思うんですよ。本当に指導できるのかということであつたりとか、本当にその競技を真剣にやりたいという子どもたちに対して申しわけないという気持ちになるんだろうと思っておりますが、実際に競技経験のない部活動を見るという状況は摂津市もあるわけで、そういったところにはどのような支援をされておられるのか、お聞かせください。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 今、おっしゃったような現状はまさにあるわけでございます。全く経験がない部活動の顧問を担当する、そのような教員を支援するためにも、専門的知識や技能を有する部活動外部指導者を派遣することで部活動がスムーズに運営できるように支援いたしておるところでございます。

近年、部活動外部指導者につきましては、吹奏楽部やサッカー部、バレー部等への派遣を行っておりますが、昨年度は中学校へ合計284回派遣いたしました。指導できる時間や範囲に制約がございますので、外部指導者につきましても、さまざまな悩みを抱えながら指導を行っている場合もあると把握いたしております。

先ほどもご答弁いたしましたように、現在、国において、部活動支援員を法令に位置付けることが検討されており、その動向にも注目しながら、学校に必要なスタッフ

として部活動の外部指導者のあり方を考え、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○野原修議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 事務報告書を拝見しておりますと、外部指導員の方がどれほど指導に行っているのか、学校ごとですけれども実績が出ていますよね。それを拝見しておりますと、結構ばらつきがあるんですよね。そうなったときに、本当にその外部指導員という制度を採用した趣旨がしっかりと全ての学校で機能しているのかというところに少し不安を覚えたりするんですよね。そこについては、外部指導員の方も確かにいろんな不安等を抱えてその任を担っていただいているのかと思っておりますが、ぜひそういったところは、教育委員会としてもいろいろときめ細かくフォロー等をしていただきたいと思いますと思っております。

それと併せてお聞かせいただきたいのは、外部指導員の方もやはりいろいろな研修等を受けていただくことが妥当なのかと私は思っておりますが、その点については実際どうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 特に運動部活動にかかわって、体罰の問題であるとか、行き過ぎた指導のことが報道等にもぎわしているところでございます。これは部活動にかかわる教員の問題と捉えられがちですが、外部指導者についても同様の悩みを抱えたりすることがあるかと考えておりますので、部活動の指導に当たって、例えば生徒の人権の尊重、それから安全、健康への配慮、それから生徒とのコミュニケーション、

そういったものが求められている背景から、部活動外部指導員に対してもそのようなことについて改めて研修する場は必要であると捉えております。したがって、今後、部活動外部指導員の研修についても検討してまいりたいと、そのように捉えております。

○野原修議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 最後、要望として申し上げますけれども、先ほども申し上げましたように、その外部指導員という制度を摂津市の中で採用しているのには当然目的があるわけですよね。それは、やはり教員の方の不安の解消であったりとか、実際に子どもたちに対する本当にしっかりとした指導ができるということですよね。そういったところが、教育委員会として、この制度をしっかりと設けているその目的が本当に達成されるように、今後はきめ細かくフォロー等をしていただきたいと思います。そこは文部科学省等もそういった意向なんだろうと思っておりますし、摂津市の教育委員会としても、やはりそれぞれが学校が見えるわけですから、5校しかありませんので、その状況に応じた運営をしっかりとお願いして質問を終わらせていただきます。

○野原修議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 順位に従いまして一般質問を行います。

午前中の議論でもありましたが、昨年、摂津市は、人口移動のアンケート、転出入にかかわってのアンケート、意識調査などを経て、人口減少を抑制して、2060年には7万2,000人の人口を維持しよう

ということで、人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略、また、総合計画の改定などがなされました。きょう質問させていただく３項目は、人口減少を抑えるために市が掲げたさまざまな着眼点や課題にも合致したものではないかと思います。

最初に、就学援助の制度についてお聞きいたします。

本来、義務教育は無償であるべきですが、実際には、入学時の学用品の購入など、さまざまな費用がかかってまいります。就学援助の制度は、こうした制度を補完するための子育て支援の一環であります。必要なときに必要な額の援助を必要な方に提供していく就学援助金制度になるべきだと思いますが、現在、入学時の学用品の費用については８月末に支給されています。もっと早く支給されれば、どれだけ多くの保護者の方が助かるかと思います。昨年始まりました中学校給食をはじめ、新たに支給費目にも入れられてきたクラブ活動費など支給費目の拡大と、それから、支給期日を早期に改めて、前年の３月までに支給ができるように改善を図ることができないのか、現状をお聞きしたいと思います。

二つ目に、子ども医療費助成制度等の入院時食事療養費助成の所得制限を廃止することについてです。

昨年の１２月議会に、摂津市のほうから入院時食事療養費の補助を廃止する条例案が出されました。一旦は可決されましたが、３月の議会で議員提出の議案が出て、所得制限を設けることになりました。私も、入院時食事療養費は、子育て世代、または障害者の方、ひとり親家庭の方々が、子どもや生活が苦しい中で、入院をしなきゃいけないときの食事代まで補助を打ち切ってしまうのはよくないと、修正案を

提出して所得制限を設けることに反対してまいりました。この４月から入院時食事療養費の助成がかなり縮小されて、住民税非課税世帯に限定されてきましたが、この間の他市の状況と、所得制限を設けたことによる影響についてお聞きしたいと思います。

三つ目に、公共施設巡回バス（セッピー号）など公共交通の充実についてであります。

どこに行くにも安心して便利に行ける、これが多くの市民が願っていることだと思います。ちょうど１０年前、鳥飼東部地区の交通不便解消を目的として公共施設巡回バスの試行運転が始まりました。その１年後には実際の本格運行が始まり、平成２５年には鳥飼西のスポーツ広場に新たにバス停を新設するなど、コースの改善も図られてまいりました。しかし、まだまだ利用者が少ないという声もありますし、利用者のアンケートを行ったというお話もお聞きしておりますので、１０年たった今の利用状況、また、昨年実施された利用アンケートなどの結果についてお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。教育総務部長。

（山本教育総務部長 登壇）

○山本教育総務部長 就学援助制度についてのご質問にお答えをいたします。

本市では、議員のほうからもございましたように、新入学用品費を含めた１学期分を９月に支給いたしておりましたが、平成２６年度より８月と改めたところでございます。また、住民税の課税決定前ではございますが、５月に就学援助の仮の認定を行い、学校において給食費等口座振替の対象者から除くことで、就学援助対象世帯の経

経済的負担の軽減を図っているところでございます。

支給費目につきましては、過去にPTA会費、生徒会費を設け、充実に努めてきたところでございます。その際は、議員もご存じのように、所得制限の見直しも同時に行ったところでございます。財源をシフトし、新しい項目を設けたということでございます。今後、支給費目を増やすのであれば、改めて財源についての議論が必要になってまいります。

また、中学校給食につきましては、過去からご答弁いたしますとおり、公平性の観点から就学援助の対象とすることを考えていない状況でございます。

続きまして、子ども医療費助成の入院時食事療養費についてのご質問にお答えいたします。

大阪府におきましては、入院と在宅療養との公平性を図る観点から、平成27年4月に、子ども医療の食事療養費の市町村への助成、いわゆる補助金を廃止いたしました。これに伴いまして、子ども医療費助成の食事療養費は市単独制度になったところでございます。

府内の状況でございます。食事療養費助成を実施していない団体でございますが、子ども医療が4団体、ひとり親家庭医療が32団体、障害者医療が31団体となっております。

次に、所得制限を設けての実施というところでございます。各医療費とも、本市を含めまして、高槻市、本市の2団体でございます。また、所得制限なしで実施している団体は、子ども医療が37団体、ひとり親家庭医療が9団体、障害者医療が10団体となっております。

今般、見直しを行ったことへの影響額と

いうところでございます。平成27年度の食事療養費の助成額で申しますと、子ども医療費が約394万円、ひとり親家庭医療費が約14万円、障害者医療費が約442万円となっており、3医療合わせて約850万円となっております。

これを基本といたしまして試算いたしました通年ベースで申します財源効果額でございますが、子ども医療費は約320万円、ひとり親家庭医療費が約6万円、障害者医療費が約190万円、計516万円と推計いたしているところでございます。

○野原修議長 建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 公共施設巡回バスなどの公共交通の充実についてのご質問にお答えいたします。

昨年の6月15日から19日にかけて、公共施設巡回バス利用者に対しまして、職員が乗車し、206名の方にアンケート調査を実施しており、回収率は93%となっております。

アンケートの結果、利用者は、女性の利用率が半数以上の約70%、年代別では60歳以上の利用率が80%を超えております。月ごとの利用状況は、約1,000名から1,400名の間を推移しており、よく利用するバス停では、南摂津駅前ロータリー、市役所玄関前、ふれあいの里、鳥飼図書センターなどとなっております。

利用目的は、公共施設を利用するためが42%、半数近くを占めており、次に、買い物客が18%、病院への通院が10%となっております。

運行ルートにつきましては、45%と半数近くの方が満足されておりますが、30%の方が不満に思っております。

便数につきましては、55%の方が増便

を希望されており、現状のままでよい方の20%を大きく上回った結果となっております。

以上でございます。

○野原修議長 安藤議員。

○安藤薫議員 一問一答方式でいきたいと思
います。

就学援助金の改善についてであります。

入学時にやはり費用の負担が集中すると思
うんですね。中学校に限定させてもらいま
すが、制服、それから体操服、ジャージ、
夏用の体操服、スリッパ、体育館シューズ
などなど、またはウインドブレーカーであ
るとか、それからかばん、さまざまなもの
が必要になってくるかと思うんですが、ど
のぐらい費用がかかると認識をされている
のか、お聞かせください。

それから、新たな支給費目には挙げられ
ているけども、摂津市では支給されていな
いクラブ活動費についての基準単価、これ
をもし実施したとすると、予算はどのぐ
らい必要なのか、お聞かせください。

○野原修議長 答弁を求めます。教育総務部
長。

○山本教育総務部長 2回目のご質問の、ク
ラブ活動費と中学校入学時に一式そろえる
のに大体幾らぐらいかかるのかというご質
問でございます。

クラブ活動費のほうを先にご答弁させて
いただきますと、お一人当たりの基準単価
が2万9,600円と認識いたしております。
現在、約650名前後、実人数で656名
の方が就学援助に該当されると想定いた
しますと、約2,000万円の財源が必要に
なるという計算をいたすところでござ
います。

中学校に入学する際に、先ほど議員のほ
うからも、制服であるとか、ジャージ、体

操服、上履き、体育館シューズ、ウインド
ブレーカー等々というご説明もございま
した。我々は詳細まで把握は今できかねま
すが、5万円から6万円ぐらいのお金がか
かるのではないかという認識をいたしてい
るところでございます。

○野原修議長 安藤議員。

○安藤薫議員 クラブ活動費を支給すれば
2,000万円ほどかかるということであ
ります。

それから、入学時にかかる費用は5万円
から6万円ぐらいではないかということ
であります。私の息子、娘も、もうとうに
中学校を卒業したので、あまり記憶が定か
ではないんですが、近隣のお母さんたち
にも少しお伺いをしました。やはり着がえ
もありますし、成長もしますので、制服
だけでも5万円から6万円かかると。体
操服で上で1,600円、2,000円、ハーフ
パンツで2,100円、ジャージでは上
3,100円、下3,100円などなど、合
わせると10万円近くになるという声
をお聞きします。インターネットなどを調
べてみますと、中学校入学前にどのぐ
らいかかるのかという情報も流れていま
す。何とカードローンのホームページ
でも、これだけかかりますよというこ
とを紹介しながらお金を借りられる
広告がいっぱい載っていると。子育て
世代が非常に経済的にも困難な状況
にある中で、義務教育、公立学校に通
うだけでもたくさんのお金がかかるこ
と、お金がなければ借りてくださいと
言わんばかりのものがホームページ上
でもあふれているというのが実態なん
ですね。こういった状況をそのまま放
置していいのかということでありま
す。

中学校で新入学児童生徒学用品費は2
万3,550円です。今、部長がお答え

だいた5万円から6万円という金額の半分にも満たない。実質上10万円ぐらいかかっているということであれば、相当額を自己負担されているというのが実態です。これは、就学援助金を受けておられる方、所得基準を受けておられる方がこうであります。しかも、それは入学の前にお金が必要なものであって、実際に就学援助金としてわずかばかり入ってくるのが8月ということ、これはやっぱり改善しないといかんと思うんですけども、必要なときに必要なお金を支給するという点で、2月、3月での支給ということは考えられないのか、もう一度お答えください。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 現在、支給は8月ということでご説明させていただきました。ご質問の趣旨は、入学の用意に当たる新入学児童生徒学用品費、この分だけでも早くという趣旨なのかと思っております。市によりましては3月にお支払いをされている市もあるとも聞いております。ただ、就学援助の趣旨といたしまして、入学前というより新入学に当たる生徒に対する支援という位置付けもございます。入学前の支援という位置付けでございますれば、小学校の場合は、幼稚園、保育所等々、就学前にお支払いしなければいけない、中学生になられる方であれば6年生にお支払いしなければいけない。我々としては、今、国が示しております就学援助の趣旨は、やはり入学前というより新入学の児童・生徒さんに対する支給費目であるという認識をいたしておりますので、この趣旨を踏まえれば、現状の制度を継続していくということになるということでございます。

○野原修議長 安藤議員。

○安藤薫議員 今年の5月24日に、参議院

の文教科学委員会で、共産党の田村智子議員が、就学援助金の支給引き上げと、入学準備金の入学前の2月、3月の支給を強く求めました。文部科学省は、市町村に働きかけると、さらに、2017年度の概算要求でも入学準備金をほぼ倍額に引き上げる方向を示したと朝日新聞にも報じられています。八王子市、群馬県太田市、また、お隣の高槻市でも、義務教育に係る費用として、特に入学時の費用が集中するような時期に、子育て支援として、就学援助金の制度を工夫して、入学準備金として支給をしているという工夫をされています。「子育て支援を力いっぱい進めていく」、これは、人口ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略の議論の中で、委員会の中でも市長公室長はおっしゃいました。子育て支援策を強化して、子育て世代の転出超過を抑えていくというのが人口抑制策の柱の一つでもあるわけで、これは一つの策なんですけども、そういう点からしっかりと摂津市も考えるべきではないでしょうか。もう一度だけお聞かせください。私の今のこの訴えについて、お考えをお聞かせください。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 国会における議論についてのご紹介もございました。我々につきましても、その情報については把握をいたしているところでございます。ただ、国のほうからこの件に関して具体的な通知等々はないような現状でございます。

それと、今、議員のほうからもご紹介ありました他市の状況も、我々も把握をいたしているところでございます。先ほども答弁しましたように、就学援助自体が入学前の児童に対する支援、入学に当たる方への支援ということでございますので、その辺

の趣旨も考慮しながら他市のことも研究していく必要があるかと思っております。他市のような形で実施いたしますと、実際、6年生の3月時点の方が支給になっているという場合もございます。そしたら、翌年度、就学援助の対象になる方は、6年生のときは就学援助になっておらなかった方が新1年生で就学援助に該当する場合もございます。この方については入学に当たっての支援が該当しないということもございますので、その辺、全体を見きわめながら研究してまいりたいと考えております。

○野原修議長 安藤議員。

○安藤薫議員 ぜひ、国からの答えを待たず、主体的にやっていただきたいと。この間、委員会でもこの問題についてはかなり取り上げてまいりましたので、具体的に検討を進めていただきたいと要望しておきたいと思います。

入院時食事療養費助成の所得制限を廃止することについてであります。住民税課税世帯の方は今回助成がなくなりましたが、例えば10日間お子さんが入院されたとしたときに、どのぐらいの負担増になりますか。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 現状の単価でご説明をさせていただきます。現状、1食当たりが360円と認識いたしております。それを1日3食、10日ということで、1万800円の自己負担が生じるという状況でございます。

○野原修議長 安藤議員。

○安藤薫議員 現在、福祉医療費助成制度で、入院をしても1か月1医療機関であれば上限1,000円が医療費であります。それが、食事代が10倍もかかってしまうという実態になります。住民税非課税世帯

とはどのぐらいの所得のところかといいますと、4人家族でいいますと、夫の年収250万円で住民税非課税世帯です。残業を頑張って前年度10万円所得が増えたとすると住民税課税になります。子どもが入院して経済的に大変な中で、たちまち食事代が10倍になっていくということになってしまうわけですね。医療を安心して受けられる、安心して子育てができる、そのために削減額約500万円ほどを復活するということは、子育て支援をしっかりとっていくということで理にかなっている施策だと思いますけども、お答えください。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 子ども医療費につきましては、昨年の12月の議会において、該当年齢を小学校6年から中学校の卒業までに変更させていただき、所得制限も外させていただいたところでございます。それに併せて、先ほどご説明いたしましたように、大阪府がやはり入院時と在宅療養の観点からということで市町村に対する補助制度を廃止された、入院時食事療養費については市単独制度になったという状況のもと、我々としては、その分について廃止をさせていただき、年齢拡大をさせていただいたところでございます。

その後、ひとり親家庭・子ども医療について、やはり生活困窮ということで、非課税世帯の方について、入院時食事療養費については残すべきだという内部の検討結果を得て、また、議員のほうからの提案で、子ども医療費の状況は今の現状になったということであると認識いたしております。

多くの市の制度におきまして、やはり生活困窮のラインを非課税世帯に置いて適用に及んでいるというのがたくさんあるという状況でございます。その辺のことを鑑

み、昨年３月の理事者提案のひとり親家庭と障害者医療につきましては、非課税世帯における食事療養費については残していこうという方針に至ったというところでございます。

○野原修議長 安藤議員。

○安藤薫議員 入院時食事療養費については、引き続いてまた取り上げていきますので、検討ください。

バスのことです。

利用者のアンケートです。利用していない方の意見を聞く必要があります。ベンチをつくってほしい、便数を増やしてほしいという声にどうお応えになりますか。（発言終了のブザー音鳴る）

○野原修議長 建設部長。

○山口建設部長 アンケートの結果から検証しますと、運行便数及び運行ルートにつきましては要望が多く、課題となっております。今後は、課題改善に向けまして取り組みが可能か、費用対効果や既存の路線バス事業者等への影響等も考慮に入れて、少しでも改善できるよう協議を進めながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野原修議長 安藤議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後３時１３分 延会）

名する。

摂津市議会議長

野 原 修

摂津市議会議員

渡 辺 慎 吾

摂津市議会議員

上 村 高 義

地方自治法第１２３条第２項の規定により署

摂津市議会継続会会議録

平成28年12月21日

(第3日)

平成28年第4回摂津市議会定例会継続会会議録

平成28年12月21日（水曜日）
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員（19名）

1 番 上 村 高 義	3 番 安 藤 薫
4 番 野 口 博	5 番 福 住 礼 子
6 番 藤 浦 雅 彦	7 番 村 上 英 明
8 番 三 好 義 治	9 番 東 久美子
10 番 中 川 嘉 彦	11 番 増 永 和 起
12 番 弘 豊	13 番 山 崎 雅 数
14 番 水 谷 毅	15 番 南 野 直 司
16 番 嶋 野 浩一朗	17 番 市 来 賢太郎
18 番 野 原 修	19 番 森 西 正
20 番 渡 辺 慎 吾	

1 欠席議員（1名）

2 番 木 村 勝 彦

1 地方自治法第121条による出席者

市 長 森 山 一 正	副 市 長 奥 村 良 夫
教 育 長 箸尾谷 知 也	市 長 公 室 長 乾 富 治
総 務 部 長 杉 本 正 彦	市 民 生 活 部 長 登 阪 弘
環 境 部 長 北 野 人 士	保 健 福 祉 部 長 堤 守
保 健 福 祉 部 理 事 平 井 貴 志	建 設 部 長 山 口 繁
上 下 水 道 部 長 山 口 猛	上 下 水 道 部 理 事 石 川 裕 司
教 育 委 員 会 山 本 和 憲	教 育 委 員 会 前 馬 晋 策
教 育 総 務 部 長	次 世 代 育 成 部 長
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	井 口 久 和
	消 防 長 樋 上 繁 昭

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長 藤 井 智 哉	事務局参事兼局次長 橋 本 英 樹
-----------------	-------------------

1 議 事 日 程

1,

一般質問

市 来 賢太郎 議員

東 久美子 議員

中 川 嘉 彦 議員

弘 豊 議員

南 野 直 司 議員

- | | | |
|----|--------------|--|
| 2, | 議 案 第 7 3 号 | 平成28年度摂津市一般会計補正予算（第4号） |
| | 議 案 第 7 4 号 | 平成28年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号） |
| | 議 案 第 7 5 号 | 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議 案 第 7 6 号 | 平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 議 案 第 7 7 号 | 平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| | 議 案 第 7 8 号 | 平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議 案 第 7 9 号 | 指定管理者指定の件（摂津市斎場） |
| | 議 案 第 8 0 号 | 指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館） |
| | 議 案 第 8 1 号 | 摂津市健康づくり推進条例制定の件 |
| | 議 案 第 8 2 号 | 摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件 |
| | 議 案 第 8 3 号 | 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 8 4 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 8 5 号 | 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 8 6 号 | 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 8 7 号 | 摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 8 8 号 | 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 8 9 号 | 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 9 0 号 | 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 9 1 号 | 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 9 2 号 | 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 9 3 号 | 摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| 3, | 議 案 第 9 4 号 | 摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 4, | 議 案 第 9 5 号 | 摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| 5, | 請 願 第 1 号 | 国保改悪につながる「府内統一化」に反対し、国保料の引き下げと減免制度の拡充を求める請願 |
| 6, | 議会議案 第 1 5 号 | ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 1 6 号 | 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 1 8 号 | 精神障害者への重度障害者医療費助成及び公共交通機関への運賃割引の実施を求める意見書の件 |
| | 議会議案 第 1 7 号 | 安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の件 |

1 本日の会議に付した事件
日程1から日程6まで

(午前10時 開議)

○野原修議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、安藤議員、野口議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

市来議員。

(市来賢太郎議員 登壇)

○市来賢太郎議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、市内道路の整備について。

都市計画道路千里丘三島線と千里丘寝屋川線について伺いたいします。

千里丘三島線は、JR千里丘駅から阪急摂津市駅、さらには市役所へとつながる市のメイン道路の一つとも言えます。千里丘のガードが拡張されたことや、阪急摂津市駅ができたことで、周辺の環境が大きく変化する中、なかなか渋滞の解消には至っておりませんし、一部歩道が狭い箇所はまだあり、これからの整備に期待するものであります。

また、府道ではありますが、こちらもJR千里丘駅から阪急の線路をまたぐ千里丘寝屋川線は、非常に狭くなっている箇所が多く、歩いて通るのも車で通るのも怖い思いをすることがあります。

まずは、都市計画道路の千里丘三島線と千里丘寝屋川線の現状について、その整備率なども含めて教えてください。

続きまして、路上喫煙の禁止について。

ただいま審議されている摂津市の健康づくり推進条例ですが、市民が健康で活力ある地域社会を実現することが目的とされ、また、国立循環器病研究センターを中心とした健康・医療の新しいまちづくりとも関

連し、よい取り組みになることを期待するものであります。

その中に、路上喫煙禁止区域の指定とあります。喫煙は、「肺がんや喉頭がんのリスクを高める」とたばこの箱そのものに記載されているほど、健康に対する影響は大きいと皆が理解しているものと思います。また、どんなに拾ってもポイ捨てはなくなりませんし、歩きたばこに関しては、後ろを歩いていると、ずっとたばこを吸わされているような思いになりますし、また、火種を振り回すことで、とても危険が伴います。屋内では当たり前のように分煙化が進んでいることから、屋外であってもしっかりと分煙・禁止区域の指定には賛成するものでありますが、具体的にこれから禁止区域をどこに指定するのか、また、今後のスケジュール、啓発などについて教えてください。

続きまして、明和池公園の施設についてです。

吹田操車場の跡地に防災機能を備えた明和池公園が完成しました。素晴らしい公園で、私もよく散歩などに利用いたしますし、近隣にお住まいの方々には大変喜んでいただいているものと思います。ただ、もう少し改善をしてもらいたいというお話も時々耳にしますので、今回質問をさせていただきました。

明和池公園の公園側の歩道には横断防止柵がついていますが、公園の付近には横断歩道がないことから、防止柵が切れ目なく続いています。公園の出入口部にも柵がありますし、本当に近くにお住まいの方に関しては、目の前にある公園に行くのにぐると大回りをしないと入れないような状況です。改善の余地はないものか、伺いたいします。

また、公園内には日陰になるような場所が少なく、夏に利用すると、どこに行っても直射日光が当たるように感じました。雨よけや日よけになるような屋根付きの施設が少なく感じますが、利用者が快適に過ごせるような対策は図れないものか、お伺いいたします。

続きまして、病児保育についてです。

子育てと仕事を両立されている家庭にとっては、お子さんが病気などでふだんの保育施設には通わせられなくなった場合、仕事を休むといった選択にも迫られることがあると思います。仕事をしていれば、絶対に休めない日や、何度も休むのが難しい場合もあると思います。そういった子育てと仕事の両立を支える観点から病児・病後児保育は重要であると考えますが、本市には安威川以南に病後児保育施設がありますが、安威川以北には病児も病後児も預けられる施設がありません。

そこで、安威川以北地域における病児・病後児保育について、まずは現状についてお伺いいたします。

続きまして、広報についてです。

このたび、広報せつつが新しくなりました。タブロイド判からA4冊子に変更され、その中身は項目ごとに色つきのインデックスで分かれていて、とても見やすく、また、内容についても特集などが多く盛り込まれ、濃いものになって、本当によいものができたと思っているところであります。また、近畿市町村広報紙コンクールで最優秀賞を受賞されたとお伺いいたしました。おめでとうございます。

今後、さらなる進化を期待するものではありますが、新しくなった広報せつつについて、それを読まれた市民の方々からの反応や今後の課題などについてお伺いしたいと

思います。

1回目、以上です。

○野原修議長 答弁を求めます。建設部長。

(山口建設部長 登壇)

○山口建設部長 おはようございます。

それでは、都市計画道路千里丘三島線と千里丘寝屋川線についてお答えいたします。

まず、千里丘三島線は、市決定の都市計画道路で、昭和37年に都市計画決定され、計画延長は千里丘1丁目から三島2丁目までの2,030メートルとなっております。そのうち未整備区間は、千里丘東3丁目から香露園区間までのほか、合わせて1,090メートルで、整備率は46.3%となっております。

次に、千里丘寝屋川線は、大阪府決定の都市計画道路で、昭和43年に都市計画決定され、摂津市域の計画延長は千里丘東1丁目から鳥飼中1丁目までの2,510メートルで、未整備区間は千里丘東1丁目から昭和園までの1,150メートルで、整備率は54.2%となっております。

続きまして、明和池公園の施設について、2点のご質問にお答えいたします。

まず、公園の出入口部の改善であります。道路整備を計画する上での公安委員会との協議において、車道と歩道との境界には、日常的に車両が乗り入れするなど特別な事情を除き、乱横断防止用として柵の設置が条件とされております。出入口は公園管理用の乗り入れ口になっているため、脱着型の横断防止柵が設けられたものでありますが、歩行者の車道への飛び出しや公園利用者の飛び出しなどが懸念されますので、柵の撤去等の対応は困難であると考えます。

続きまして、公園の日よけ、雨よけとな

る施設の対応でございますが、公園内に屋根付き休憩施設が広場付近に1基設置されております。また、夏場の熱中対策としてミスト装置を1基設置しているところでございます。

植栽につきましては、公園が整備されて間もないため、樹径の広がりはまだ足りない状況となっておりますが、木々をもう少し見守っていくことで、木陰がとれるよう成長するものと考えております。また、今年度より誕生記念植樹祭を年に2回開催しておりまして、新たに桜の植栽を行っているところでございます。

○野原修議長 保健福祉部理事。

(平井保健福祉部理事 登壇)

○平井保健福祉部理事 路上喫煙禁止地区の指定及びスケジュールについてのご質問にお答えいたします。

路上喫煙の禁止地区の指定につきましては、今定例会にご提案しております健康づくり推進条例についてご可決いただきましたら、速やかに庁内関係課や健康づくりにご協力いただいている医師会等の三師会及び地元自治会等の関係者との調整を行ってまいりたいと考えております。

本市といたしましては、まずは人が多く集まる地区、もしくは喫煙について住民の要望が多く寄せられている地区、具体的にはJR千里丘駅周辺及び阪急摂津市駅周辺の地区を指定する方向で検討しているところでございます。

また、地区の指定の時期につきましては、市民への十分な啓発や看板等の設置等の環境整備が必要となりますので、来年の夏ごろをめどに指定する方向で検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 安威川以北地域における病児・病後児保育についてのご質問にお答えいたします。

病児・病後児保育事業は、平成27年に策定いたしました摂津市子ども・子育て支援事業計画において、病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を、保育所、医療機関等に併設された専用室でお預かりし、保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業として位置付けております。

安威川以北地域につきましては、平成28年7月より、隣接する吹田市の民間医療機関が実施する病児・病後児保育を本市在住で保育の支給認定を受けた児童が利用した場合、1日当たりの利用料金4,000円に対し、生活保護世帯は全額、その他世帯は半額を補助いたしておるところでございます。

なお、平成28年7月から11月までの延べ利用人数は19名で、上気道炎、急性咽頭炎、肺炎などの場合に利用されております。

以上でございます。

○野原修議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 広報誌についてのご質問にお答えいたします。

広報せつつは、9月号から大幅にリニューアルをし、発行回数を月2回から月1回に変更いたしました。発行回数が減ることによって情報量も減るのではないかと心配される声もございましたが、以前より8ページ増やし、巻頭に特集記事を新設したところ、「読みたくなる」、「読み応えがある」、「保存するようになった」などのご意見をいただくようになりました。全ページをカ

ラー化し、項目ごとにページを固定・色分けしたことににつきましては、「きれいで読みやすい」、「知りたい情報が探しやすい」など好評を得ております。また、市民が登場する場面を増やしたことも親しみを持って受け入れられているようでございます。

ご質問にもございましたように、この平成28年9月号の新しい広報誌は、過日、毎日新聞社及び毎日文化センター主催の第29回近畿市町村広報紙コンクールにおきまして最優秀賞をいただいております。職員ともども大変喜んでおります。平成28年9月号以後、リニューアルしたのは4号であり、大きな課題は生じておりませんが、各課と密に調整しながら、課題の把握や効果の検証を行い、今後より一層よい広報誌づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 それでは、2回目の質問を行います。2回目からは一問一答方式で行いますので、よろしくお願いします。

まずは、市内道路の整備について。

ご答弁をいただきまして、千里丘三島線と千里丘寝屋川線の都市計画決定などの現状がわかりました。

この2路線は阪急京都線と交差しますが、今後、阪急京都線連続立体交差事業が予定されていますが、今後の整備はどうなっていくのか、お伺いいたします。

○野原修議長 建設部長。

○山口建設部長 都市計画道路の2路線は、阪急京都線連続立体交差事業に関連しまして、現在、延長や道路幅員の変更を行う都市計画手続きを行っているところでございます。

変更の内容でございますが、千里丘三島

線につきましては、当初はオーバースペースであった計画を鉄道高架化することによりまして道路幅員の見直しを行い、大阪府都市計画道路である千里丘寝屋川線につきましては、JR千里丘駅前から阪急京都線千里丘踏切までの区間の名称を千里丘東駅前線と改め、道路幅員を変更し、さらに、千里丘踏切から茨木市域の中央環状線までの区間を廃止する見直しを進めてもらっているところでございます。

次に、今後の道路整備についてでございますが、連続立体交差事業は平成45年完成に向け進めていく予定でございますが、交差する都市計画道路千里丘三島線や大阪府の千里丘寝屋川線につきましても合わせて整備することを予定しております。

以上でございます。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 ご答弁をいただきまして、変更に伴う都市計画手続きを行っていることと、その内容についてわかりました。

交差するこの2路線の都市計画道路について、連続立体交差事業と合わせて整備される予定ということですが、平成45年の完成を見込んでいるということで、まだまだ大分先のことなんじゃないかという感じを受けます。それまでも安全対策などが必要かと思われそうですが、その2路線の安全対策についてはどのように取り組んでいかれるのか、ご見解をお伺いしたいと思います。

○野原修議長 建設部長。

○山口建設部長 都市計画道路千里丘三島線の阪急京都線連続立体交差事業までの安全対策についてお答えいたします。

まず、千里丘三島線は、千里丘ガードの拡幅や阪急摂津市駅開業等、周辺の基盤整

備が進んでいく中、歩行者の安全対策として、当時、歩道の未整備区間でありました千里丘駅南交差点から千里丘東2丁目交差点までの区間におきまして、平成24年度末に西側部分の歩道の整備を行い、歩行者の安全な歩行空間を確保しております。東側部分におきましても、西側と同様に、幅員4.5メートルの歩道と千里丘駅南交差点右折レーンの設置に向け、交差点付近の地権者から交渉を進めるため、調査を進めているところでございます。地権者との交渉には時間を要しますが、早期に歩行者の安全が確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 安全対策についてご答弁いただきまして、わかりました。安全のことですので、できるだけ早期に解決するようにご尽力を重ねていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、冒頭に申し上げましたが、千里丘三島線は摂津市のメイン道路の一つであるとも考えております。道路の整備に合わせて周辺の用途地域を商業地域に見直すことで、道路を中心として地域全体が活性していくように考えますが、用途地域の見直しはできないものか、考えをお伺いいたします。

○野原修議長 建設部長。

○山口建設部長 用途地域の見直しについてお答えいたします。

J R千里丘駅から産業道路踏切付近までの用途地域につきましては、阪急摂津市駅周辺は近隣商業地域、千里丘三島線の両側には第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域となっております。

ご質問の商業地域への見直しを行います

と、建築計画の際の容積率や建ぺい率が緩和されることとなりますが、周辺は多くの住居地域がありますことから、沿道の土地利用や住環境への配慮など、総合的な視野に立って慎重な検討が必要であると考えております。

以上です。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 ご説明いただきまして、用途地域に関しては、総合的で、かつ慎重に考えるべきであるということがわかりました。また、府道ではありますが、千里丘寝屋川線については、細く、車歩分離ができていないところも多いかと思います。整備や安全対策について、大阪府に摂津市からも要望していただきますようお願いしまして私の要望といたします。

続きまして、路上喫煙の禁止について、2回目の質問を行います。

ご答弁をいただきまして、ご検討されている禁止区域やスケジュールについてわかりました。

J R千里丘駅、阪急摂津市駅周辺での指定を検討されているということですが、例えばモノレールの駅など、ほかの駅周辺などでは検討されていないのか、お伺いいたします。

また、子どもの受動喫煙防止という観点から、通学路や公園等を禁止区域に加えることも考えられますが、見解についてお伺いいたします。

○野原修議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 路上喫煙禁止地区を拡大することにつきましてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、市内の全ての駅周辺や通学路や公園等を路上喫煙禁止地区に指定することにつきましては、受動喫煙

の防止といった面においては非常に効果があるものと認識しているところでございます。

一方で、路上喫煙禁止地区の指定に当たりましては、さまざまな観点で検討する必要があるものと考えておりまして、例えば、市民への啓発が十分でなければ効果が発揮されないこと、指定した地区において受動喫煙の防止の効果がどうであったかの検証が必要であること、また、環境美化推進地区との相乗効果などを十分に踏まえる必要があるものと考えております。

こうした観点から、まずは喫煙について要望の多い地区を指定することで、受動喫煙防止の実効性を図りつつ、市民の健康づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 受動喫煙防止についての考え方についてわかりました。

路上喫煙の禁止について、周りを見渡してみれば、近隣市にも条例等がありますが、その条例は環境美化を目的とした条例等に規定されていると思います。本市の場合は、今回、健康づくりの観点からの規定ということではありますが、どのように特色を出していかれるおつもりなのか、考えについて伺いいたします。

○野原修議長 保健福祉部理事。

○平井保健福祉部理事 健康づくりの観点で路上喫煙禁止地区を指定することに関し、どのように特色を出していくのかというご質問についてお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、近隣市を含めまして、一般的には、路上喫煙の禁止につきましては、環境美化やマナーの推進、こういった観点で規定されている場合が多いも

のと認識しているところでございます。

また、先ほど議員からもありましたように、現在、本市におきましては、国立循環器病研究センターを核とした健康・医療のまちづくりを重点的に進めているところでございます。

こうした状況におきまして、市民の健康づくりに取り組むに当たり、循環器病予防の観点から、喫煙や受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことが明らかでありますことから、今定例会でご提案させていただいております健康づくり推進条例の中で、市が取り組むべき施策としまして、喫煙による生活習慣病の予防や路上喫煙禁止の指定を盛り込んだ受動喫煙の防止を規定することといたしました。

また、こうした観点での条例の制定につきましては、大阪府内の自治体では初の取り組みでございます。

本市としましては、健康づくりは、本市を含めまして、地域社会全体で市民がみずから積極的に取り組めるよう環境を整え、生活習慣病等の改善を図り、健やかで生き生きと暮らせる社会の実現が重要であることから、本条例を制定することで本市の健康づくりの特色が出せるものと考えております。

以上でございます。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 健康づくりの観点からの条例制定では、大阪府内の自治体では初ということなので、ぜひとも取り組みを成功に導いていただきたいと思います。

喫煙は、百害あって一利なしとも言われるように、健康への悪影響は明白であると考えます。自分で吸う分にはよく理解してのことだと思うので結構なんですけど、受動喫煙に関しては他人にまで迷惑をかけてし

まいます。まず、禁止区域の指定は要望のある駅周辺からということではありますが、今後、また通学路や公園と実績を重ねて増やしていただきたいと思います。本条例を制定することにより、本市の健康づくりの取り組みを一層深めていただきますことをお願いしまして私の要望とさせていただきます。

続きまして、明和池公園の施設についてです。

ご答弁をいただきまして、防止柵の撤去は難しいということがわかりました。また、日よけについては、木々の成長を見守っていくということで、それについては理解しました。

しかし、明和池公園は防災公園でもあり、万一災害が起こってしまった場合には避難場所にもなると思います。避難されてこられた方があったときに、雨が降ってしまえば、避難所で雨ざらしになるということが想定されますけれども、防災という観点から、もう少し屋根付きの施設が必要であると私は考えますが、ご見解についてお伺いいたします。

○野原修議長 答弁を求めます。建設部長。

○山口建設部長 明和池公園は、防災機能を備えていることから、地域防災において重要な施設であると認識しております。また、一方では、市民が運動などのレクリエーション活動を行う場所としても欠かせない施設でございまして、原則として、屋根付きの施設などの建築物によって建ぺいされないオープンスペースとして活用いただくようになっております。また、都市公園法による公園でありますことから、2%の建ぺい率の上限の規定がございまして、建築制限されており、明和池公園には防災備蓄倉庫もありますことから、オープンスペ

ースを確保する観点においては困難であると考えております。

以上でございます。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 わかりました。いろいろと困難があるということで理解しましたが、明和池公園は、ふだん、市民の憩いの場として利用されています。また、先ほど申しましたように、万一災害が起こってしまったときに対しての安心も備えています。まだできてから日が浅いということもあり、よい点や悪い点も検証中のところが多いかとは思いますが、これから市民のみんなが使いやすい公園になるように、少しずつでもよいので、改善に取り組んでいただきますようお願いしまして、この点も要望とさせていただきます。

続きまして、病児保育についてです。

ご答弁をいただきまして、安威川以北地域における病児・病後児保育の現状についてわかりました。吹田市の民間医療機関の利用補助が受けられるということですが、現在の対応で安威川以北地域の病児・病後児保育のニーズは全てカバーできているのか、見解についてお伺いいたします。

○野原修議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 吹田市の医療機関での病児・病後児保育事業の利用補助は、安威川以北地域に居住する児童の病気の早期回復、及び、その保護者の子育てと就労等との両立を支援する役割を担っていると考えております。病児・病後児保育事業の利用定員は1日当たり9人としておりますが、現在のところ、定員超過のため利用をお断りしたケースはございません。

病児・病後児保育事業は、摂津市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当た

り実施いたしましたアンケート調査におきましても、ニーズの高い保育サービスの一つであり、保護者にとっては、看護師や医師が勤務されており、子どもの容体の変化にも対応できる医療機関での病児・病後児保育は大変心強いものであると考えております。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 今、ご答弁をいただきまして、今のところ、病児・病後児保育のニーズには対応できているが、病児・病後児保育がこれからも求められていく保育サービスであるということがわかりました。

近隣他市の状況なども見てみますと、新しく住宅地が増えて子育て世代が多く流入してきたところにもニーズが多くあると思います。そういった観点から、この摂津市でも新しいまち、千里丘新町ができて、これから多くの子育て世代が引っ越してこられることが期待されます。健康・医療のまち健都に位置する国立循環器病研究センター等の医療機関と連携して、病児・病後児保育の検討をすべきであると私は考えますけれども、市のご見解をお願いいたします。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 健都の都市型居住ゾーンに位置する千里丘新町では、約1,000戸のマンション開発の計画があり、子育て世帯も多く入居されるものと考えております。健都の各ゾーンでは、健康・医療を中心とするコンセプトを共有し、互いに連携することにより、相乗的なプラス効果を生み、付加価値が高まる構造が構築されることを目指しておる、そのように伺っております。そのようなことから、病児・病後児保育事業の実施について関係機関と協議する中で、今後検討いたしたいと考え

ております。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 ご答弁をいただきましてありがとうございます。新しいまちができるときに一緒に検討しておく、すんなりと事が進むことはあっても、まちができてしまった後にニーズが発生して、それから考えて対応するとなると大変なことが多いと思います。せっかくこれからできるまちなのですが、ニーズをしっかりと研究していただいて、関係機関と協議する中でご検討いただけるということなので、どれだけ求められているサービスなのか、検証などもあると思いますが、ぜひともご検討くださいとお願いしまして私の要望とさせていただきます。

続きまして、広報についてです。

ご答弁をいただきまして、市民の皆様からの声もおおむね好評であったということがわかりました。また、今のところ新たな課題はないということなのですが、まだリニューアル後、間もないので、これから少しずつ意見を拾い上げて、みんなに喜んでもらえるような広報せつつづくりを今後も続けていきたいと思います。また、市制50周年記念で作成された市勢要覧も大変ご好評をいただいているとお伺いしております。

さて、今度は、この力を摂津市のホームページでも発揮していただけるように期待しますが、どのような内容をこれから想定されて、ホームページのリニューアルに取り組んでいかれるのか、見解をお伺いいたします。

○野原修議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 本市のホームページは、平成20年度から運用しており、この間、大

きなリニューアルを行っていないことから、ホームページを見る側、つくる側の双方にとってさまざまな課題が生じてきております。また、インターネットを通じた情報発信につきましては、多種多様なサービスが急速に普及してまいりました。

リニューアルにつきましては、掲載情報の分類や視線誘導を見直し、トップページ等のデザインを変更するとともに、災害発生時用ページの構築などを行ってまいりたいと考えております。また、インターネットを通じた情報発信につきましては、市としてどのサービスを選択するののかを見きわめてまいりたいと考えております。

見る人にとりまして、よりわかりやすく、必要な情報が探しやすいホームページを構築するため、リニューアルに当たっては、各課との調整を密に行い、情報発信しやすいシステムづくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

○野原修議長 市来議員。

○市来賢太郎議員 ご答弁いただきまして、つくる側にも見る側にも双方にとって課題が生じてきているということがありました。確かに、見ておりましても、トップページに情報量が多過ぎて、本当に何を探したいのかわからないような状況になっているんじゃないかと個人的には受けとめます。その辺が改善されて、まずはトップページから見やすいようになって、そして、市民の皆さんが知りたいことが検索しやすいように、また、新しいこともこちらから、市からも情報発信ができるようなホームページになっていくことを期待します。

広報せつつの話ですが、紙面は愛着を持って見るができますし、とてもよくなったと思います。しかしながら、届く範囲に限りがあると思います。インターネット

を通じた情報発信は、パソコンやスマートフォンさえあれば、ネットの環境さえあれば世界中で見ることができますので、市内外に摂津市をPRする力も大きいものと考えております。ぜひとも広報せつつでの成功とノウハウを次のホームページに生かしていただきたいとお願いいたしまして要望といたします。

以上で私の質問を終わります。

○野原修議長 市来議員の質問が終わりました。

次に、東議員。

(東久美子議員 登壇)

○東久美子議員 それでは、一般質問いたします。

質問ですが、1点目に高齢化社会の課題について、2点目に学校の課題についてということで、障がい児教育について、給食について、食物アレルギーについて質問いたします。

それでは、初めに高齢化社会の課題についてです。

高齢者の問題については、新たな施策が行われますので、常に情報の更新が大変で、していかなければならないということが必要です。そのことだけでも特にひとり暮らしの高齢者には負担が多いように思います。情報の周知のために広い層の市民に向けて発信されていますが、高齢者が手にとったときに読みやすい冊子になっているのでしょうか。冊子が多色刷りであれば、目を引き、手にしてもらいやすいのですが、色の重なりで読みづらくなったり、紙の質によってはページがめくりにくいこともあります。高齢者施策はどのように周知を図られ、高齢者への配置が行われているのか伺います。

障がい児教育についてです。

摂津市が考える障がい児教育なんです
が、まず、障害の有無にかかわらず、お互
いを尊重し合い、ともに生きる社会の実現
を目指して、障害者差別解消法が4月に施
行されました。既に半年以上が過ぎまし
たが、社会的障害を取り除くのはまだまだ困
難に思います。

摂津市の広報12月号の特集は「誰もが
輝けるまちに」で、障害のある方が企業で
働く様子が表紙で大変印象的でした。ま
た、12月3日から9日は障害者週間で、
障害者の課題に意識を向け、誰にとっても
住みやすい社会を目指すことは大切だと思
います。

学校での障がい児教育について伺いま
す。

障害のある子どもの保護者が不安である
というだけでは本当に言葉が軽過ぎるん
ですが、子どもにとって住みやすい社会を望
んでおられると思います。障害のある子ど
もたちが生きる力を育むための個々の課題
に応じた教育と個々の力が発揮できるため
の理解ある教育はどのように行われている
のか、お伺いいたします。

中学校給食のことについて伺います。

今までは自宅からのお弁当を基本として
きましたが、中学校給食が導入になりました。
学校給食の調理方式には、自校調理方
式、共同調理場方式、デリバリー方式があ
ります。小学校は自校調理方式で、各学校
に給食調理施設があり、そこで調理された
給食を児童が喫食しています。中学校はデ
リバリー方式で、民間業者の調理施設で民
間業者が調理した給食を五つの中学校に配
送されたものを喫食しています。昨年、1
学期途中から開始された中学校給食です
が、調理方式の確認と、喫食するためには
事前に利用者登録が必要ですので、その登

録数、平均喫食率、給食にかかわる状況に
ついてお伺いいたします。

食物アレルギー対応にかかわってです。
小学校の給食における食物アレルギー対応
について伺います。

学校給食は、学校給食法に基づき実施さ
れています。その目的は、児童・生徒の心
身の健全な発達に資するもの、かつ、児
童・生徒の食に関する正しい理解と適切な
判断力を養う上で重要な役割を果たすもの
とし、学校給食の普及充実及び学校におけ
る食育の推進を図ることを目的に、学校教
育活動の一環として位置付けられ、実施さ
れています。また、学校給食法の第2条で
は、学校給食の目標の一つに、学校生活を
豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を
養うことと明記されています。このような
ことから、学級の全員が喫食できるように、
学校給食におけるアレルギー対応は重要
であると考えています。本市ではどのよ
うなアレルギー対応を実施されています
か、お伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部
長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 高齢者施策の周知と高齢
者への配慮についてのご質問にお答え申し
上げます。

本市におきましては、さまざまな高齢者
のための福祉サービスを実施いたしてお
り、冊子「高齢者のための福祉サービス」
を作成し、高齢者への周知に努めていると
ころでございます。特に、今年度から、7
5歳以上の高齢者につきましてはライフサ
ポーターによるご自宅への訪問を実施いた
しており、訪問の際にこの冊子をお渡し
いたしております。かがやきプランに関する

冊子や介護保険制度に関する冊子につきましては、多色刷りのものも作成しております。また、あらゆる世代の方に読んでいただくことを念頭に作成をいたしております。さまざまな制限のある中ではございますが、ご要望のありました高齢者をはじめ、誰もが読みやすいものを作成するよう努めてまいりたいと考えております。

○野原修議長 次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 本市の学校で行う障がい児教育についてのご質問にお答えいたします。

本市では、第4次総合計画におきまして、「一人ひとりに応じた支援教育を充実するまちづくり」を施策に掲げ、ノーマライゼーションの理念のもとに、義務教育の場において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、ともに育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育の推進を基本方向といたしております。その実現のため、個別の教育支援計画を活用し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援を行うこと、また、学校間や地域及び支援学校等の関係機関との連携、障害に対する理解を促進することなどを大切と考え、教育活動を進めておるところでございます。

○野原修議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 質問番号2の(2)中学校給食に関するご質問にお答えいたします。

中学校給食につきましては、議員のほうからもございましたデリバリー方式選択制で平成27年6月からスタートをいたしております。

利用の登録者数につきましては、平成2

8年1学期末現在の数字ではございますが、全体の約52%の方に登録をいただいているという状況でございます。

喫食率につきましては、同年1学期時点で、5中学校平均で3.9%という状況になっております。

中学校給食における利用状況につきまして、昨年秋の10月から11月にかけてアンケートを実施させていただきました。全ての生徒の皆さん、保護者の方々を対象に実施させていただいたところでございます。回収率といいますか、回答は、生徒の皆さんから88.7%、保護者の皆様につきましては47.5%という状況でございます。

アンケート結果から見ますと、生徒の13%、保護者の16%の方が利用したことがあるという状況をいただいたところでございます。一方で、給食をまだ利用されていない生徒、保護者の方が80%を超えているということも確認できたところでございます。利用しないという理由の一つに、「食べたくならないメニューが少ない」という回答がございました。毎月の献立反省会の中で、行事食を取り入れたり、また、生徒の皆さんからリクエスト献立を募集するなど、メニューの工夫・改善を図っているところでございます。

今後も引き続き、試食会や説明会の開催、パンフレットの配布、市ホームページや広報誌などで積極的にPRをしていきたいと考えております。よりよい中学校給食になるため改善努力を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、小学校給食におけるアレルギー対応に関するご質問にお答えいたします。

小学校給食におけるアレルギー対応につ

きましては、集団給食を基本としながら、児童の健康管理の一環として、児童の発育・発達状況及び精神面等を考慮した上で、可能な範囲で行うものとしたしております。そのため、アレルゲンを取り除いた給食を提供いたしますいわゆる除去食対応と、家からかわりのおかず等をご持参いただく代替食対応という対応を行っているところでございます。現在、「小学校給食食物アレルギー 給食対応ガイドライン」に沿った形で対応を行っているということでございます。

除去食の対応につきましては、1年ごとの更新とさせていただいており、保護者の方から新年度までに申請書並びに医療機関で記載していただきましたアレルギー疾患による学校生活管理指導表を提出いただいているところでございます。それをもとに、保護者の方々、学校管理職、栄養教諭、養護教諭、担当教諭等との面談を行った上、除去食対応の決定を行っているところでございます。

今後とも、適宜ガイドラインの改定を行いながら、適切な対応に努め、安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 それでは、この後、一問一答方式でお願いいたします。

高齢化社会の課題についてのところですが、ネット社会なんです、ネットでの情報入手が前提ではなく、市民として受け取ることができるサービスは、情報を持てる人のみに語ることのないように、丁寧に発信されることを期待しています。今後、団塊の世代の高齢化もあり、さらなる高齢化が予想される中で、特に高齢化の課題としてはどのようにお考えでしょうか。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部

長。

○堤保健福祉部長 今後のさらなる高齢化の中で、特に課題であると考えていることについてというご質問にお答え申し上げます。

高齢者人口の増加、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、介護が必要な方、認知症の方も増加すると見込まれております。その対応はもちろんでございますが、まずは、介護が必要な状況にならない、認知症にならないという介護予防、認知症予防をいかに進めるかが重大な課題であると認識をいたしております。

今後は、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるよう、集会所などで実施いたします予定の「つどい場」や、サロン、リハサロンなどの地域に密着した場所を中心に、さまざまな高齢者の介護予防・認知症予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 今後の課題については、介護予防、それから認知症予防とお答えになったかと思います。このように取り組みを進められる中で、幸いにして体のほうは健康なんですという方への生活支援についてお伺いします。

やはり急病のときとか、そういう通常でないときに不安が大きいと思いますので、このあたりの介護認定を受けてはいないけれども高齢の方への支援はどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○野原修議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 今は元気でお過ごしになられているけれども、急病のときなどの支援策ということでございます。

まず、ひとり暮らしの高齢者の方の見守り制度といたしましては、民生児童委員を通じてのひとり暮らしの登録制度がござい

ます。登録された方には、緊急搬送の際に役立つ医療情報を記載して保管いたします。救命医療情報キットを配布いたしております。また、見守りの必要な程度に応じまして、ライフサポーターが個別訪問を行い、福祉サービスの冊子の配布をいたしております。

また、ひとり暮らしの高齢者が急な病院の付き添いなどが必要な場合に関しましては、現在、介護保険の要介護認定に該当する場合は介護保険制度の利用がございす。また、非該当の方の場合につきましては、非課税の世帯の方のみ日常生活支援ヘルパー派遣の制度がございす。平成29年度からは、要支援の方や非該当の方へのヘルパー派遣の制度に関しまして、総合事業の中で対応してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 要介護認定を受けていない高齢者も含めた高齢者に必要な支援を提供するためには、まず、高齢者の方が日常に何を不便に感じ、支援を求めておられるか、限られた財政の中での配分ですので厳しいとは思いますが、体制を構築していただきたいということを要望させていただきます。

少し高齢者のことにかかわってなんです。先日、朝日新聞の投書欄で、介護施設に勤めている若い方の投書がありました。その内容は、介護をしている相手の方が、迷惑かけて申しわけないとか、何度も何度も謝られるそうなんです。その方は、自分の方が方よりもずっと年下であるにもかかわらず、このような謝り方をされて何か変やという内容の投書なんです。その若い方は、高齢者の方は今までずっと社会のために頑張ってきたのに、必要な介護を

受けるときに謝ってばかりやという趣旨だと受けとめました。こういう職員がいる、こういう思いで介護を受けておられる方もいるんやということも含めて、介護を枠の中だけではなく進めていただきたいというところが一番要望したいところです。

今、高齢化のほうは本当に大変だと思います。これから予想できていなかったような課題がいろいろ出てくると思います。それでも、本当に期待しておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、障がい児教育にかかわってです。

過去に設置されている支援学級では、弱視、難聴、知的障害など6種別の障害がある子どもが学ぶことができます。しかし、言語障害、情緒障害、自閉症、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害を対象とする通級学級は、2013年度5月現在で、大阪府では小学校165教室、中学校では48教室の設置数でした。本市も、その段階では市内全校設置ではありませんでした。今後も通級学級での支援が必要な児童・生徒は増加すると思いますが、通級学級設置に向けて、今後の国・府の動きと本市の設置についてのお考えをお伺いいたします。

○野原修議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 通級による指導を受けている児童・生徒は、平成5年度の制度開設以降、増加の状況にございす。平成24年に文部科学省が実施いたしました調査では、通級による指導が必要な児童・生徒が約6.5%程度の割合で通常学級に在籍している可能性を示しており、国においては、これまで加配の拡充など、通級による指導のさらなる充実に向けて取り組まれ

てきたところです。

そのような中、一昨日、文部科学省が、通級指導を加配定数で配置するのではなく、基礎定数で配置することとともに、通級による指導を必要とする児童・生徒13人に対して1人の教員を配置できるよう、義務標準法の改正案を提出すると決定いたしました。本市では、現在、味舌・摂津・別府・鳥飼東の4小学校及び第四中学校に通級指導教室を設置いたしておりますが、通級による指導を希望する児童・生徒は現在も増加の状況でございます。今後、来年度からの教職員配置にかかわる国の動きに注目し、本市の通級による指導の充実に努めてまいります。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 通級学級が本市で初めて設置されたのは鳥飼東小学校だったと思います。その鳥飼東小学校には、他の学校から子どもが通ってきていました。そのときに、送迎の問題、それから、その子どもたちが在籍する学校から授業をちょっと早目に抜けるとか、いろんな課題があると思っておりました。それでも、通級学級で勉強したい、学習したいという保護者の希望は多かったように記憶しております。できれば通級学級がこのようなことを考えて全校に配置されればよいと思っておりますので、実態を届けていただき、設置につながるように努力していただくことを期待しております。

次に、障害のある子どもたちは個別の教育支援計画が作成されています。この引き継ぎや必要な事項の情報交換など、保育所、幼稚園と小学校との連携はどのように行われているのか伺います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 個別の教育支援計画

は、学校園、保護者、関係機関等が連携し、的確な支援を行うことを目的に作成・活用をいたしております。本市では、小・中学校や幼稚園での作成だけでなく、作成が努力義務である保育所へも取り組みを広げるよう努めており、公立はもとより民間にも理解を求めているところでございます。また、作成や引き継ぎの際には、保護者にその意義を説明し、理解を得た上で行うことが大切だと考えております。

現在、保・幼・小の引き継ぎに関しましては、年度末と入学後の夏休みに小学校ごとに実施しており、合同研修会の機会や、そのほか必要に応じて情報交換を実施いたしておるところでございます。今後も、保育所、幼稚園等と小学校が丁寧に引き継ぎを行い、一貫した支援が行えるよう取り組んでまいります。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 障害が早期に把握され、その子どもに応じた教育を受けることはとても大切なことだと考えています。なおかつ、保育所、幼稚園、小学校へ適切な継続した支援が大切かと思えます。今後、支援の必要な障害のある子どもたちは増加すると思いますので、障がい教育の充実に向け、どのような取り組みを進められるのか伺います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 議員もおっしゃっておられましたとおり、児童・生徒の障害の種別は大変多様でございます。また、そのニーズも多様でございます。児童・生徒一人ひとりの障害特性の理解や保護者の教育的ニーズを十分把握した上で、個別の教育支援計画や指導計画を作成することで、効果的な指導及び支援の充実に今後とも目指してまいります。そのため、教職員の専門

性の向上を図るとともに、支援学級及び通常学級での教育活動が組織的に展開されるよう取り組んでまいります。また、全ての児童・生徒が安心して学べる学校・学級等の集団づくりをより一層進めてまいります。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つためには、個に応じた通常学級での朝の会や給食、授業、終わりの会など、教室での活動も大切です。そのような通常学級での活動を考えると、学級編制基準40人を超えることも起こり得ます。要望としますが、障害のある子どもたちが、支援学級在籍とするだけでなく、通常学級とのダブルカウントが行われるように進めていただきたいということをお願いいたします。

給食について伺います。

デリバリー方式選択制導入に向けて、目標喫食率30%から見ると、かなり低い喫食率となっています。そのことで、献立を募集する中学校給食の周知を図る等、よりよい中学校給食の提供のために改善努力を行うとのことですが、この改善に向けて各中学校とどのような連携を進めているのか伺います。

○野原修議長 答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長 現在、教育委員会事務局職員が適宜学校を巡回させていただいております。その中で、生徒の喫食の状況であるとか配膳室の様子などを確認いたしているところでございます。

また、食に関する指導、給食の管理等を担当していただく栄養教諭の方々がいらっしゃいます。中学校担当としては1名ということでございますけども、その方と事務

局栄養士が毎月献立反省会を実施しております。その中で、生徒の声を反映できるよう献立改善に取り組んでいるところでございます。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 教育委員会事務局の栄養士の方が定期的に学校巡回、それと、また三中には栄養職員が配置されており、生徒の声や意見が献立に反映されているとのことでしたが、それだけでは十分だと考えません。実際に行政で学校教育を進める担当者にも、生徒から直接聞き取り、実態把握していただきたいのです。中学校給食導入については、教職員の負担軽減も検討され、実施されていると思います。しかし、給食の受け渡しに間違いが起こらないように、生徒の名前の確認など、教職員もかかわらざるを得ないし、当然かかわるべきことも多いです。生徒が食べやすい雰囲気づくりのために、弁当を持参されていた方も、弁当ではなく給食にスタイルを変える教職員も多いかと思います。学校のほうもよく見ていただきたい。

このように、学校現場を、アンケートや報告だけではなく、喫食している教室で生徒から直接聞いていただくと、そのときに、喫食している生徒が少数であれば食べにくいんじゃないか、弁当持参の生徒から見たら給食はどのように見えているのか等、直接感じて改善につなげていただきたい。このことについては、先日の文教常任委員会のときにもお伝えしました。そして、うれしいことなんですけど、担当の職員の方がもう学校に入ってくださった、実際に中学校で給食を食べている子どもたちに声をかけてくださった、給食どう思うとかいろいろ聞いてくださったということは、本当に私はうれしかったです。何か言え

ば、こちら側が働きかけたら変わるということは、質問するほうも本当にうれしいことなんです。何度言っても変わらない金太郎あめみたいな回答ばかりもらっていたら、こちら側も消耗していきます。すぐに現場の声を聞いてほしい、空気を感じてほしいということにお応えくださったことについては感謝しています。数を広げてくださというお願いと受けとめてください。

喫食率を高めるための改善策は検討されているんですが、給食費の振り込みについて、保護者負担の心理的軽減ということになるかと思いますが、現在、給食費は払込票で事前に入金するシステムです。入金単位の6,000円の引き下げを検討していただけないでしょうか。それは、6,000円という額は、子どもさんが2人おられた場合は1万2,000円です。小学校の遠足、修学旅行、いろいろ重なったときには高額になるかと思いますが、心理的に、結局は出すお金は一緒かもしれませんが、そのあたりの検討についてお伺いします。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 現在、学校給食会の中で、学校給食サービス向上検討委員会というのがございます。その中でいろんなことをやるご検討いただいているところでございます。中学校給食における課題につきましても、サービス向上に向けた検討、意見交換を行っていただいているところでございます。

その中でも、やはり入金単価についてのご議論がございました。現行の6,000円という金額の設定についても検討を行っていただいているところでございます。今後、同検討委員会でのご意見や他市の状況も鑑みながら、金額改定について検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 私が喫食率にこだわっているのは、その数字というものだけではなく、子どもたちがもう少ししたら中学校で給食が始まると思うんです。そのときに教室で一人で食べなければいけない子どもの気持ちを考えていただきたい。子どもたちがたくさん増えると、やっぱり食べやすく、楽しく食べれると思うんですね。子どものことを考えた検討をお願いいたします。そここのところの部分で喫食率を出しているだけですから、その点、よろしくお願いします。

他府県なんですけど、他市では、呉市などは全体で16校ということですが、多い中学校では80%を超えているんですね。すごく驚きました。低いところは二十何%でしたが、ということは、摂津市と状況は全然違いますけれども、何か改善策、取り組みを考えると、もしかしたら広まるかもしれないと思いますので、よろしくお願いします。

その一つの提案なんですけれども、中学校と小学校が交流しています。入学前にクラブ活動や授業体験ができます。そのときに合わせてでも結構です。それはお任せしますが、これから入学する子どもたちに全員対象で試食をすることとかは検討できないでしょうか。今は保護者向けにはされているようですが、子どもが食べますのでということでお伺いします。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 ご提案がございました。現小学6年生は学校で給食を食べている、その中で、6年生が中学校へ体験等々で行かれたときにデリバリーの給食を提供できないかというご質問のご意向かと思えます。学校教育関係、また、学校現場とも

協議をいたしまして検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 その件、よろしくお願いいたします。

食物アレルギー対応についてお伺いします。

ガイドラインに沿った安心・安全な給食提供に努めておられると受けとめました。近隣市ではどのようなアレルギー対応を行っていますか。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 近隣市でのアレルギー対応でございます。

北摂各市におかれましてもガイドラインというのを設けておられます。対応について少し差がございます。卵だけを対応しておられる市でありましたり、卵と牛乳ということに限定しておられる市もございます。本市におきましては、現在、卵、乳、イカ、エビ、小麦製品など9種類のアレルギーについて対応をいたしているところでございます。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 どの市でも同じように適切なアレルギー対応が行われていると思いますが、学校給食が原因の救急搬送があった市もあると聞いております。本市では、ここ最近で結構ですが、そのような事例はございましたか。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 日々、学校現場におかれまして、ガイドラインに沿って運営をしていただいているところでございます。学校管理職、栄養教諭、養護教諭、担当教諭等々が連携して対応していただいておりますので、そのような救急搬送という事例は

ございません。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 やはり丁寧にアレルギー対応をされているということを認識しました。

本市では、学校管理職、栄養教諭、養護教諭、担任等、教職員が連携し、安全を確保されているとのことですが、他と比較することではないんですが、本市の学校給食のアレルギー対応は丁寧なんですが、その反面、きめ細かな対応をとるためには、現在の小学校4人配置では、10小学校への対応は非常に厳しいと思います。

栄養教諭が配置されていない小学校でも安心・安全な給食は提供されています。栄養教諭の在籍しない小学校の場合、養護教諭が中心となってアレルギー対応を行わざるを得ません。養護教諭の職務は、4月の健康診断から始まり、保健室での児童・生徒対応、いじめ、心の問題では生徒指導やカウンセラーとの連携等、年々多忙化が進んでいます。栄養教諭が在籍しない学校の養護教諭の負担は多大です。食物アレルギー対応は全ての教職員が連携して行うべきですが、養護教諭には本来の職務に専念できるように環境をつくらなければならないのではないかと考えます。栄養教諭の職務はどのようなもので、今後の配置についてお伺いします。

○野原修議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 栄養教諭の職務につきましては、学校教育法で次のように定められております。「児童の栄養の指導及び管理をつかさどる」、具体的には、学校給食と関連した集団及び個人の食に関する指導を行うこととされております。

栄養教諭そのものは、食育推進の中核と

なることを期待されて、平成17年度よりこの制度をスタートいたしました。しかし、学校現場においては、その職務内容の範囲について、それまで配置されていた栄養職員との違いが必ずしも明確になっていない現実がございます。栄養教諭の職務につきましては、食育指導、個別の食物アレルギー対応など、日々の児童の生活と密接に関連いたしております。そういった点からしますと、養護教諭と同様に、栄養教諭も全校への配置が望ましいと考えております。そのため、今後も国や府への全校配置の要望を行ってまいりたいと考えております。また、栄養教諭の学校現場での職務の状況や、配置されていない学校での対応の現状など、十分調査した上で、配置の工夫、また教育委員会事務局の職員との連携など、この職員は栄養職員等でございますが、検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 東議員。

○東久美子議員 2016年の新規採用教諭研修の手引が発行されています。そこにはウィリアム・アーサー・ウォードの言葉が記載されています。「凡庸な教師はただしゃべる。よい教師は説明する。すぐれた教師はみずからやらせてみせる。そして、偉大な教師は心に火をつける。」これから教職につく者にとって、何て熱い希望に満ちたメッセージだと思いますか。私は、このようなメッセージを送って、送る側はきちんと、多忙化とかで心がくじけないように、教職員自身が熱い思いを燃やし続けられるような教育環境をつくっていただきたいと思っております。

要望することが大変多いんですが、これからはよろしく願いいたします。

以上です。

○野原修議長 東議員の質問が終わりました。

次に、中川議員。

(中川嘉彦議員 登壇)

○中川嘉彦議員 それでは、子どもたちの英語力向上について質問させていただきます。

私は、常々、義務教育の間に、日常的に使えるしゃべれる生きた英語を子どもたちに身につけさせるべきだと考えます。理想論かもしれませんが、習得できれば子どもたちの財産になります。グローバル化の中で可能性が無限に広がるんです。教育は、親が、地域が、行政が子どもたちに残せる唯一の財産だからです。

先日、平成28年度中学生チャレンジテストの結果が公表されました。全ての教科で府全体の平均得点を下回っていました。英語を取り上げてみても、府平均点57.9点、摂津市53.3点、無回答率、府5.4%、摂津市5.9%です。摂津市の現在の英語教育の現状と先般のチャレンジテストの英語の分析・総括をお教え願います。

また、英語を教える側の本市の英語担当教員の英語力はどうなっているのでしょうか。文科省は、全ての英語教員にTOEIC730点以上を求めています。英検準1級以上の取得率、TOEICの文科省基準をクリアしている人数をお教え願います。

○野原修議長 答弁求めます。次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 中学生チャレンジテストのうち、英語科の結果の分析・総括及び本市の英語教育の現状、また、本市の英語担当教員の英語力の現状についてのご質問にお答えいたします。

先日公表いたしました本市の中学3年生のチャレンジテストの結果が、英語を含め、全ての教科において府全体の平均得点を下回っていたことは大変残念なことであると捉えております。また、対府平均比で見ますと、中学2年生時のチャレンジテストの結果を若干下回っている現状もございます。しかし、無回答率は、受験いたしました5教科の中では一番低く、府との差も0.5ポイントと極めて小さなものとなっており、生徒の学習意欲は決して低いものではないと捉えております。

中学校学習指導要領では、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成やコミュニケーション能力の基礎を養うことが目標と設定され、言語活動を中心に英語の授業が現在組み立てられております。授業がより効果的なものとなるよう、本市におきまして、外国人指導助手を活用し、ペアワークやグループワークなどの学習形態を適宜取り入れております。

また、コミュニケーション能力の素地を養うため、小学校におきましては、5、6年生では外国語活動の時間が週当たり1時間設けられ、英語を用いることでコミュニケーションを図る楽しさの体験ができるよう、各校におきまして授業づくりに取り組んでおるところでございます。

なお、本市の英語担当教員の英検準1級以上等の取得状況にかかわる公表できる資料はございません。しかし、大阪府教育委員会が実施する教員採用選考では、英語資格所有者が加点されるなど、英語教育推進のための人材確保へ向けた工夫がなされておるところでございます。

○野原修議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 市長は、3月の市政運営の基本方針の中で、「外国人英語指導助手の

派遣回数や学習教材データベースのモデル校を拡大するなど、学習効果が一層高まるよう取り組んでまいります」と英語教育に触れられています。現在の進捗状況をお教え願います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 平成27年度は、中学校では1校当たり約10週間、小学校では15日程度、外国人英語指導助手、本市ではALTと呼んでおりますが、ALTを派遣いたしておりました。今年度、中学校では約4週間分派遣回数を増加し、さらに小学校では、全ての児童が1日中英語に親しめるよう、3学期に各中学校区に派遣する5人の外国語指導助手ALTを1校に同時に派遣する「English Day」を設ける予定でございます。

○野原修議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 今、大阪府教育庁が「DREAM」を進めています。福住議員もきのう質問されました。私も大事な取り組みだと思って見えています。「DREAM」の特徴は、DVDを視聴し、画像、文字を見ながら楽しく慣れ親しみながら英語を学習していくと、保護者にも大変好評だときのような答弁でありました。今後、「DREAM」を取り入れていくとのことですが、導入することにより、今までの英語教育とどう違うのか、メリットや育みたい力など、今後の子どもたちのビジョンをお教え願います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 昨日、福住議員からのご質問にもご答弁申し上げましたように、「DREAM」につきましては、小学校2校を実践モデル校として現在取り組みを進めております。週3回、1回15分程度のモジュールでの活動の中で、楽しみな

がら繰り返し英語に触れることで英語を学んでおります。「DREAM」は、学びの体系化が図られ、中学校英語の基礎となるものを培えると考えており、今後、取り組みの全校拡大を検討いたしております。しかし、平成32年度からの小学校高学年での英語の教科化を控え、「DREAM」を組み込んだ6年間のカリキュラムをどのように編成するかが喫緊の課題であると考えております。

○野原修議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 「DREAM」は、繰り返し楽しみながら英語に触れることをコンセプトにしていますが、大きな話になってしまっていますが、例えば日本のアニメの英語版をテレビで流すのはどうでしょうか。ケーブルテレビやYouTubeなど、いろんな方法がありますが、無料で身近にあるのはやはり地上波テレビだと思います。一番子どもたちが楽しんで触れてかかわっていきえると思うのですが、テレビで最初は普通にアニメや映画を見る、次に副音声、英語で見て理解力をつけていくやり方もあるはずです。また、漫画本の英語版を身近な図書室や図書館に設置するのはどうでしょうか。このように楽しんで対比して身につけていくことに対して、お考えをお教えてください。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 英語に親しむためには、英語の音声や文字に慣れ親しませる必要がある、また、自然にそのことができるような環境づくりが求められておると考えております。今、議員からご提案いただいたアニメや漫画本の活用も、児童・生徒の英語に対する興味・関心を高めるための重要な方策の一つだとは捉えております。しかし、カリキュラムの中での位置付けや、

また、適当なアニメがない場合に独自作成するには著作権の問題等課題もございます。今後、ご指摘のあった英語に親しめる環境設定という視点から、議員からのご提案も参考にさせていただきながら、より一層の効果が期待できる方策を検討してまいりたいと考えております。

○野原修議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 私は、英語は話すチャンス、機会に比例して上達すると思います。ただ授業で教えられるものではなく、しゃべらなくては前に進まない、相手に気持ちが伝わらない、そのような環境をつくり、自発的に英語を使い出すことも必要なのではと考えます。例えば、学校の授業で、受験科目以外の体育、音楽、図工、技術などを全て英語で授業するのはいかがでしょうか。お考えをお教えてください。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 英語を使う必要性を児童・生徒が感じる場の設定は、例えば英語の授業を全て英語で行うなど、これまでもさまざまな学校で行われてきた実践でございます。本市の小学校の外国語活動でも、全て英語で授業を行ったケースもこれまではございます。しかし、英語科以外の教科を英語で行うには、例えば先ほどご紹介いたしました小学校での「English Day」などでは取り組める場面も多々あるとは考えますが、各教科での知識、技能の習得や定着、思考、判断、表現など、活用する力の育みを目的とする場面では、ご提案いただいた内容の実現は困難であると考えます。

○野原修議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 英語はネイティブの先生が教えるのが当然一番だと思います。現在、摂津市はバンダバーグ市と姉妹都市になっ

ています。先月、摂津市市制施行50周年式典にはジャックデンプシー市長が来てくださいました。そのときに、職員の相互派遣の重要性、人事交流を活発にしようと言っていたいております。バンダバーグ市の方々に学校、教育現場に来ていただいたらどうでしょうか。お考えをお教え願います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 姉妹都市バンダバーグとは、これまで中学校生徒のスポーツを通じた交流などを行ってまいりましたが、現在、本市の小中学校で同都市への興味・関心が高まっているとは必ずしも言えない状況でございます。英語圏の国の都市と姉妹都市であるというメリットを生かした取り組みとして、児童・生徒がバンダバーグ市の方々と交流できる機会は、教育的効果が期待できるものと考えております。

○野原修議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 摂津市には、今、在住外国人の方々が先月末で1,244人いらっしゃいます。韓国、中国、ベトナム、フィリピン、北朝鮮、アメリカほか38か国です。在住外国人の方々と子どもたちが交流したり英語を学ぶ機会を増やすことはできないのでしょうか。授業のスタッフになっていただいたり、指導補佐等、何らかの形で子どもたちとかかわっていただくのはいかがでしょうか。在住外国人の方々に協力していただくことはどうでしょうか。

また、国際交流協会とともってタイアップして、英語をしゃべれる環境整備の充実を図るべきではないでしょうか。現在、国際交流協会では、青少年英語講座を安威川公民館で10回コースで行われています。小学生、中学生の参加者は1回10人程度とのこと。費用は10回3,000円で

す。いい取り組みです。どのようにお考えなのか、お教え願います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 国際理解教育を小中学校で進めるため、これまで学校では、国際交流協会やJICA等と連携して、直接外国の方々から諸外国について学んだり、体験活動を行うなど、さまざまな取り組みを行ってきたところでございます。その中には、言語を通じての交流もございましたが、直接言語を通してコミュニケーションを図る場はございませんでした。そのような場づくりについて、今後、国際交流協会等とも検討・協議してまいりたいと考えております。

○野原修議長 中川議員。

○中川嘉彦議員 それでは、最後の質問をさせていただきます。

今回、思いつくまま、子どもたちの英語力向上の思い、方法論を言わせていただきました。教育に完璧なやり方、答えがない中で、どうしたらいいのか考えさせていただきました。子どもたちの成長は待たないなんです。

文科省の英語改革の提言は、「グローバル化の進展の中で、国際共通語である英語力の向上は日本の将来の子どもたちにとって極めて必要である。また、異文化理解や異文化コミュニケーションもますます重要になる。アジアの中でトップクラスの英語力を目指すべきである。今後の英語教育改革において、その基礎的・基本的な知識・技能とそれらを活用して主体的に課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成することは、児童・生徒の将来的な可能性の広がりのために欠かせない」と。こんな文科省のきれいごとはいいんです。だからどうするかが大事なんです。

きのう、答弁の中で、低学年からの英語学習は、中学校での学習の前倒しを目的としていないとありましたが、それでいいんでしょうか。大丈夫なんですか。私は少し気がかりです。

私は、英語の学ぶ時間が根本的に少ないと思っております。世界に目を向けると、アジアの国々と日本の小学校教育の比較ですが、日本は2011年から、小学校5年生から週1こま40分、英語授業をしています。中国は小学校1年生から週4こま、韓国は小学校4年生まで週1こま、5年生以上は週2こま、台湾、小学校1年生から週2こま、地域によって3こま、インドは小学校1年生から週5こま。このような状態で日本が世界で勝てるのでしょうか。通用するのでしょうか。調べると、一般的に英語を習得するまで約3,000時間必要と言われます。今の日本では、大学まで学校教育を受けただけだと、英語の学習時間は約1,500時間です。約半分足りないんです。ちなみに、アメリカの官僚が日本語を身につけるまでの学習時間は、約3,000時間から4,500時間だそうです。そんな現実の中で、日本の子どもたちに英語を身につけてくれというのは酷です。だから何とかしてあげたいのです。現場の先生方も気持ちは一緒だと思います。現在の制度や環境の中で子どもたちにとって有益な最大限の方策を見つけないんです。ただそれだけです。

今、2020年度完全実施予定の新学習指導要領の中で、英語教育は、小学校5年生、6年生の外国語活動を3年生からに前倒しし、高学年では英語の教科化や授業時間を倍増されます。しっかりと見守っていきたいと思います。今すぐ英語改革施策を行って子どもたちが教育されたとしても、

その子どもたちが社会に出てくるまでどれぐらいかかるんでしょうか。5歳で学習を始めて、大卒で入社して、25歳から30歳で一人前になるまで長い年月がかかるんです。10年、20年、30年の時間がかかるんです。ぜひスピード感を持って対応・行動していただきたい。大きい話、国の問題と捉えず、自分たちの子どものこととして、そして、摂津市から日本の英語教育を、義務教育を変えるんだという気持ちで真剣に取り組んでいていただきたい、考えていただきたい。

最後に、本市は基金残高が約146億円あります。一番に子どもたちの将来に使っていただきたい、投資していただきたい。人が財産です。子どもは大人の夢です。教育にお金をかけないで、どこに使おうというのでしょうか。これから進んでいく新学習指導要領、そして未来ある子どもたちの英語教育について、教育長の思いをお教え願います。

以上で質問を終わります。

○野原修議長 教育長。

○箸尾谷教育長 英語教育について、私の思いということで答弁させていただきますが、先日、アフリカから来られた方に「日本に来てどうですか」とお尋ねしたら、すぐまちがきれいだということにびっくりされていました。そしてまた、山の中でも道路が舗装されているということにもすごくびっくりされていました。しかし、一方で、「日本人がこれだけ英語がしゃべれないとは思わなかった」ともおっしゃっていました。その国で「そしたら、英語はいつからやっているんですか」と言ったら、やっぱり「小学校高学年からやっている」ということでした。「たくさん授業をやっているんでしょう」と言ったら、「いや、週

3時間だ」ということでした。

日本もこれから、今おっしゃったように、5、6年生で週2時間、英語の授業が始まろうとしておりますが、授業の中でやれることだけで言語が身につくのかというと、それはなかなか難しいだろうと。先ほど議員のほうからご提案いただきました、これは私がやれるとかやれないとかいう話ではないですけども、例えばテレビで英語のアニメを流すということで、常日ごろから日常生活の中で英語の言葉が子どもたちの耳に入ってくる。しかも、それが子どもたちの興味・関心が高いもので。そういうものが一つ方法かとも思います。

ただ、一方では、日本という国では、将来的に英語を使うのは人口の約1割程度じゃないかというご意見もございます。しかし、これだけのインターネットの発展の中で、誰もが世界中の情報に容易にアクセスできるような状況となってきました。私は、そういう中では、英語を話すのは世界人口の約4分の1だということですけども、それだけの人々が話す言葉を使ってコミュニケーションを図れることは、子どもたちの進路選択や、あるいは将来の可能性を広げるのみならず、やっぱり子ども自身の視野を広げ、また人生を豊かにすることにつながるのではないかと考えております。

ただ、今、中川議員のほうから英語教育をしっかりとおっしゃっていただきましたが、今、小学校で2時間の英語が始まろうとしておりますが、その授業をどう組み込むのかということが非常に問題になっております。今、29時間、週1回だけ5時間授業で、残りは全部、小学校も高学年は6時間授業をやっております。そういう中で、いろんなご意見があって、環境教育で

あるとか、要するに教科以外のいろんな授業に取り組んでいる状況がございます。この中で英語をどう組み込んでいくのか、そしてまた、中学校と違って専門の先生がいない中で、今の先生方にどうやって英語を教えていただくのかというのは、本当に非常に大きな課題であると考えております。そういう意味では、やっぱり国や府に対してもしっかりと支援を求めていきながら、でも、先ほど申しましたように、私は英語というのはこれからの子どもたちにとっては必要不可欠になっていくものと考えますので、摂津市の英語教育を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○野原修議長 中川議員の質問が終わりました。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

最初に、保育所待機児童問題の緊急対策についてということでお伺いします。

この間、子育て支援にかかわる質問がきのう、きょうと行われてきているわけですが、喫緊の問題として、今、多くが保育所を希望していて預けられない、そういった親御さんがたくさんいらっしゃいます。そんな中で、当面、山田川公園跡地であったり、正雀保育所を民営化した後の定員枠の拡充、こういったことは考えられているということですが、最初に、今年度の保育所入所の待機の状況をお伺いしておきたいと思います。

2点目、中学校給食の現状と課題についてであります。

先ほどの東議員の質問と重なる部分もありますけれども、この問題について、今行

われているデリバリー方式選択制中学校給食の利用状況、当初の想定と大きく違っている今の喫食率の状況、それから今後の見込みについて、併せて1回目のところでお聞きしておきたいと思います。

次に、ふれあい入浴事業についてであります。

これは、高齢者の生きがいつくりや健康といったことの目的の中で行われてきている事業だと考えておりますけれども、近年、公衆浴場がどんどん減っている中で、なかなか利用したくてもできない、そういった状況があるのではないかと感じております。これについても、1回目、公衆浴場でのふれあい入浴の利用状況についてお聞きしておきたいと思います。

4点目、ごみの分け方、出し方についてであります。

ことし10月から変更が行われておるわけですが、燃やせるごみの種類が増えて、これまでは燃やせないごみで出していた分が随分と移行していると思われるわけですが、この燃やせるごみの増加の状況、また、燃やせないごみは激減しているとも見受けられるわけですが、そこらあたりの状況について、1回目、お聞きしておきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(前馬次世代育成部長 登壇)

○前馬次世代育成部長 今年度の保育所入所と待機の状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では、これまでの認可保育所の開設や園舎建て替え、保育所分園の開設に加え、平成28年度は、認可外保育所から認可保育所への移行、小規模保育事業所A型の開設により、計42名の定員増を図り、

保育需要に対する供給体制を整えてまいりました。その結果、平成28年4月1日現在では、厚生労働省通知「保育所等利用待機児童の定義」に該当する実待機児童数は24名と前年度比13名減、今月1日現在の実待機児童数は128名と、これも前年度比13名減となっております。しかし、安威川以北地域を中心に待機児童解消には至っていないことから、今後も引き続き待機児童対策に取り組んでまいります。

○野原修議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 中学校給食に関するご質問にお答えいたします。

先ほどの東議員のご質問と同様でございます。また改めてというご質問でございますので、重なるところはたくさんあるかと思いますが、ご了承のほう、よろしく願いいたします。

先ほども申しましたように、デリバリー方式選択制で平成27年6月から中学校給食をスタートさせていただいたところでございます。今年度1学期末の登録者数は約52%、1学期の平均喫食率は3.9%という状況になっております。

昨年度調査いたしましたアンケートによりますと、生徒の約13%、保護者の16%がご利用いただいているという状況でございました。先ほども申しましたが、やはり給食を食べていないという方が8割を超えるという状況も確認できたところでございます。そのため、献立反省会議等々におきまして、先ほども申しました行事食であるとか、生徒からのリクエスト献立を募集して、メニューの工夫・改善を行っているところでございます。

今後も引き続き、試食会であるとか説明会、またパンフレットの配布等々を通じま

して、積極的に中学校給食を周知させていただき、またよりよい中学校給食の提供のために改善努力を行ってまいりたいと考えております。

○野原修議長 保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 公衆浴場におけるふれあい入浴の利用状況についてのご質問にお答え申し上げます。

ふれあい入浴につきましては、月1回、高齢者及び小学生以下の子どもに対して無料入浴を実施するものでございます。昭和62年1月から高齢者を対象に開始し、平成20年7月からは小学生以下の子どもも対象として拡大いたしております。平成6年時点では、市内15か所の公衆浴場でご協力いただいておりますが、平成28年12月1日現在では、公衆浴場の減少によりまして、市内2か所の公衆浴場の協力を得て実施いたしております。

平成26年度に、第6期せつつ高齢者かがやきプランの策定のために、日常生活圏域ニーズ調査を実施いたしました。その調査の中で、「ご自宅に浴室はありますか」という項目がございましたが、「ない」という回答は1.3%でございました。ご自宅に浴室整備が普及している中、市民のニーズが減少し、公衆浴場自体が減少しているものと認識いたしております。利用状況につきましては、昨年度の実績でございますが、2,777名の方がご利用いただいております。

○野原修議長 環境部長。

(北野環境部長 登壇)

○北野環境部長 10月以降の燃やせるごみの増加と燃やせないごみの激減の状況についてのご質問にお答えいたします。

10月から容器包装プラスチック類を燃

やせるごみに区分変更したことによる収集状況の変化でございますが、燃やせるごみの収集につきましては、これまでより少し増えた状況ですが、特に収集にかかる時間がおくれることもなく収集できております。一方、燃やせないごみの収集につきましては、大幅にごみの排出量が減っております。これまでのように、容器包装プラスチック類のごみが家庭にとどまることがなくなったことから、市民の皆様から好評を得ております。

ごみ量の変化につきましては、1か月当たり約80トンとなっており、おおむね計画どおりの増加となっております。また、分別区分変更により、ごみ質の構成が変わりました。これらにより、焼却炉内の燃焼効率が向上し、安定燃焼の維持を図ることができており、炉の延命化につながるものと考えております。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 2回目からは一問一答で答えていただきたいと思います。

保育所の待機児童問題ですけれども、前年度と比べると減っているというお答えでありましたけれども、それでも年度初めから24名、それから、今の時点ではもう128名と、多くの実待機児童数です。これに加えて、実際にはもっと大勢の方が転園希望も出されていたりということもあるわけで、この状況については何とか解消していかないといけないと思っておるわけです。ちなみに、来年度の入所の申し込みが、今、ちょうどこの12月に行われたところと認識しておりますけれども、その状況について、2回目、お答えいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁求めます。次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 平成29年度の保育所等入所申し込みの状況でございますが、今月1日より9日まで新規入所希望者を対象とした一斉受付を実施し、524名の申し込みがあり、前年度比32名の増でございました。全ての保護者が希望される保育所等への入所は、希望される施設の偏りもございまして、待機児童の多くを占めるゼロ歳児から2歳児の受入体制などから困難な状況が予測されますが、できるだけ多くの方が希望される施設に入所できるよう、今後、保育所等と利用調整を行ってまいります。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 今のお答えのように、来年度、またさらに多くの方が利用申し込みをされております。そういった中で、実際、来年度当初の待機があるのかなのか、そういった見込みについて少し明確にお答えいただけたらと思います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 ゼロに近づけたいと思っておりますが、来年度も待機児童が発生することは予想されます。そこで、特に待機児童が多うございます安威川以北地域の待機児童対策といたしまして、4月1日に千里丘東3丁目において定員19名の小規模保育事業所A型の開設を予定していますほか、民間の認可保育所等における定員増についても協議を進めておるところでございます。今できることについて取り組みを園でも進めておるところでございます。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 この間の議会のやりとりの中では、例えば送迎ステーション事業などについて検討を行うという答弁があったかと思うんですけども、これについても、中身についてどんな検討をされているのか、一

度お聞かせ願いたいと思います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 保育送迎ステーション事業は、例えば駅前等の利便性の高い場所で子どもを預かり、比較的定員に余裕がある安威川以南の保育所等に送迎する事業として、安威川以北地域の待機児童解消には大変効果的な事業であると考えておるところでございます。しかし、本市での実施につきましては、先進市においても課題とされている保護者と保育施設及び保育士とのかかわり方や、バス運行中の子どもの安全対策など、さらに研究・検討する必要がありますと現在のところは捉えております。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 今、部長は、待機児童解消の数字の面でいったら確かに効果が高いと思っていらっしゃるかもしれませんが、保育内容、子どもに対してでいうと、やはり私は大変問題がある事業じゃないかと思っております。もう既に、この近隣でいったら池田市なんかは実施し始めているんでしょうかね。ビルの中の部屋に一旦子どもを預かって、何人か集まったところで車で実際預かる保育所まで送っていく。保育士の数や、また運転手の数や、そういったものも整えていかなければならないし、コスト的にも結構かかるんじゃないかと思っております。そういうことでいったら、きちんとした保育所を整備していくことのほうがより効果的だと私は思っております。また、近隣他市でも、この間、とりわけ北摂地域は子育て世帯の流入が多いという中で、保育所が足りないということで緊急対策なんかに取り組まれているかと思うんですけども、一度、この北摂地域における近隣他市の待機児童の取り組みをどのようにつかんでおられるか、お聞きしておきた

いと思います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 近隣の各市におきましても、本市同様、平成27年度から31年度の5か年間で計画年度といたします子ども・子育て支援事業計画に基づき、認可保育所の開設や定員増、小規模保育施設開設など、保育の量を確保する取り組みとともに、保育士の確保、保育士研修など、保育の質の向上を図る取り組みを現在進めておられるところでございます。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 具体的な事例が今は出てなかったんですけども、例えば、すぐお隣の茨木市なんか取り組んでいる臨時保育室ということであったり、高槻市は待機児童保育室など、市が直営でそういったものを設けて、平成26年12月から行われてきているとも私は認識しているんですけども、こういった取り組みを摂津市でもできないのか、ぜひ検討してほしいと思うんですけども、一度見解をお聞きしておきたいと思います。

○野原修議長 次世代育成部長。

○前馬次世代育成部長 近隣市における待機児童対策として、公立施設が待機児童の緊急受け入れ施設として設置・運営されているということにつきましては承知いたしております。本市におきましては、今後、山田川公園内への民間保育所等誘致、正雀保育所民営化による定員増、小規模保育事業所の開設などの認可保育施設の整備によって安威川以北地域の待機児童対策を講じますことから、他市事例のような新たな公立施設での受け入れ体制については現時点では考えておりません。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 最初、冒頭に私は言いましたけ

れども、山田川公園内の新たな誘致、また、正雀保育所民営化による定員の増は、この間、民間委託の経緯の中で、民営化の時期が1年先送りになった関係で延びております。ことし、来年、また再来年、緊急に今いる待機児童の解消には直接つながらないと思うんです。そういった点からしましたら、今、私は茨木市や高槻市の例を出しましたけれども、公共施設の空き室でありますとか、また、来年度から正雀保育所が民営化するわけですがけれども、そこで一定保育士も確保できる、そういう可能性が今だったらあるんじゃないのかと思うわけでありまして。以前だったら、年度途中で待機児童が増えたときには、無認可の施設で共同保育所とか、そういったところがいろんな自治体の中にあっただかと思うんですけども、今、保育制度が変わっていく中で、そういうところはもうほとんどなくなっておるわけです。民間事業所にそういった待機児童対策を委ねるといったって、実際のところ無理があると私は思っています。そういった意味では、公立だからこそできるんじゃないのか、この待機児童対策を民間任せで丸投げにしておかないで、やっぱりきちんと市が責任を負っていくことが必要だと考えております。現時点では考えていないと答弁でありましたけども、ぜひぜひ考えていただきたいし、年度途中からの開設も含めて、やれる可能性について模索していただきたいと、これは要望としておきたいと思います。

○野原修議長 弘議員、2回目からは後で。
暫時休憩します。

(午前11時59分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○野原修議長 休憩前に続き、一般質問を続

けます。

弘議員。

○弘豊議員　それでは、中学校給食について、2回目の質問をさせていただきたいと思います。

1回目のときにもちらっと触れましたが、当初の想定とは大きく今の実態は食い違っていると思うんですけれども、この状態をどう改善していくのか、また、今後の見込みとしてはどう考えているのか、お答えいただきたいと思います。

○野原修議長　答弁を求めます。教育総務部長。

○山本教育総務部長　喫食率の関係等々、今後どう考えているのかという中学校給食に対するご質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁申し上げました平成28年度1学期の平均の喫食率は3.9%ということになっております。昨年もアンケートをいたしました。先ほどもご答弁させていただきましたように、13%の生徒が食べられた経験がありという回答をいただいております。その中で約33%の方がほぼ毎日食べておられるということで、13%の33%ですので、約3.何%の方がほぼ毎日食べていただいているのかという認識をいたしているところでございます。

想定と大きく違うというところでございます。中学校給食導入前にアンケートをいたしました。約2割近い生徒さんのほうから中学校給食のご要望がございました。親御さんについては約80%だと認識をいたしております。また、児童・生徒さんのアンケートには、やはり家庭のお弁当というのが半数以上、8割近い方がそういう回答をされたという経過も過去からご説明をさせていただいているとおりでございます。このあたりを鑑み、デリバリー方式選択制

を実施させていただいたところでございます。

やはりまだ、ご家庭からのお弁当でもない、また、本市が提供いたしております中学校給食でもない、いわゆるパンをお持ちになられたり、俗に言うコンビニ弁当を持ってこられたりという方があるのは現実でございます。我々いたしますと、やはり栄養バランスのとれた中学校給食を提供したいという考えがございますので、このあたりの方に中学校給食のよさを説明してまいりたいと考えております。

○野原修議長　弘議員。

○弘豊議員　続いて質問させていただきます。

今回の結果、3.9%の喫食率、これは当初30%を目指していたと思うんですけれども、今みたいな状況でいったら、大体、つくっていただいている業者のほうも採算が合うのかどうかということも実際問題出てくると思いますし、言ってみたら、保護者の方たちからしてみたら、当初願っていたものとは大きく違うんだということが今の状況にあらわれていると思うんです。実際、お弁当やパンを持ってこられているわけですが、いわゆる買い弁、パンとかを買ってくるお子さんの状況とかもどうなのかという調査なんかも、実際、教育委員会の中ではやられていないと思うんですよ。

私は、とりわけ喫食率が低い四中校区のあたりで、朝の時間、子どもの通学時間帯に、コンビニとか、あそこは24時間あいている安売りのスーパーとか、そういうのも学校のすぐ裏にありますよね。そういうところを利用されている実態があるのかということで、何日かあの辺をうろうろと回ったりもしたんです。そしたら、実際に女

の子なんかだと、安売りのスーパーでパンを二つ握ってレジに行って、そういう通学の場面とかに出くわすわけです。やっぱりこういう現状がある中で、この今の実態が、例えば、当初、子どもの貧困問題が大きく取り上げられたときに、何とかしないといけないということを教育委員会の中でも検討されたと思うんです。そういったことに合致しているのか。また、教育の一環としての給食の位置付け、食育のこととか、先ほど東議員の質問の中でも、一人てみんなとは違うデリバリーの給食を食べているとか、そういうことがこのままでいいのかという検討をしていかないといけないと思うんですが、そこらあたりの現状の認識をお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 教育総務部長。

○山本教育総務部長 買い弁の現状ということでございます。我々としても、把握に努める必要があるということで、学校現場の協力を得ながらそういう現状を把握していかなければいけないということは認識をいたしております。近々そういうこともやっていこうという考えもございます。

それと、教育の一環というご質問でございます。繰り返しになりますけれども、児童・生徒に栄養バランスのとれた食事を提供する、また、児童・生徒の心身の健全な発達に資することを目的として実施をいたしております。また、デリバリー方式選択制でございますので、事情により家庭等からお弁当を持ってこれない方について、我々は、栄養士が考えました安全・安心で栄養バランスのとれた食事を提供することも目標の一つとしてやっているところでございます。

料金等々の件でのご質問かと思います。1食当たり300円という設定をさせてい

ただいております。この300円につきましては、近隣各市、ほぼ同等の状況にあるということも認識いたしております。先ほど東議員からもございましたが、事前の入金制の単価が6,000円というところでのいろんなご要望もあるということをお聞かせいただいたところでございますので、また、先ほども申しましたように、検討委員会でこのあたりの検討もいただいておりますので、そのあたりを全体的に検討していただきまして、我々教育委員会として最終決定をしていきたいと考えております。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 私は、この中学校給食なんですけれども、導入の過程で、やはり一步でも前進ということになるのかと期待をしておったわけですが、実際、今やられている状況を見たときに、本当にこのままでは続けていく意義があるのかということも思わないといけないような状況かと認識しています。実際、保護者の方から出されている声だったり、また、地域の皆さんとかが喫食率3.9%ということを知ったときに、「これは事業として失敗しているんじゃないのか」という声を上げられるのを何度か耳にしています。そういう点からしてみましたら、平成29年度にはまた次の事業者選考になってくるかと思うんですけれども、このままずっとこの状況を続けていくのか、それでいいのかどうかという点で、一度市長にこの今の中学校給食の現状についての認識を聞いておきたいと思います。

○野原修議長 市長。

○森山市長 弘議員のご質問にお答えをいたします。

私は長いこと議員をやっておりまして、非常勤でしたが、市長になってから常勤と

いうことで毎日ここへ来ることになりました。最初のうち、毎日来ますので、家からお弁当を持ってきておりました。お弁当ですから御飯は冷たい。「きのうの晩食べたのが入っているな、」「ああ、きょうの朝のおかずが入っているな、」そんなんを見ながら食べてたんですけど、毎日同じようなもんが工夫して入っているお弁当を見て食べてたら飽きるようなもんですが、飽きないんです。そして、おいしいんです。それは味に慣れているからかもわかりません。

これとは関係ないかもわからへんけれども、ある施設に入所している子どもたちに「今、何を望んでいるか」というアンケートをとったときに、6割から7割の子どもが「お母さん」、「家族」という返事をしたデータがあります。

さっきの答弁にもありましたけれども、給食をする前にアンケートをとったら、子どもたちの8割は「お弁当」と言った。そして、お母さん、保護者の8割が「給食」と言った。見事に今日のいろんな女性の社会参加、就労等々、複雑ないろんな問題がこういう数字に出ているのかと私は思ったんですけども、どちらにしても、やっぱり子どもたちとお母さん、お父さんのふれあいというんですか、目には見えないんですけども、何かそこにあるのかと自分なりに思うわけです。だけれども、やっぱりいろんな事情でお弁当を入れることができないご家庭もたくさんあるかと思います。そういう意味では、デリバリー方式選択制、私はこれはいいことではないかと思っています。ただ、せっかくこういう選択をしたんですから、コンビニで弁当を買うたり、でき合いのもん、それからパンを買うたり、そういう実態があるとするならば、

この辺はしっかりと保護者の皆さん、そしてご本人とも話して、せっかくあるこの制度を有効に使っていただくように取り組んでいかななくてはならない、そして、よりよい給食にしていかななくてはならないと思っています。

以上です。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 今、市長からの見解を聞きましたけれども、決して私も弁当を否定しているわけではありません。ただ、今の現状からしたときに、育ち盛りの子どもの体と心の健康、成長をしっかりと育んでいくために、全国的にもこういった給食は有効だと言われています。また、大阪でも中学校給食が今どんどんと始まっている中で、デリバリーから全員喫食に切りかえていく、そういう流れもある中ですから、やっぱりこの摂津市の中でもそこら辺は考えていただきたいと抜本的な改善を求めていると思います。

次に、ふれあい入浴事業に移ります。

これは、公衆浴場がどんどんと今減っていることに対して、これまで利用されている市民の方は本当に困ったと嘆いておられます。家にお風呂があるからということで市民のニーズも減って、そのことで公衆浴場自体が減ってきているということが先ほど答弁の中でありましたけれども、しかし、ふれあい入浴の実績で、昨年度2,777名ですか、月1回ですから、12で割ったら200名を超える多くの方たちがこれを利用されているということになると思うんです。やっぱりこれは必要な事業なのかと思いますし、実際、安威川以南の地域なんかからしてみたら、もう歩いて行ける場所の範囲に公衆浴場がないという実態の中では、偏りもあるということになって

いるかと思っています。

安威川以南地域では、高齢者施設も利用してこの事業をやっているということですが、そちらのほうについても利用の実態を一度お答えいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 安威川以南におけるふれあい入浴の状況でございますけれども、平成22年度から特別養護老人ホーム2事業所のご協力を得まして、交代で月に1回無料入浴を実施させていただいているところでございます。昨年度の実績でございますが、年間11名の方のご利用をいただいております。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 なかなか難しいことだと思っているんですけれども、しかし、実際、必要な事業として高齢者施設にもお願いしてやられている、そういった点では、これはもっと広げていくことも考えていただきたいと思いますし、これからの高齢化の中で、さらにつながりやコミュニティを広げていくということなんかも考えて、例えば地域福祉活動拠点とかにも入浴の設備を今後つくるところには併設する、そういったことも一度考えていただきたいと要望しておきたいと思います。

最後に、ごみの関係ですけれども、分別の中で、なかなか正しく分別が行われていない実態もあるんじゃないかと思うんですけれども、そこらは、今の市民の理解度とか、また、啓発・点検指導の体制とか、そこらあたりをお答えいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。環境部長。

○北野環境部長 10月以降の分別が正しく

行われているのか、あるいは市民の理解が得られているかということについてのご質問にお答えいたします。

分別区分を変更いたしまして約2か月半が経過いたしました。分別の状況につきましては、一部の燃やせないごみの中に容器包装プラスチック類の混入が見受けられるところでございます。

今回変更いたしました主な要因でございますが、ごみ分別の結果、燃やせるごみが、生ごみや草木類など水分を多く含むごみの割合が多く、燃やしにくいごみ質に変わってきていることや、市民の皆様から、容器包装ごみが多く、燃やせないごみの収集日を増やしてほしいという要望を受けて実施するものでございます。

今後、一定期間、状況を見まして、広報やホームページなどを利用した啓発や、職員による収集時の啓発等を考えて周知徹底してまいりたいと考えております。

○野原修議長 弘議員。

○弘豊議員 これまで、ごみの分別の関係では、職員が本当に一生懸命、徹底してやってきましたと思うんですけれども、そういう役割を今後ともまたこの中でも果たしてください。（発言終了のブザー音鳴る）

○野原修議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

（南野直司議員 登壇）

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目の摂津市軽度難聴児特別補聴器交付モデル事業の実施でございます。

両耳の聴力にハンディキャップを持っておられる中学生の保護者の方からご相談をいただいたわけでございます。「身体障害者手帳の交付対象とはならない両耳の聴力

に軽度のハンディキャップを持つ子どもへの補聴器の購入に際しての補助はないでしょうか」とのご相談でございました。聞いてみますと、補聴器を購入するのに約10万円の費用がかかるということでございます。早速担当者の方へご相談させていただいたところ、改めてこの特別補聴器交付モデル事業を創設・実施していただきました。市の対応にご両親が本当に心から喜んでおられました。担当課の皆さんへ感謝申し上げます。

1回目に、この特別補聴器交付モデル事業の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、次に、2点目の子ども医療費助成制度の対象年齢を高校修了まで拡大することについてでございます。

本市におきましては、今年の4月1日から対象年齢を中学校修了まで拡大し、さらに所得制限もなくしていただきましたことは高く評価するところでございます。さらに対象年齢を高校修了まで、いわゆる18歳に達する年度の3月31日までに拡大することについてでございます。この子どもの医療費助成に関係します国民健康保険の国庫負担減額調整措置の国の考え、そして、府内において対象年齢を高校修了までとしている自治体の実施状況及び高校修了まで拡大した場合の金額の見込みについてお聞かせいただきたいと思います。

次に、3点目の、旧味舌小学校跡地利用計画における活用用地を、防災機能を備えた新たなスポーツグラウンドとして整備することについてでございます。

この旧味舌小学校跡地土地利用計画について、当面のスケジュールも踏まえた内容についてお聞かせいただきたいと思います。

そして、4点目の、味生公民館にエレベーターを設置するなどバリアフリー化を図り、誰もが利用できる生涯学習施設とすることについてでございます。

この味生公民館におきましても、年間を通してさまざまなイベントが行われているところでございます。公民館まつり、あるいは敬老祭など、公民館の2階で実施されるイベントや講座におきましては、高齢者の方や、あるいは車椅子の方の利用が現在では困難な状況にあります。バリアフリー化の観点から、そして、例えば集中豪雨など大きな災害が起こった場合の避難所という観点から、エレベーターの設置の必要性について、市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

1回目、終わります。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(堤保健福祉部長 登壇)

○堤保健福祉部長 軽度難聴児特別補聴器交付モデル事業の内容についてのご質問にお答え申し上げます。

この事業は、平成28年4月から1年間のモデル事業として実施しているものでございます。身体障害者手帳の交付対象とならない軽度、中度の難聴児に対して、言語及び生活適応訓練を促進するため、高度難聴用補聴器を交付するものでございます。

交付対象者としたしましては、保護者が摂津市内に居住し、かつ、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満であるため、障害者総合支援法の補装具支給の対象とならない18歳未満の児童でございます。ただし、当該対象児の保護者の属する住民基本台帳での世帯の中に、市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は対象外となります。

購入または修理に要する費用負担につきましては、特別補聴器基準価格の3分の2を市が、3分の1を申請者が負担するものであり、生活保護世帯の場合は全額を市が負担するものでございます。

○野原修議長 教育総務部長。

(山本教育総務部長 登壇)

○山本教育総務部長 子ども医療費助成制度についてのご質問にお答えいたします。

子ども医療費助成制度は、全国の多くの自治体が地方単独事業として実施をいたしております。国の考え方といたしまして、地方単独で同医療費助成制度の実施が医療費の増加を招いている、その負担は各自治体がすべきであるという見解から、国民健康保険特別会計への国庫負担金を減額しているという措置を現在行っているところでございます。これに対しまして、国の社会保障審議会におかれまして、地方の取り組みを支援し、少子化対策を推進する観点から、平成30年度から減額措置を見直すという方向で議論がなされているところでございます。

次に、子ども医療費助成18歳到達年度末まで、いわゆる高校修了まで実施している府内の団体は、豊能町、寝屋川市、田尻町の3団体でございます。寝屋川市と田尻町におきましては所得制限なしで、豊能町におかれましては所得制限を設けて実施されておられます。

本市において実施した場合の予算額でございますけれども、今年度、中学校卒業まで拡大をさせていただきました。その額と、国が調査をなされております中学生と高校生の医療費の負担割合等々から推測いたしますと、所得制限を設けず高校修了まで拡大・拡充した場合には、約3,300万円の財源が必要になると見込んでいるところ

でございます。

続きまして、誰もが利用できる生涯学習施設とすることについてのご質問にお答えをいたします。

近年、高齢者や障害者の自立と社会参加を促進するため、公共施設のバリアフリー化が強く推し進められております。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例などからも、高齢者、障害者が気兼ねせず公民館を利用し、学習活動を行っていただける対応についての必要性は認識いたしているところでございます。

ご質問の味生公民館付近は、洪水ハザードマップにおきまして、安威川等が氾濫した際に1メートルから2メートルの水深が想定される地域になっております。高齢者や障害者が浸水前に速やかに高所へ避難するためには、エレベーター設置などによるバリアフリー化は重要になると考えているところでございます。

昨日のご質問にもお答えさせていただきましたように、エレベーターの設置につきましては多額の経費が見込まれますことから、老朽化対策も含め、施設の置かれている状況、また、市の財政状況を見きわめながら検討し、効果的な施設のバリアフリー化を研究してまいりたいと考えております。

○野原修議長 市長公室長。

(乾市長公室長 登壇)

○乾市長公室長 旧味舌小学校跡地土地利用計画の内容、スケジュール等についてのご質問にお答えいたします。

現在、正雀保育所の民営化及び安威川以北地域における待機児童解消などを踏まえ、正雀保育所園舎の建て替えを最優先に

した取り組みを進めており、既存校舎、体育館、プールの解体及び道路などの基盤整備に向けた実施設計を進めているところでございます。

スケジュールについて、現時点での予定として、平成29年度から平成30年度にかけ、校舎等の既存建物を解体撤去し、基盤整備と並行して山田川沿いの敷地北側に保育所新園舎の建設を進め、平成31年4月の保育所新園舎開設を目指したいと考えているところでございます。そして、保育所新園舎開設後に現園舎の解体に着手し、最後に、消防第三分団屯所の建て替え、山田川沿いの敷地南側での新たな施設として建て替えとなる体育館の建設着手の順に進めてまいりたいと考えているところでございます。

○野原修議長 南野議員。

○南野直司議員 1点目の特別補聴器交付モデル事業の実施についてでございます。

事業の内容についてご答弁をいただきました。この事業は、平成28年4月から1年間のモデル事業として実施していただいておりますけれども、現在までの申請及び相談状況を踏まえた今後の事業継続の考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 平成28年4月以降の申請や相談の状況につきましては、現在、申請には至っておりませんが、対象となられる方が市役所窓口相談にお越しになられている状況でございます。このことから、事業実施の効果はあり、継続の必要性はあるものと感じておるところでございます。

○野原修議長 南野議員。

○南野直司議員 ぜひ来年度以降も継続していただきますようお願いいたします。

もう1点は、今後、この事業を継続的に実施するに当たりまして大事だと思うことは、やはり広報やホームページなどで広くこの制度を周知することが必要であると考えますが、この考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 現在、軽度難聴児特別補聴器の交付事業につきましては、モデル事業として実施していることもございまして、周知につきましてはまだまだ浸透していないところでございます。今後、継続的に事業を実施していく中で、対象となり得る市民の方への周知漏れが起こらないよう、今議員からもご提案ありましたように、広報誌やホームページ、また窓口で配付するハンドブック等を活用して、広く制度の周知に努めてまいりたいと考えます。

○野原修議長 南野議員。

○南野直司議員 私自身が今回ご相談いただいたように、ほかにも18歳未満の方で身体障害者手帳の交付対象とはならない両耳の聴力に軽度のハンディキャップを持った方がおられたら、この制度を利用していただけだと思います。どうか、広報誌やホームページ、またハンドブック等を活用して、広く周知をしていただきますようお願いし、要望としておきます。

それから、2点目の子ども医療費助成制度の対象年齢の拡大についてでございます。

ご答弁にありましたように、厚生労働省におきましても、自治体が独自に子ども医療費を助成した際に国民健康保険の国庫補助金が減額されるペナルティーについて、「子育て支援に取り組んでいる自治体への

ペナルティーはおかしい」、「財政状況が厳しい自治体の立場を踏まえた議論を」などの意見が出ておるところでございます。

ここで市長に考えをお聞かせいただきたいと思いますが、総合計画における定住促進の観点、あるいは来年度、平成29年度の予算編成の柱、テーマの一つとして「未来を支える子ども」とされておられます。子育て支援の充実が本当に大事であるとの観点から18歳まで年齢を拡大することについて、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 市長。

○森山市長 南野議員の質問にお答えをいたします。

将来の社会を好むと好まざるにかかわらず支えていくマンパワーの基、それは今の若者、特に子どもだと思います。その子ども人口がどんどん減っていく。ゆゆしきことでございます。そういう意味では、子育て支援にはしっかり目を向けなくてはならない、これは常々申しておるところでございます。

そこで、この一般質問の中で、保育所の建設とか子育て支援についてもいろいろご質問をいただいたと思いますが、その中でも、子どもの医療費助成、これは大きな効果といいますか、取り組みの視点だと思っています。そういうことで、摂津市におきましても一挙に中学3年生までの医療費助成に踏み切ったところでございます。現在、この制度はスタートしてちょうど半年たったんですかね。おおむね1年の経緯をしっかりと検証いたしまして、そして、全体的な行政改革との整合性も見きわめながら検討課題としてまいりたいと思います。

以上でございます。

○野原修議長 南野議員。

○南野直司議員 摂津市の人口ビジョンの将来の方向性には、「子育て世代の転出を食い止めるためには、安心して医療を受けられる体制づくりが求められております。また、若い世代は比較的多いものの、子育て世代が転出超過傾向にあることから、子育て世代が住みやすいまちづくりによって転出を食い止め、安心して子どもを産み育てられる仕組みづくりを進めていく必要がある」とありました。この「安心して子どもを産み育てられるまち摂津」の構築、吹田操車場跡地には健都のまちづくりが行われようとしております。健康・医療のまちづくりでございます。吹田市との協働のまちづくりであります。この健康・医療のまちづくりを行う摂津市といたしましては、大阪でもトップレベルの子ども・子育て支援の施策の充実がやはり求められるのではないかと私自身思いますので、どうか高校修了まで拡大を検討していただきますようお願いし、要望としておきます。

それから、3点目の旧味舌小学校跡地土地利用計画についての当面のスケジュールと内容についてご答弁をいただきました。そして、あとに残った活用用地については、防災空地等の確保に向け、売却方針の凍結との方針が示されたわけでございます。今後、具体的にどのような活用を今の時点で考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 活用用地につきましては、当面の間は、校舎等の既存建物解体撤去をはじめ、保育所及び体育館建て替え、基盤整備などの工事に係る車両や土砂、建築資材などのストックヤードとして利用することとなります。これ以後の活用方法につい

ては、現時点で具体的な決定がされているものはございませんが、いずれにいたしましても、持続可能な行政運営を第一に考えて、今後とも市民の意見に耳を傾けつつ、地域をはじめ、市として最も有益となる方策を検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○野原修議長 南野議員。

○南野直司議員 昨日も森西議員の質問の中で議論がありましており、市内には学校施設以外のスポーツグラウンドがあまりにも少ないという現状、また、熊本地震の発生による南海トラフ大地震への不安の深刻化などを踏まえて、例えば、かまどベンチあるいはマンホールトイレといった防災機能を備えた新たなスポーツグラウンドとして整備することを提案させていただきますが、ここで副市長に考えをお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 副市長。

○奥村副市長 先ほど、市長公室長が答弁いたしましたように、当面はストックヤードとして使用してまいります。それ以後の具体的な活用方法については、現在、決定はされておられません。議員がご指摘の防災やスポーツ振興の視点を持ったグラウンドとしての整備については、一つのご提案として受けとめておきたいと思っております。

本市におきましては、市街地の振興とともに田畑の面積も非常に少なくなり、全市的には住宅密集も顕著になっております。そういう意味では、旧味舌小学校用地の残地については、貴重なまとまった土地として、その活用については最善策を模索していかなければならないと考えております。

行政を取り巻く社会情勢も日々刻々と変化して、どのようなニーズが惹起するかわかりません。そういうことについて行政

がしっかり対応できるように、一つの土地としては活用も考えられるのではないかと考えております。このように考えた場合、あらゆることを想定しながら、その活用については今後慎重に考えてまいりたいと思っております。

○野原修議長 南野議員。

○南野直司議員 先月の11月に山田川運動広場が新たにオープンいたしました。サッカーあるいは野球クラブに所属する子どもたちの保護者の皆さんから喜びのお声をいただいたわけでございます。本当に感謝をされておられました。2020年には鳥飼西のスポーツ広場に総合体育館建設の構想が上がっております。本当にうれしいことでございます。これは、東京オリンピックあるいはパラリンピックに合わせての摂津市におけるスポーツ施設の充実という観点から、本当に素晴らしいことだと思えます。

しかし、先ほど言いましたように、グラウンドが本当に少ないという現状がございます。この旧味舌小学校跡地における活用用地につきましても、防災空地の確保との方針であるならば、どうか計画段階から防災機能、そして防球ネットを備えた新たなスポーツグラウンドとして整備を計画していただきますよう要望としておきます。

それから、4点目の、味生公民館にエレベーターを設置するなどバリアフリー化を図り、誰もが利用できる生涯学習施設とすることについてであります。

9月22日に味生公民館で敬老祭が行われたわけでございます。市長もご挨拶に行かれました。私自身もご挨拶に行かせていただきました。そんな中で、「この6月には、千里丘公民館の大規模な改修が行われ、エレベーターも設置され、新たにリニ

ューアルをいたしました。そして、この1月には、別府の公民館が別府コミュニティセンターとして新たにオープンいたしました。次は、味生公民館にエレベーターを設置し、小さな子どもからおじいちゃん、おばあちゃんまで誰もが利用できる公民館へと、どうか市長、よろしく願います。」と私が挨拶の中で言いましたところ、そのホールの空気がぱっと変わりまして、市長の顔を皆さんが見詰めておられました。やはり地域の皆さんはエレベーターを設置してほしいとの思いであります。ここで市長に、この味生公民館にエレベーターを設置することについて、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁求めます。市長。

○森山市長 再度の質問にお答えをいたします。

市内には5か所の公民館がございます。それぞれ、毎日と言っていいほど、所狭しと色々なサークル活動、文化活動を展開されております。1年を通じて、その成果を発表されるのが公民館まつりでございます。それぞれ工夫を凝らして、今や、その地域といいますか、校区の各コミュニティの核として定着をしております。それぞれの公民館にそれぞれならではの取り組み、そして特徴がございますが、その中で、今ご指摘がございました味生の公民館は、毎年、あの公民館で、校区を挙げてといいますか、地域挙げての敬老祭が行われる、これが一つのあの公民館の特徴でもあろうかと思えます。私は毎年そこに行って敬老のご挨拶をさせていただきますが、あの2階いっぱいが高齢者の人ばかりで満員になるわけでございます。ご高齢の方、足の不自由な方、いろんな方に出会うわけですが、直接私に何もおっしゃらないけれども、何

とかならんのやろかという思いがひしひしと伝ってくることは事実でございます。

そういうことで、きのうも公民館の質問がありましたが、ただ、エレベーターを設置します場合、お金もさることながら、それなりの状況、立地場所等々があるわけにありますから、そんなことも含めて、一度、どういう状況でどうすればどうなるんだという少し具体的な調査に入っていきたいと思っております。

以上です。

○野原修議長 南野議員。

○南野直司議員 私自身、議員をさせていただきましてちょうど11年になりますけども、初めのころから、一津屋のほうへ行きますと、味生公民館にエレベーターを設置してほしいというお声をずっといただいていたわけでございます。委員会あるいはこの一般質問を通して何度もこの件を取り上げさせていただいた経緯もあります。調査もさせていただいた経緯もございます。そして、昨日は、村上議員から鳥飼東公民館についてのエレベーター設置の要望もあったわけでございます。どうか計画的に調査の計画を立てていただきまして、財政は、予算はかなり要ると思いますけども、誰もが使える公民館の実現へ向けて取り組んでいただきますようお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

○野原修議長 南野議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第73号など21件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

(三好義治総務常任委員長 登壇)

○三好義治総務常任委員長 ただいまから総務常任委員会の審査報告を行います。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第73号、平成28年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分、議案第83号、摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第84号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第85号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分及び議案第86号、摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件、以上5件について、12月7日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第83号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○野原修議長 建設常任委員長。

（弘豊建設常任委員長 登壇）

○弘豊建設常任委員長 ただいまから建設常任委員会の審査報告を行います。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第73号、平成28年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分、議案第74号、平成28年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第76号、平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第85号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、議案第91号、摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件、議案第92

号、摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第93号、摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、以上7件について、12月6日、委員1名欠席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第73号所管分及び議案第93号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○野原修議長 文教常任委員長。

（市来賢太郎文教常任委員長 登壇）

○市来賢太郎文教常任委員長 ただいまから文教常任委員会の審査報告を行います。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第73号、平成28年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分について、12月7日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、委員長裁決をもって可決すべきものと決定いたしましたので、報告します。

○野原修議長 民生常任委員長。

（上村高義民生常任委員長 登壇）

○上村高義民生常任委員長 ただいまから民生常任委員会の審査報告を行います。

12月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第73号、平成28年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分、議案第75号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第77号、平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第78号、平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第79号、指定管理者指定の件（摂津市斎場）、議案第80号、指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）、議案第81号、摂津市健康づくり推進条例制定の件、議案第

８２号、摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件、議案第８７号、摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件、議案第８８号、摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件、議案第８９号、摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第９０号、摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件、以上１２件について、１２月６日、委員全員出席のもとに委員会を開催し、審査しました結果、議案第７５号及び議案第７７号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、報告します。

○野原修議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。安藤議員。

（安藤薫議員 登壇）

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたしまして、議案第７３号及び議案第９３号に対する反対討論を行います。

初めに、議案第７３号、平成２８年度摂津市一般会計補正予算（第４号）について、三つの債務負担行為について意見を申し上げます。

一つは、小学校給食調理業務等委託事業です。

２年契約で３，７７５万８，０００円が追加されました。既に民間委託が導入されている４校に加え、新たに千里丘小学校で

導入されることとなります。

給食調理業務の民間委託に対して、これまでも児童の食の安全、食育、学校業者間の連携と労働法制上の制約との矛盾など、問題点を指摘してまいりました。今回、さらに問題なのは、その専門性だけでなく、学校、教職員との連携や、保護者、児童との信頼関係が重要であることから、業務の安定性、継続性が求められるにもかかわらず、わずか２年という契約期間であるということです。

また、給食指導、食育、アレルギー対応に加え、委託校では事業者の担当者への指導、打ち合わせも求められている栄養教諭が市内１０小学校に４人しか配置されていない問題。児童の安全・安心と保護者に信頼される学校給食のために、少なくとも栄養教諭の全校配置などが必要ですが、現状を改善する対応はとられていません。

既に委託を実施している他の４校の契約更新時期に合わせるために契約期間２年設定することや、経費削減を優先する姿勢は、学校給食調理業務の安全・安心を軽視するものと言えます。委託会社の被雇用者とはいえ、児童の食の安全を担う栄養士、調理員など従事者がモチベーションを保ち働ける労働条件や待遇になっているのかどうかについても、市として実態調査と指導監督を行うよう強く求めておきます。

二つは、学校校務員委託事業です。

３年間で６，１８０万３，０００円の債務負担行為額が追加され、第二中学校、鳥飼西小学校、摂津小学校の３校に摂津市初の校務員業務の民間委託が始まります。学校校務員の業務は、児童・生徒が安心して学び、生活できるよう、学校施設の維持管理や学校運営上の諸業務など多岐にわたります。技術と経験とともに、学校や児童・

生徒、地域のことをよく理解していなければなりません。3年で更新時期を迎え、継続性に難があること、指示などを直接行うことができないことなど、給食調理業務と同様に学校校務員業務に民間委託はなじみません。退職者不補充方針を見直し、直営で運営することを求めます。

三つは、小学校増築改修事業についてです。

これは、摂津小学校において、南千里丘開発による人口急増で2018年度には普通教室が不足するとして、運動場の一部に3階建て18教室の校舎を増築するものです。地元住民も参加した通学区域審議会が校区変更ではなく校舎増設等を求めた意見は尊重すべきであります。課題は、5年後には児童数1,000名を超え、学級数も30学級を超えるという、市教委がこれまで小学校統廃合の根拠としてきた学校の適正規模12学級から18学級を大きく上回る大規模校となることです。狭くなる運動場をはじめ、児童数増加がもたらす教育面、安全面の問題の対策を、学校現場や地域との連携を図りつつ早期に解消するよう求めます。また、摂津市が関与した南千里丘開発による人口予測と小学校統廃合についての検証を行い、千里丘新町マンション開発への教訓にすることも求めています。

次に、議案第93号についてです。

本議案は、下水道事業に地方公営企業法を全部適用するに当たって関係条例等を改正する中身となっていますが、公共下水道事業特別会計を企業会計方式に切りかえることの意義についてはメリットばかりが示される一方、会計上あらわれる資産の状況と現状の300億円を超える負債残高をどう扱うかの具体的な説明もなく、この間の

水道事業と下水道事業の組織統合のプロセスやスケジュール等についても、きちんとした説明責任が果たしてきたとは言えません。そもそも、国が自治体に対して地方公営企業法の適用を促す背景には、一般会計からの繰り出しの抑制や民営化促進という狙いがある中で、粛々とそれに従えば、下水道の利用料金のさらなる引き上げをはじめ、結局市民に負担を背負わすことにつながりかねません。今でも高い下水道使用料は引き下げる努力を求め、反対の討論いたします。

○野原修議長 次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 大阪維新の会を代表して、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第84号について反対討論を行います。

まず、議会運営委員協議会における発言の訂正でご迷惑をおかけいたしましたことにおわび申し上げます。

平成28年度摂津市一般会計補正予算(第4号)、平成28年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、平成28年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、各会計とも人事異動等により人件費が削減され、人件費事業についてはマイナス補正となっております。しかし、国の人事院勧告により人件費引き上げ改定がなされようとしております。今回、特別職については、人事院勧告に沿わず、現行のまま引き上げ改定を実施していません。

平成27年度の決算では、財政の弾力性を示す経常収支比率は、経常一般財源等総額の増加が経常経費充当一般財源総額の増

加を上回ったため、96.4%と前年度から3.3ポイント改善しました。ただし、いわゆる赤字地方債である臨時財政対策債発行額を除いて算出すると100.4%となり、平成21年度から100%を超え、硬直的な財政構造が続いています。人件費、扶助費、公債費といった経常経費を市税などの毎年経常的に収入される財源で賄い切れない危機的な状態であることを示しています。臨時財政対策債の平成27年度末現在高は100億408万7,000円で、一般会計の市債現在高の42.5%を占めており、その比率は過大となっています。財政力指数過去3か年の平均は、0.006ポイント悪化し0.977となり、3年連続で1を下回り、財政が弱まっていることがうかがえます。

以上のような財政状況が厳しい中、一般職についても特別職同様に人事院勧告に沿うべきではありません。引き上げをされようとしている財源でもって市民の福祉向上に寄与すべきであります。

したがって、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第84号の反対討論といたします。

○野原修議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 以上で討論を終わります。

議案第73号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○野原修議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号及び議案第84号を一括採決します。

本5件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○野原修議長 起立者多数です。

よって、本5件は可決されました。

議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号及び議案第92号を一括採決します。

本13件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、本13件は可決されました。

議案第83号及び議案第93号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○野原修議長 起立者多数です。

よって、本2件は可決されました。

日程3、議案第94号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(杉本総務部長 登壇)

○杉本総務部長 議案第94号、摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容のご説明を申し上げます。

議案参考資料(議案第94号及び第95号)の1ページから3ページまでの新旧対照表も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本件は、平成25年5月31日に公布されました行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部の施行が予

定されており、情報提供等記録について、新たに保護措置を講ずる必要があるため、所要の整備を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明申し上げます。

まず、第2条に第8号としてマイナンバー法で新たに定義された情報提供等の記録を定義します。情報提供等の記録とは、総理大臣が設置・管理します情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報がどの機関の間でやりとりされたかに係る記録（アクセスログ）をいいます。

次に、第9条の2第2項で、「保有特定個人情報」の次に、「（情報提供等記録を除く。）」を挿入します。これは、情報提供等記録が目的外の利用をそもそも想定していないことから、目的外利用が一切禁止されているためでございます。

次に、第23条第2項では、実施機関が訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合に、必要があると認めたときは、その保有個人情報の提供先に対して、遅滞なくその旨を書面で通知することとしています。情報提供等記録の訂正をした場合には、マイナンバー法の規定により、総理大臣及び情報照会者または情報提供者に通知することとなっているため、その規定を挿入するものでございます。

次に、第24条第1項では、何人も、自己を本人とする保有個人情報について、その保有個人情報を保有する実施機関に対し、その各号に定める措置を請求することができるとしています。情報提供等記録は利用停止請求ができないことから、利用停止請求に関する規定から情報提供等記録を除くための改正をするものでございます。

また、併せて、同条第1項第1号において、マイナンバー法の改正に伴う条項ずれを整備するものでございます。

最後に、情報提供等記録に係るマイナンバー法の施行期日を、政令で定める日が平成29年5月30日までの日となっていることから、その政令で定められた日を規則で定めて施行するため、施行日を規則で定める日としております。

以上で提案内容の説明とさせていただきます。

○野原修議長 説明が終わり、質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第94号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○野原修議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議案第95号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長公室長。

（乾市長公室長 登壇）

○乾市長公室長 議案第95号、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部

を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（議案第94号及び第95号）の4ページから13ページも併せてご覧いただきますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、平成29年1月1日に施行される地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づくものでございます。

主な改正内容は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し、介護休暇の分割取得、介護のための所定労働時間の短縮、所定外労働の免除等で、関係する三つの条例について所要の改正を行うものでございます。

それでは、各条文についてご説明申し上げます。

第1条は、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

第7条第1項は、育児を行う職員の深夜勤務の制限について規定しており、育児の対象となる子の範囲が、これまでは法律上の親子関係である実子、養子に限られていたものを、多様な家族形態に対応するため、民法に基づく特別養子縁組の監護期間中の子、将来に養子縁組を結ぶことを前提とした里親に委託されている子などを新たに対象とするものでございます。

第4項は、第1項から第3項まで育児について規定していたものを、介護についても準用する旨、規定しております。この準用について、これまで深夜勤務の制限及び時間外勤務の時間制限に限っていたもの

を、育児を行う職員と同様に、時間外勤務の免除を新たに設けるため、準用する条文の規定を改め、読みかえ箇所に必要な改正を行うものでございます。

第10条は、休暇の種類を規定しており、その種類に介護のための所定労働時間の短縮措置として介護時間を新たに設けるものでございます。

第14条は、家族の介護のために取得できる介護休暇について規定しており、これまで6か月の範囲内で原則1回の取得が可能な制度となっておりますが、急性期の対応、病院や施設間の移動や介護状態の大きな変化など、多様な状況への対応が必要となることを踏まえ、6か月の範囲内で3回まで分割して取得できるように改正を行うものでございます。

第14条の2は、介護時間について新たに規定するもので、介護のための所定労働時間の短縮措置として、連続する3年の期間内において、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができるものとし、介護時間により勤務しなかった時間は減額となる旨を規定しております。

第15条は、休暇の承認について規定しておりますが、これに介護時間を加えるものでございます。

附則第5項は、給料の減額規定の適用を受ける職員に対する給与についての取り扱いを規定したもので、今回の改正による項の追加に対応するものでございます。

第2条は、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

第2条の2は、養子縁組里親としての職員に委託しようとするも、実親等の同意が得られなかったため委託することができない職員を、育児休業をすることができる職

員から除く規定を定めております。

第2条の3は、条ずれに対応するものでございます。

第3条は、同一の児童に対する再度の育児休業等ができる特別の事情を規定しており、第1項及び第2項は、次の子の特別養子縁組が成立しなかった場合等について、その特別の事情となる旨、規定を定めております。

第3項から第6項は、項ずれに対応するものでございます。

第8条は、部分休業の承認について規定しており、第1項は文言の整備を、第2項は、育児時間や介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認について、その合計時間数を合わせて1日につき2時間までとする規定に改めるものであります。

次に、第3条は、摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

第18条第2項は、給与の減額について規定しており、育児の対象となる子の範囲の拡大や介護時間の新設に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続いて、附則についてでございますが、第1項は、この条例は平成29年1月1日から施行する旨を規定しております。

第2項は、既に介護休暇の承認を受けている職員についての経過措置を規定しております。

以上、摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の提案説明とさせていただきます。

○野原修議長 説明が終わり、質疑があれば受けます。三好議員。

○三好義治議員 数点確認しておきたいと思うんですけど、今、条例提案の中で、介

護休暇の関係と休暇時間の短縮が提案されたんですけど、条文の中でいけば、6か月の中で3回休暇がとれるという理解でよろしいんでしょうかね。それと、短縮時間2時間以内ということの中で、就業時間内の前後は制約をかけているのかという部分と、それと、条文を見ますと、3年間で過ぎると減額措置になるという意味合いを教えてください。要は、6か月で3回と、もう一つは、同じ方を3年間で見た場合に1時間ごとに減額される、この辺の理解がもう一つよくわからないので教えてくださいのと、それから、条文の中で、「管理者が定めるところにより」という文言と、もう一つは「任命権者は」、この違いを含めてお聞かせいただきたいと思います。

○野原修議長 答弁を求めます。市長公室長。

○乾市長公室長 ご質問の内容で私も理解ができない部分もございましたので、きちっとした答弁になるか、自信のない部分もございすけども、まず、介護休暇は6か月で3回とれるようになります。今までは介護休暇は1回しかとれなかったんですけども、これを3分割できるようになります。

それから、短縮の2時間の……。

○野原修議長 暫時休憩します。

(午後2時19分 休憩)

(午後2時29分 再開)

○野原修議長 再開します。

市長公室長。

○乾市長公室長 まず、介護休暇の休暇期間ですけれども、6か月で3回というのは、6か月で1回でも構いませんし、3分割もできるという意味でございます。最大で6

か月だということでございます。

それから、1日の勤務時間を2時間短縮できるというのは、朝でも夕方でも昼間の2時間でも可能だということでございます。

それから、3年間について認めるという部分については、これは国の制度でございます。

それから、管理者が定めるとか任命権者が定めるとかいう部分につきましては、管理者というのは、平成29年4月以降は下水道企業も入りますけども、水道企業の管理者、それから、任命権者というのは、例えば教育委員会の委員会という、市長も含めですけども、任命権者がこのことを定め、与えられるということでございます。

それから、給与のカットにつきましては、介護休業等は原則として無給でございます。短縮をした場合、2時間の短縮についても無給ということでございます。

以上でございます。

○野原修議長 三好議員。

○三好義治議員 管理者と任命権者についてはわかりました。6か月間のうちに3回に分割して休めるということも理解できました。

それから、1日2時間の部分と半年で3か月間の休暇制度との違い。半年間の期間が過ぎて、新たに時間休暇をいただこうとした場合、これはだめなんですか、有効なんですかというのが1点。6か月の中に含まれるのかどうか、それ以外でも時間短縮すれば、それは認められるのかという部分です。

それと、6か月間が3年間のうちに3回、国の制度としては休暇がとれるようになってくるのか。それ以降、認められずに、介護で休まなければならない状況下で

ある中で、それで特休がもらえずに休んだ場合には、1時間全て減額になってくると。要は、病欠でもないし、欠勤扱いになるという理解になるんですね。だから、介護休暇をとる初期の判断基準が非常に難しくなってくるような状況下になると思うんです。それと、前回質問したときに、今、育児休業でもあまりとってないんです。この介護休暇が平成29年1月時点で施行されて、この間、半年にまだ余裕がある場合には、継続してこの条例が適用できると条文の中に載っているんですけど、今、該当者が何人いてるのか、これも含めて教えていただけますか。特に、これからの高齢化社会の中で、介護と、それから少子化の中で、育児というのは大事な課題だと思うんです。その制度設計の中で不利益が起きるようなことになると大変やと。

最後に、やっぱり一番気になるのは、3年間を過ぎた後に、まだ介護をしなければならない状況の中で、そこで減額になるという制度はいかがなものかと思っているので、こういう質問をさせていただいています。

○野原修議長 市長公室長。

○乾市長公室長 まず、介護休暇、6か月で3回というのと時間短縮の2時間、これは別個の制度ということでございますので、それぞれ別々に、介護休暇で休んでいる間は2時間ということはありませんけども、明けて出てくれば2時間休めるということだと理解しております。

それから、3年間で6か月が3回とれるのかということでございますけども、これについては、1人について3年が限度で、そのうちの1回だけ6か月いけるということでございます。その6か月は3分割できるということでございます。

それから、育児休業とかの該当者でございますけども、今現在、現に休んでおる者はございますけども、特に今回の法律改正で経過措置で変更が生じるような者はいないと聞いております。

以上でございます。

○野原修議長 三好議員。

○三好義治議員 ほぼわかりました。ただ、制度設計が複雑なので、またよりわかりやすいように徹底していただけたらいいと思いますけど、最後に1点、参考資料の一番最後のページに、3年経過した後に介護が必要となった場合に休まれたら、1時間に対して減額措置を講じるという条文になっていますね。この点の理解が、もともと救済措置でこの条例がつけられているにもかかわらず、例えば要介護の人は3年たっただけでもっと悪化してると思うんですね。そのときに休もうとした場合に、これが欠勤扱いになって、1時間を超すごとに減額措置になると理解できるんですね。だから、そういった場合の救済措置は考えられてないのかと。多分、そのときになると、有給休暇もなくなって、この特別休暇である介護休暇を利用されている人やと思うんですけども、だから、この条文の3年を過ぎて1時間ごとに減額をされるという中身を教えてくださいませんか。

○野原修議長 市長公室長。

○乾市長公室長 3年を過ぎた場合、この介護休暇とかはどうなるのかということでございます。国の制度も、それにならって今回条例改正しようとしている本市のものも、やはり3年を限度と見ておりますので、残念ながら3年を過ぎた場合は、欠勤とか有給休暇といったもので対応するしかないということでございます。非常に厳しい制度に聞こえるかもわかりませんが

も、これまでよりも介護休業制度が充実されてきて今回の改正になっておりますので、さらにそれ以上の充実というのは今のところ国においても考えられていないということでございます。よろしく願いいたします。（「議事進行」と三好義治議員呼ぶ）

○野原修議長 三好議員。

○三好義治議員 国の制度で条例を策定されて、この範囲を超えないということは理解できますけど、私の父親も、もう7年前に亡くなりましたけど、介護で10年間入院していました。今、母親がねたきりで、これも介護が必要であって、8年間ずっと長男夫婦に面倒を見てもらっているんですけど、やっぱり介護でやろうとしたときに、この3年限度ということはちょっと冷たい思いながら。ただ、制度は今からスタートしますから、状況においては、そういうことも鑑みて、いろいろとまた検討もしていただくことを要望し、これは議事進行にならないかもしれませんが、追加でそういったことだけ言わせていただきます。

以上です。

○野原修議長 ほかにありませんか。渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 国の法律の制度の改定ということで、それに伴って各地方自治体が条例を変えていくということにいつもなっているんですけど、今回、提案者として出されたわけです。そのことに関して、質問に対して的確にしっかりと答えられなかったということは、部署において、この法律に関してどのような練り方をされ、そして条例を提出されたのか、そのことをお聞きしたいと思いますし、そのような出し方に関して、市長、このような状況に陥ったことに関してどのようにお考えか、お聞かせ願

いたいと思います。

○野原修議長 市長公室長。

○乾市長公室長 今回の国における関係法律の改正につきましては、私どもがその改正を受けて今回の議会に条例改正を当初から上げるということが物理的に難しい状況がございましたので、この追加議案の提案となったわけでございます。この内容につきましては、国のほうから、国家公務員においてこういう制度に改めるので十分配慮されたいという趣旨の文書とともに条例の改正案等が送られてきて、それに従って条例改正を提案させていただいているところでございますので、私どもは、この国家公務員の給与制度もそうなんですけども、こういう福利厚生面に付きましても、一応国公準拠ということが原則となっておりますので、特別これについて、ああだこうだという侃侃諤諤の議論をして今回の提案に至ったというところまでいかないんですけれども、国公準拠ということで、人事課、法制担当部署、それから組合等と十分話をした上で提案させていただくこととしたものでございます。よろしく願いいたします。

○野原修議長 市長。

○森山市長 これまでもそうですけれども、国のほうで法律改正が突如ある場合と、前もってある場合と、いろいろあるんですけれども、それに合わせて条例を改正することはまああるんですけれども、それぞれの担当でしっかりと法制との連携のもと、議会にご提案をさせていただいておるものと思います。今までもそうですけれども、その都度、ケース・バイ・ケースではございませんけれども、少し拡大解釈できるもの、限定されたもの等々、人事院、また関係各省へ問い合わせをしながら理解を

深めていくといった場合もございます。

今、三好議員から質問をいただきまして、その辺について突っ込んだところまで説明できなかったということはよくないことだと思いますので、できる限りいろんなことを想定してご説明できるように今後もしっかりと取り組んでいきたいと思います。

以上です。

○野原修議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 市長公室長、ちょっとご答弁が矛盾しとるように聞こえたんです。国の法律改定は突然のことで、前半、なかなかこういう形で議論できなかったと言いつつ、最後のほうは、法制と、それから担当と議論したということを言っておられたんですけど、でも、提案されるんですから、やっぱりどんな質問にも、それに沿った質問をされたわけですから、右往左往するんじゃないくて、それなりに的確にしっかりと答えられんと、どういう思いでこれをやってはるか、これからのそういう条例に関しても、一つ一つどういう議論をされたのかという疑問を生じるわけです。だから、その点は、今回、たまたまかもしれませんが、こういう形になったことに関しては非常に遺憾に思うわけであって、しっかりと練った上で提出されて、どういう質問があってもしっかりと答えられて、それが納得するという形で採決せんと、この採決自体が非常に軽いものになってしまうんです。あなた方が理解せんものを、ほんなら我々がどこまで理解できるかとなるわけですから、そういう理解ができない段階で採決せなあかんというのは、採決自体が非常に軽んじられるわけです。ましてや、この介護の問題なんかは、これは職員のことなんですけど、我々の年齢というのは非常に当て

はまることが多いので、いろんなことを頭の中で想定するんです。だから、そういう点では、やっぱり提出されるからにはしっかりともんでいただいて、自信を持ってこういう条例を提出されるべきじゃないかと思うんですが、その点、一言お願いしたいと思います。

それから、市長、今ご答弁されましたけど、ちょっと遺憾に思うということなので、そういう点のご理解をしてはと思うんですけど、行政自体が一つの大きなチームですから、そして、各部署に分かれたチームの中でチームワークがしっかりととれとったらこういうことは起きないわけであって、そういう点、リーダーとしてもう一度引き締めをしっかりとお願いしたいと要望しておきます。

○野原修議長 市長公室長。

○乾市長公室長 はっきり申しまして、今回の条例改正につきましては、人事課内部、法規、それから労働組合、そういったところともちろん一定の協議はしております。でも、先ほども申し上げましたとおり、侃侃諤諤の議論を特に人事課内でやった上で今回の提案に至っていないということにつきまして、私の理解が非常に薄くなっているということについて反省しております。ここでおわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

○野原修議長 渡辺議員。

○渡辺慎吾議員 市長公室長、議会の前にはいろいろ大変なことがたくさんあって、いろんなことの課題があって、それを解決せなアカンというのはよく理解しております。今回のことを一つの反省として、しっかりとこれからも議論を重ねていただきたい、そのように要望しておきます。

以上です。

○野原修議長 理事者におかれましては、今、議員から言われたような形で、提案されるときには、市長も言われましたような形の審議不足じゃなくて、きっちりして、また皆さんにきっちり答えるような形で提案していただくことをお願いしておきます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第95号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立する者あり）

○野原修議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程5、請願第1号を議題とします。

本件については、請願文書表のとおり、所管の常任委員長に付託します。

お諮りします。

本件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程6、議会議案第15号など4件を議題とします。

お諮りします。

本４件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本４件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○野原修議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。弘議員。

（弘豊議員 登壇）

○弘豊議員 日本共産党議員団を代表して、議会議案第１７号に対する反対討論を行います。

この意見書案では、安心の社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を政府に求めるとしていますが、この間の地方自治体の財政状況の悪化を招いている現況については全く触れられておらず、むしろ本質から目をそらすような要望ばかりが並べられていると言えます。

まず、第一に述べられているのが社会保障と税の一体改革を進める立場、消費増税の延期が社会保障財源の不足の主たる要因のように位置付けていることは容認できません。仮に増税を行ったとしても、それがそのまま税収の確保にはなりませんし、地域経済に深刻なダメージを与えることは避けられません。

次に、福祉人材確保のために職員の処遇

改善が喫緊の課題と述べていますが、「など」という文言でくくって一億総活躍プラン関連施策の財政措置を求めるということになれば、子育て支援や社会保障充実、働き方の改革などに紛れて、アベノミクスの的外れな経済政策を一層強化せよという内容も含んでしまうことになります。

また、まち・ひと・しごと創生事業費、地方創生推進交付金は、自治体からの申請を選別し、政府が先導的だと認定する事業に対し優先交付するもので、政府の政策パッケージどおりに自治体の施策を誘導する役割を果たしています。地域の実情に応じて自主性・自発性を発揮し、地方創生を推進することができるようにというのであれば、この交付金のあり方は抜本的に見直す必要があります。

そもそも、今の人口減少や貧困と格差、地方が疲弊した原因はどこにあるでしょうか。政府が進めてきた輸入自由化等による農林畜産業の切り捨てや大店法廃止による商店街衰退、三大都市圏への大型開発の集中、非正規雇用の拡大による雇用破壊、三位一体改革による地方交付税の大幅削減や平成の大合併の地方への押しつけなど、これらの問題には何の反省もなく、かけ声ばかりの地方創生や一億総活躍社会と叫んでも解決の道は見出せません。

私たちは、日本経済の行き詰まりを打開する対案として、一つ目には能力に応じて負担する公正・公平な税制の改革、二つ目には社会保障、若者、子育て中心の予算への改革、三つ目には８時間働けば普通に暮らせる社会への変革、四つ目には大企業と中小企業、大都市と地方などの格差是正といった四つの改革を進めることを提案しています。その上で、地方自治体が地方自治法に定められた住民福祉の増進を図る機関

としての役割を果たせるような地方交付税の拡充、一般財源の増額等を求めています。

以上のことから、この意見書案の文案については可決することに反対を申し上げ、討論といたします。

○野原修議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 以上で討論を終わります。

議会議案第15号、議会議案第16号及び議会議案第18号を一括採決します。

本3件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野原修議長 異議なしと認め、本3件は可決されました。

議会議案第17号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○野原修議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで平成28年第4回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後2時54分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 野 原 修

摂津市議会議員 安 藤 薫

摂津市議会議員 野 口 博

☆ 添 付 資 料

平成 2 8 年第 4 回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
12 / 5	月	本会議（第 1 日）	委員長報告（継続分） 提案理由説明・質疑・委員会付託・即決	10:00
			（議会議案届出締切 17:15）	
6	火		建設常任委員会（第一委員会室）	10:00
			民生常任委員会（第二委員会室）	10:00
7	水		総務常任委員会（第一委員会室）	10:00
			文教常任委員会（第二委員会室）	10:00
			（一般質問届出締切 12:00）	
8	木			
9	金			
10	土			
11	日			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木			
16	金		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
17	土			
18	日			
19	月			
20	火	本会議（第 2 日）	一般質問	10:00
21	水	本会議（第 3 日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
			議会運営委員会（第一委員会室）	本会議終了後

議 案 付 託 表

平成 2 8 年第 4 回定例会

〈総務常任委員会〉

- 議案 第 73 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分
議案 第 83 号 摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 84 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 85 号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第 2 条（摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）以外に関する部分）
議案 第 86 号 摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件

〈建設常任委員会〉

- 議案 第 73 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分
議案 第 74 号 平成 2 8 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案 第 76 号 平成 2 8 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案 第 85 号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第 2 条（摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）に関する部分）
議案 第 91 号 摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 92 号 摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 93 号 摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

〈文教常任委員会〉

- 議案 第 73 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分

〈民生常任委員会〉

- 議案 第 73 号 平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）所管分
議案 第 75 号 平成 2 8 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案 第 77 号 平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案 第 78 号 平成 2 8 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案 第 79 号 指定管理者指定の件（摂津市斎場）
議案 第 80 号 指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）
議案 第 81 号 摂津市健康づくり推進条例制定の件
議案 第 82 号 摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件
議案 第 87 号 摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 88 号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 89 号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
議案 第 90 号 摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件

平成28年 第4回定例会 一般質問要旨

質問順位

1 番	水谷毅議員	2 番	福住礼子議員	3 番	山崎雅数議員
4 番	上村高義議員	5 番	増永和起議員	6 番	森西正議員
7 番	村上英明議員	8 番	嶋野浩一郎議員	9 番	安藤薫議員
10 番	市来賢太郎議員	11 番	東久美子議員	12 番	中川嘉彦議員
13 番	弘豊議員	14 番	南野直司議員		

【注】 囲み数字は一問一答方式（1 回目は一括質問一括答弁方式で2 回目から一問一答方式）、囲みのない数字は一括質問一括答弁方式での質問になります。

1 番 水谷毅議員

- 1 山田川公園の保育所配置場所について
- 2 マンション開発に伴う千里丘小学校の児童数の推移について
- 3 高齢者及び自転車の安全について
- 4 成年後見人について

2 番 福住礼子議員

- 1 市の特色を活かした健康器具の設置について
- 2 小学生の英語力向上のための学習プログラム「D R E A M」活用について
- 3 物品調達の事務処理の簡素化について

3 番 山崎雅数議員

- 1 第1 集会所の機能の集約と移転について
- 2 生活保護利用者への資産調査について

4 番 上村高義議員

- 1 市民サービスコーナーの廃止について
- 2 婚姻届や出生届などの受付業務における摂津市らしいサービスについて
- 3 市役所などの公共施設へのシャワー付きトイレなどの普及について
- 4 下水道管などの地下埋設配管による道路陥没について

5番 増永和起議員

- 1 国民健康保険料の引き下げと府内統一化について
- 2 市税の滞納処分と市民税の減免について
- 3 別府コミュニティセンター等の活用について
- 4 一津屋3丁目三島浄水場横の道路の安全について

6番 森西正議員

- 1 スポーツ広場への総合体育館建設について
- 2 鳥飼地区のコミュニティセンター建設について
- 3 保育所での学童保育について
- 4 空家対策について
- 5 J R東海新幹線鳥飼車両基地地下水汲み上げ問題について

7番 村上英明議員

- 1 特定健診における胃がんリスク検診（ピロリ菌検査）の導入について
- 2 避難所の非構造部材の耐震化について
- 3 鳥飼東公民館へのエレベーター設置について

8番 嶋野浩一郎議員

- 1 庁内における情報管理について
- 2 小中学校への外部人材の登用について

9番 安藤薫議員

- 1 就学援助制度の改善について
- 2 子ども医療費助成制度等の入院時食事療養費助成の所得制限を廃止することについて
- 3 公共施設巡回バス（セッピー号）など公共交通の充実について

10番 市来賢太郎議員

- 1 市内道路の整備について
- 2 路上喫煙の禁止について
- 3 明和池公園の施設について
- 4 病児保育について
- 5 広報について

11番 東久美子議員

- 1 高齢化社会の課題について
- 2 学校の課題について
 - (1) 障がい児教育について
 - (2) 給食について
 - (3) 食物アレルギー対応について

12番 中川嘉彦議員

- 1 子どもたちの英語力向上について

13番 弘豊議員

- 1 保育所待機児童問題の緊急対策について
- 2 中学校給食の現状と課題について
- 3 ふれあい入浴事業について
- 4 10月からのごみの分け方、出し方の変更について

14番 南野直司議員

- 1 摂津市軽度難聴児特別補聴器交付モデル事業の実施について
- 2 子ども医療費助成制度の対象年齢を、高校修了まで拡大することについて
- 3 旧味舌小学校跡地利用計画における活用用地を、防災機能を備えた新たなスポーツグラウンドとして整備することについて
- 4 味生公民館にエレベーターを設置するなどバリアフリー化を図り、誰もが利用できる生涯学習施設とすることについて

議決結果一覧

議案番号	件 名	議決月日	結果
認定 第 1 号	平成 2 7 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 2 号	平成 2 7 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 3 号	平成 2 7 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 4 号	平成 2 7 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 5 号	平成 2 7 年度摂津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 6 号	平成 2 7 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 7 号	平成 2 7 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
認定 第 8 号	平成 2 7 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	1 2 月 5 日	認定
議案 第 67 号	平成 2 7 年度摂津市水道事業会計剰余金処分の件	1 2 月 5 日	可決
議案 第 73 号	平成 2 8 年度摂津市一般会計補正予算（第 4 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 74 号	平成 2 8 年度摂津市水道事業会計補正予算（第 2 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 75 号	平成 2 8 年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 76 号	平成 2 8 年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 77 号	平成 2 8 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 78 号	平成 2 8 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 79 号	指定管理者指定の件（摂津市斎場）	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 80 号	指定管理者指定の件（摂津市立葬儀会館）	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 81 号	摂津市健康づくり推進条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 82 号	摂津市農業委員会の委員の定数を定める条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 83 号	摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 84 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 85 号	摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 86 号	摂津市税条例等の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 87 号	摂津市立ふれあいの里条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 88 号	摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 89 号	摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 90 号	摂津市環境の保全及び創造に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 91 号	摂津市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決

議案 第 92 号	摂津市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 93 号	摂津市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 94 号	摂津市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
議案 第 95 号	摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件	1 2 月 2 1 日	可決
請願 第 1 号	国保改悪につながる「府内統一化」に反対し、国保料の引き下げと減免制度の拡充を求める請願	1 2 月 2 1 日	閉会中の 継続審査
議会 議案 第 15 号	ホームドアの設置と「内方線付き点状ブロック」の整備促進を求める意見書の件	1 2 月 2 1 日	可決
議会 議案 第 16 号	地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書の件	1 2 月 2 1 日	可決
議会 議案 第 17 号	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める意見書の件	1 2 月 2 1 日	可決
議会 議案 第 18 号	精神障害者への重度障害者医療費助成及び公共交通機関への運賃割引の実施を求める意見書の件	1 2 月 2 1 日	可決